

平成27年9月宮崎県定例県議会
決算特別委員会（平成26年度決算）
商工建設分科会会議録

平成27年10月2日・5日～6日

場 所 第5委員会室

平成27年10月2日(金曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第23号 平成26年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

企業立地課長	日高幹夫
観光推進課長	福嶋清美
記紀編さん記念事業推進室長	松浦直康
オールみやざき営業課長	酒匂重久
工業技術センター所長	富山幸子
食品開発センター所長	森下敏朗
県立産業技術専門校長	田村吉彦

出席委員(7人)

主査	二見康之
副主査	河野哲也
委員	蓬原正三
委員	横田照夫
委員	野崎幸士
委員	高橋透
委員	西村賢

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長	江藤修一
調整審査課長	田畑吉啓

商工観光労働部

商工観光労働部長	永山英也
商工観光労働部次長	畑山栄介
企業立地推進局長	川野美奈子
観光経済交流局長	武田宗仁
商工政策課長	日下雄介
経営金融支援室長	門内隆志
産業振興課長	野間純利
産業集積推進室長	谷口浩太郎
労働政策課長	久松弘幸
地域雇用対策室長	天辰晋一郎

事務局職員出席者

総務課主幹	河野剛
議事課主任主事	沼口恭一郎

○二見主査 ただいまから、決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてであります。その場合、主査において他の分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、お手元に配付の分科会審査の進め方(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、分科会審査の進め方のとおり進めさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成26年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○江藤労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。平成26年度の決算につきまして御説明いたします。

お手元にお配りしております平成26年度決算特別委員会資料をごらんください。

資料の1ページをお願いいたします。

(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費であります。

予算額9,911万1,000円に対しまして、支出済額9,777万5,115円、不用額は133万5,885円、執行率が98.7%となっております。

目の執行残が100万円以上となっておりますので、御説明をいたします。

(目)の委員会費であります。不用額が133万5,885円となっております。

この主なものは、報酬の61万4,400円です。

これは、労働委員会委員の報酬の不用額ですが、あっせん事件等の申請件数が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

なお、執行率は90%を上回っております。

決算事項の説明は以上であります。監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しまして、報告すべき事項はございません。

また、主要施策の成果に関する報告書への掲載はございません。

私からの説明は以上であります。2ページ以降の平成26年度業務実績の概要につきましては、調整審査課長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○田畑調整審査課長 それでは、私から平成26年度の業務実績の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。

この資料におきましては、労働委員会が取り扱う業務を(1)の不当労働行為審査事件、それから、2ページから3ページにかけての(2)の労使紛争あっせん事件、それから、3ページから4ページにかけての(3)の労働相談の3つに分けて記載しております。

それでは、2ページにお戻りください。

まず、(1)の不当労働行為審査事件ですが、これは、労使関係における使用者側の行為が労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。26年度は取り扱いがございませんでした。

次に、(2)の労使紛争あっせん事件ですが、①の集団的事件は労働組合と使用者との間に生じた紛争について、労働委員会の会長が指名したあっせん委員が、当事者間の調整を図りながら、紛争の解決に努めるものであります。

26年度は、ごらんのとおり前年度からの継続が1件ありましたが、和解により解決しました。

また、新規で1件の申請がありましたが、被申請者があっせんに応じなかったため、打ち切

りとなりました。

次に、②の個別的事件ですが、これは、労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、①の集団的事件と同様に解決を図るためのあっせんを行うものです。

2ページから3ページにかけて記載しております表をごらんください。

26年度は4件の申請があり、表の一番右の終結区分の欄に示しておりますように、取り下げが2件、解決に至らず打ち切りとなった事件が1件、あっせん開始に至らず不開始となった事件が1件となっております。

次に、3ページの(3)の労働相談の状況についてであります。

労働相談においては、職場でのさまざまなトラブルに悩んでいる相談者の方々に対して助言や情報提供を行うとともに、先ほど御説明したあっせん制度の利用をお勧めしたり、明らかな法令違反があると思われるケースについては、労働基準監督署等の指導監督権限のある機関を紹介するなどして、労使紛争の解決に努めております。

①の相談件数ですが、26年度は117件の相談がありました。そのうち労働者個人からの相談が97件と大部分を占めております。

4ページをごらんください。

②の相談内容としては、解雇及び退職に関するものが26件と最も多く、以下、賃金に関するもの、休暇に関するもの、パワハラ・セクハラに関するものと続いております。

最後に、(4)の処理件数の推移についてありますが、それぞれの業務の過去3カ年度分の件数はごらんとおりとなっております。

説明は以上であります。

○二見主査 執行部の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

○高橋委員 基本的なことを聞きますけれども、2ページのあっせん事件の①の集団的事件で、あっせんに応じなかったから打ち切りになっているじゃないですか。いわゆる申し立て側は団体交渉を求めているにもかかわらず、当局が応じないということなんですよ。これって、応じる義務がありますよね。どういうふうに理解したらいいんですか。この後の進展というのは、もうこれで、何も第三者機関の力というのは發揮できないのでしょうか。

○田畑調整審査課長 基本的に、応じるか、応じないかというのは任意でございまして、強制力はないということでございます。

例えば、これで、相手方があっせんに応じないといった場合は……。ちょっとお待ちください。

済みません。委員の御質問は、団体交渉に応じる義務が労働組合のほうにはあるということなので、そちらのほうでの対応をしていただくということになるかと思います。——補足いたします。

これは、集団のあっせん事件でございますので、あっせんに応じる必要はないんですけれども、これが不当労働行為審査事件ということになった場合は、応諾する義務があるということでございます。

○高橋委員 団体交渉拒否ですよ。拒否だから、不当労働行為に含まれるのとは違うんですか。

○田畑調整審査課長 このケースにおきましては、集団的事件として申請が上がってきておりました。これが、もし、不当労働行為事件ということで、いわゆる団体交渉拒否ということになれば、そちらのほうの進め方を進めていくとい

うこととなります。

○高橋委員 わかりました。

このいわゆる廃棄物処理業の方々が、次のアクションを起こしていらっしゃるんですね。

○田畑調整審査課長 この案件につきましては、申請がありまして、それを受けて使用者側のほうと事務局のほうも接触する中で、労働者側の要求は、団体交渉の応諾ということでありましたので、実際、あっせんに介する前段で使用者側のほうが、団交を実施しますということがありまして、それを、取り下げとか、そういった手続もあるんですけれども、それはもうほぼ確実でしたので、一応、手続としては打ち切りという形になりました。

したがいまして、実質的には、こういった申請の目的は達成されたという結果でございます。

○高橋委員 実質は、和解のような気がしました。だって、当局側は、交渉はしますということをや曲がりなりにも発言しているわけでしょう。であれば、和解として理解していいのかなと思えました。いいです。

○西村委員 相談件数の中で、相談内容というものがあって、その他の60件という項目の中で、労働時間とか時間外労働とか、パワハラとか出ていますけれども、いわゆるブラック企業の問題が近年非常に出てきて、法規制等も厳しくなっている中で、その現状はどうなんでしょうか。この相談の内容自体は弱まってきているのか、逆に深刻になってきているのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○田畑調整審査課長 26年度は117件という件数でございますけれども、その内容につきましては、非常に多岐にわたっておりまして、委員がおっしゃるような傾向というのが、なかなか分析しづらいところがあります。

ブラック企業については、マスコミ等でもいろいろ議論されてますし、報道されておりますけれども、相談内容が匿名であったり、なかなか具体的にお話しただけでないケースもありますので、お勤めの会社がブラック企業に該当するかどうかという判断もまた難しいところがございます。

○西村委員 確かに決めつけることはなかなか難しいとは思いますが、例えば、個別に匿名で相談があったときに、その人も勇気を振り絞って相談してきているときに、話だけ聞いて、その後アドバイスをされて、それが解決していくかどうかということも、一つは推移を見守らないといかん部分もありますし。

例えば、企業を逆恨みしたり、勤めている会社を逆恨みをしてやるケースというのも、中にはありかねないと思うんです。そういうことを注意してやらなきゃいけないので、私はその件数だけではなくて、数よりも中身だと思って、ちょっと伺ってみたところでした。

県内では、そこまで深刻な、テレビで報道されるような、恐ろしいような企業っていうのは、そんなにないという感触でよろしいんですか。

○田畑調整審査課長 その点も含めまして、なかなか県内の企業の実態というのが、情報としてわかりません。

私どもとしましては、そういったいろんな相談が来たときには、賃金の未払い等、明らかに労働基準法違反であるといった場合、労働基準局のそういった機関を御案内したり、あるいは、民事上のトラブル、慰謝料を求めるとか、そういったことで、明らかな法令違反ではなくて、いわゆるあっせんのほうで何かお手伝いできるような部分があれば、そういった制度を御紹介して、そして解決していくと、それぞれ懇切丁寧

寧に対応していくということで、心がけております。

○西村委員 ありがとうございます。以上です。

○横田委員 2ページ、3ページのあっせん事件の終結区分、和解、打ち切り、取り下げとありますけれども、その違いを教えてくださいませんか。

○田畑調整審査課長 和解が成立しておりますのは、集団的事件、一番上のAあっせん事件であります。

これについては、申請者が、そこに書いてありますような申請事項を上げて、そして、被申請者のほうからどこまで歩み寄れるとか、そういった話を聞きながら、そこで折り合いがついたところで、和解に関する署名を交わして成立させると、紛争を解決するというものでございまして、具体的にこのあっせん事件につきましては、雇用契約終了の確認、それと、金銭の支払いという形で和解が成立いたしました。

打ち切りといいますのは、先ほど高橋委員から御質問がございましたけれども、実際にあっせんをする前段で問題が解決する、あるいは、お互いの主張がかなり乖離がある場合に、委員会の判断として打ち切るというような手続でございまして。

取り下げといいますのは、いろいろ事情がありますけれども、申請者のほうが都合でなかなか時間をかけられないとか、いろんな諸事情で申請自体を取り下げるといようなものでございます。例えば、②の個別的事件のDあっせん事件につきましては、申請が上がってきて、事務局のほうで、いろいろあっせん期日の設定に努めたところなんですけれども、被申請者の都合等もありまして、なかなか設定ができなかったというお話を申請者に差し上げたところ、一

旦取り下げるといような状況があったということでございます。

それから、3ページに不開始というのがあるうかと思えます。これは、あっせん手続を開始する前に、そこに争う余地がない場合とか、これはあっせんになじまないとか、そういった判断をあっせん委員のほうで行ったとき、会長が行ったときに不開始とするものです。このFあっせん事件につきましては、申請者の要求が就業規則に、復職に関する規定を明示してくださいというような内容だったんですけれども、これについては、既にある規則の中に、表現は異なりますけれども、実質そういった記述があったということが、あっせんに入る前段での事務局調査の段階で判明しましたので、不開始という処理をしたものでございます。

○横田委員 3ページのEあっせん事件ですけれども、申請年月日から終結年月日まで半月もないぐらいですよ。これは、未払い賃金の支払いに対する申請ですけれども、申請者が半月もしないうちに、もう諦めたということなんですか。

○田畑調整審査課長 Eあっせん事件につきましては、一旦あっせん申請はされたんですけれども、まもなく裁判所のほうに調停の申し立てをされたということで、労働委員会のこの手続はもう取り下げられたという経緯でございまして。

○横田委員 わかりました。

○蓬原委員 全体的な話になるんですが、ここにいろいろ、百何件、労働者個人、労働組合、事業主等とあるんですけれども、どこまで県民の方々が、労働委員会なるものの存在と、何をしていただけるところなのかというのを意外とわかっていないのかなという気がしています。

なぜ、私がこういうことを言うかということ、

今、地方創生と言うじゃないですか。地方創生の中で、U I J ターンとか、いろんな施策をこの後の商工観光労働部でやってるわけですが、やっぱりよそからこちらに、特に都市部からこちらへ帰ってくるとすれば、一つは賃金のこと、自分のスキルを生かせる職場があるかとかあるんですけども、そういう労働条件のよさみたいな、都市部に比べて、福利厚生も含めて、労働条件がどの程度いいかというのは、大きな判断材料になると思うんです。

だから、宮崎県全体の産業におけるそういうもろもろのことを含めた労働環境というのが、全体的に底上げにならないと。ここに出てきますけれども、これはある意味、場合によっては氷山の一角で、なかなかこういう存在も知らずに。労働者側からの申し入れをするというのは、立場上はどうしても弱くなりますから、大変勇気が要ることなんです。最近は、かなりよくなってきてるとは思うんですけども、私もUターン者ですから、そのあたりを目の当たりにして、地方の持つ問題というのはこの辺にあるなというのはずっと思ってます。

その意味では、こういうものがあるよという、労働委員会の役割はこういうもので、こうしてあるんですよ。窓口は、こうしていただければ、こちらにそういう申し入れというか、相談はできるんですよみたいなものも、たまには県の広報とか、そういうものでお知らせをされるほうが、いいんじゃないかなという気がしてます。私個人も、労働委員会なるものを県議会議員になるまで知りませんでしたから。そんな気がして、今、お話をしたところでした。

地方創生にかかわることを、間接的になりますので、申し上げたところです。何か御意見があれば、お願いします。

○江藤労働委員会事務局長 労働委員会制度と申しますか、労働委員会自体の基本的な役割と申しますのは、もともとは労使関係の安定あるいは正常化を図るということで、労使紛争が起こったときに間に立って、調整を図るという機関であります。

戦後、労働組合法が制定されまして、組合活動と申しますか、労働争議が盛んな時期がございましたけれども、そうした時期を過ぎまして、年々そういう争議関係が減少していく中で、今度は、組合対使用者の紛争と、労働者個人の先ほど申しました解雇とか賃金未払いとか、そういった問題に関する使用者とのトラブルと申しますか、そういったのが年々ふえてくる傾向にありました。

そういうことで、労働委員会としては、もともとは労働組合、団体と使用者との間の紛争解決機関が、第一義的な目的だったんですけども、近年では果たす役割も、どちらかといいますと、そういう個別的な労使紛争にかなり重きが置かれていくような状況になりつつあります。

ただ、そういう紛争が起こりまして、我々の機関としては、主にあっせんとかいうことで行うわけですけども、その前段として、労働者あるいは使用者からの相談が来ると。来たものに対して、中に入って調整を図るということですけども、労働相談の件数に上がってますように、この件数が多いのか少ないのかということになると、ここ五、六年で見ますと、増加傾向の後、落ちついてはいるんですけども、委員が言われたように、氷山の一角ではないかというところも確かにあると思います。

労働委員会は、相談窓口として機能しておりますけれども、このほかに、本来、労働基準局と申しますか、国の機関としてそういう相談に

応じている窓口があります。それと、県でいきますと、商工観光労働部の労働政策課、その出先となります中小企業労働相談所、あるいは組合の連合あたりでも、そういう相談窓口を持っておりますけれども、そういったもろもろの機関が相互的に連携しながら、窓口としていろいろと御案内をしてるということでもあります。

労働委員会の事務局としましては、相談窓口を実施しているということについて、県のホームページであるとか、あるいは県の広報誌だけでなく、市町村の、地元の広報誌とかにも御協力を依頼しまして、取り組んでいるところではありますけれども、まさに労働委員会が果たす役割をきちとなしていくためには、委員会制度の認知度の向上を図ることは、最も大事だと考えております。今年度もそういうことで、今までは文書でお知らせしたり、依頼をしたりするものを直接、実際に関係する機関とかにも出向きまして、広報啓発についての御協力を依頼しているところであります。

また、本年10月は、全国的な強調月間の取り組みの時期でありまして、県の労働委員会事務局としても、10月の1週間程度を捉えて、土日も含めて、そういう相談窓口を開放するという取り組みを行うことにしております。

○蓬原委員 国の労働基準監督署との取り扱いの違いというのは何ですか。

○江藤労働委員会事務局長 労働基準局のほうでも、そういう個別の労働相談に対する紛争解決処理機関として、あっせんの窓口を開いております。

あっせんとしては、労働委員会で行っておりますものと似たようなものですが、若干違うのは、労働委員会で行ってるあっせんについては、あっせん委員が公労使3者が入って行

うというところで、いわゆる労使側の専門的なサイドに立ったいろんなアドバイスもできるということです。

あと、労働局のあっせんについては、基本的に1回で行うんですけれども、労働委員会のほうで行うあっせんについては、1回に限らず、その状況に応じて2回、3回ときめ細かに行っていくということでもあります。

ほかにも、裁判所の労働審判とか、あるいは民間の紛争解決機関というものもあるんですけれども、そういったいろんな選択肢がある中で、相談者の方が、どういった手段を選択して解決を図るかという意味では、いろんな解決に至るやり方が選択できるような仕組みになっているということでもあります。

○蓬原委員 十分PRをして、存在感を十分に示して、機能発揮に努めてください。

○横田委員 労働相談の②です。135件の相談内容があったということですが、労働委員会が間に入って調整をした結果、うまく調整ができたもの、調整ができなかったもの、それぞれ代表例でいいですから、1つか2つか御紹介いただけないでしょうか。

○田畑調整審査課長 117件の相談の中で、うまくいったケースとか、そういった意味でしょうか。

○横田委員 はい、もし紹介できれば。

○田畑調整審査課長 実は、細かい資料が手元にないというのも一つあるんですけれども、いろんな相談を受けます。

その中で、あっせんで解決できるかなというのは、あっせん制度を御説明差し上げて、そして、あっせんとして上がってきたのが、先ほど御説明させていただいた個別的事件のあっせんですとか、場合によっては集団的事件と

ということです。労働委員会のそういったテーブルにのって処理したものは、2件プラス4件というか、そういうふうになるんですけれども、実際、相談の中でいろんな助言を差し上げるとか、そういった中で、相談者がアドバイスを受けて、使用者のほうにかけ合って、そしてうまくいきましたとか、そういったケースがあります。申しわけございません。具体的にこれというのは、ちょっと手元にないんですけれども、そういったケースというのはあります。

今回、26年度の数字ですけれども、4月以降においても、そういった相談がございまして、これは、解雇をめぐるトラブルで、労働者の方から相談がございました。あっせんのお勧めもしたり、あるいは、その会社には組合がありましたので、組合のほうに相談されて、そして、組合を通して経営者のほうと相談されたらどうですかという話を差し上げたところ、実際その行動をとられて、円満な解決の方向に向かっていくというところまで報告をいただいておりますけれども、最終的なところはちょっと確認しておりませんが。

そういったことで、あっせんに乗らない段階でいろんな助言を差し上げて、うまくいったという話は幾つかございます。

○横田委員 それじゃあ、117件の相談件数の中で、実際、労働委員会が間に入って、相手側と一緒に交渉したというのは、この6件だけで、あとはもう、いわゆるアドバイスなり何なりして、それぞれが解決していったということなんですか。

○田畑調整審査課長 中にはそういったケースもあるということでございます。

基本的に、労働委員会は中立という立場をとらせていただいておりますので、相談を受けて、明

らかに使用者のほうに、語弊がありますけれども、落ち度があるというか、法律の解釈ミスがあるとか、そういったことがあれば、それはきちんとお伝えすると。そういう中で、両方で協議をしていただくというような場面もあります。

その中で、あっせんに乗る前に、積極的に企業のほうに行くとか、そういったところまではやっております。

○横田委員 それじゃあ、調整というよりか、相談を受けてやり方をアドバイスするとか、そういう内容ということで理解していいですか。

○田畑調整審査課長 基本的にはそういうところで、私どもには労働基準監督署のような権限はございませんので、そのあたりがある意味限界かなと思いますけれども、丁寧に対応させていただきます。

○横田委員 わかりました。

○二見主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時37分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、商工観光労働部の審査を行います。

まず、部長より平成26年度決算の概要について、説明をお願いいたします。

○永山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

商工観光労働部の平成26年度決算につきまして説明をさせていただきます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお

開きください。

分野別施策体系と書いておりますけれども、県の総合計画の未来みやざき創造プランのアクションプランにおける分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを体系にしたものでございます。

見ていただきますとおり、人づくりについて、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会、それから、産業づくりについて、1番の多様な連携により新たな産業が展開される社会から4番の経済・交流を支える基盤が整った社会、この4本の柱、全体で5つの柱に沿ってさまざまな施策を展開しているところでございます。

次に、別冊の主要施策の成果に関する報告書の163ページをごらんください。

今申し上げました商工観光労働部に関連します5つの柱について、それぞれの事業等も記載しておりますので、こちらのほうを使って説明をさせていただきます。

まず、163ページの人づくりについてであります。1番の多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の(1)国際化への対応につきまして、国際交流員による各種国際交流活動や広報誌などによる情報提供によりまして、県民の国際理解の増進を図りましたほか、県内に在住する外国人を対象といたしまして、日本語講座や法律相談、生活相談などの支援を行ったところでございます。

次に、産業づくりについて、1番の多様な連携により新たな産業が展開される社会の(1)産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開につきまして、新産業創出研究会の開催などを通じて、産学官の連携強化を図り、産学官共同研究グループに対する研究開発支援を行った

ほか、東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連機器の研究開発及び販路開拓の支援等の取り組みを行いました。

次に2番、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会の(1)工業の振興についてであります。

次の164ページにかけてさまざまな事業を記載しております。

この分野につきましては、宮崎県産業振興機構に総合相談窓口やよろず支援拠点を設置することにより、県内中小企業の新技術開発及び販路開拓・経営支援などに取り組みました。

また、自動車産業が集積する北部九州に本県自動車産業の拠点を設置し、自動車メーカーとの取引拡大を図ったところであります。

さらに、工業技術センター及び食品開発センターの研究開発などにより、県内企業の新技術や新商品開発の支援を行いました。

企業立地につきまして、本県の地域特性を生かした産業集積を目指し、食品関連産業など4つの重点分野に力点を置き、立地活動を展開いたしました。

次に、(2)商業・サービス業の振興についてであります。

県内の商店街の活性化を図るため、空き店舗への出店支援や意見交換会などを通じまして、若手リーダーの育成に努めましたほか、コールセンター人材養成研修を実施いたしまして、人材の育成に取り組みました。

また、みやざき東アジア経済交流戦略に基づきまして、香港やシンガポールにおける海外見本市への出店や現地商談会への参加により、県産品の輸出拡大に取り組んでおります。

次に、3番の活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。

164ページから次の165ページにわたって記載をしております。

M I C Eの開催支援を行うことによりまして誘致促進に取り組みました。

また、国内誘客対策として、旅行会社等へのセールスプロモーションなどを実施したほか、国外誘客対策としてホテル・旅館等へのW i F i環境整備に対する支援等を行ったところがあります。

さらに、スポーツキャンプ・合宿の積極的な誘致に取り組みました。

また、「神話のふるさと みやざき」のブランドの定着にも取り組んでいるところがございます。

次に、(2) 県境を越えた交流・連携の推進につきましては、南九州3県が連携し、観光情報の発信や南九州への教育旅行の誘致セールスを行いましたほか、東九州自動車道の開通を追い風に、大分県及びネクスコ西日本と連携をして、北部九州や四国等からの誘客促進を図ったところがあります。

次に、4番の経済・交流を支える基盤が整った社会の(1) 産業を支える人材の育成・確保につきましては、職業訓練への助成による中小企業労働者のスキルアップに努めるとともに、技能継承や技能尊重機運の醸成に努めたところがあります。

また、産業技術専門校について、中学校や高等学校の学卒者等に対する職業訓練を実施するとともに、離職者が再就職に必要な技能・知識を習得できるよう委託訓練を実施いたしました。

(2) 就業支援と職場環境整備につきましては、大学3年生等を対象としたインターンシップや企業見学会を行うことにより、県内企業の魅力を発信したほか、県内外での就職説明会を実施

することによりまして、県内企業と求職者とのマッチングに取り組んだところであります。

また、ヤングJ O Bサポートみやざきにおける個別相談などにより、若者の就職活動の支援にも積極的に取り組んだところであります。

さらに、仕事と家庭の両立支援などによる働きやすい職場環境の推進や労働福祉の向上に努めてまいりました。

主な施策の概要については以上でございます。

申しわけありませんが、先ほどの決算特別委員会資料に戻っていただいて、2ページをらんください。

決算の状況について御説明をいたします。

まず、一般会計につきましては、予算額421億238万3,995円、支出済額399億4,600万644円、翌年度繰越額が19億4,493万4,000円、不用額2億1,144万9,351円、執行率94.9%、翌年度繰越額を含む執行率は99.5%となっております。

次に、特別会計は、予算額9億1,730万3,000円、支出済額9億1,423万4,245円、不用額306万8,755円、執行率99.7%でございます。

一般会計と特別会計を合わせました部の合計は、予算額430億1,968万6,995円、支出済額408億6,023万4,889円、翌年度繰越額が19億4,493万4,000円、不用額2億1,451万8,106円、執行率95.0%、翌年度繰越額を含む執行率は99.5%となっております。

なお、全体的に執行率が低くなっておりますけれども、これは、2月の追加補正におきまして、国の地方創生交付金を活用した事業を繰り越したことによるものでございます。

次に、22ページをお開きください。

監査における指摘事項等の一覧でございます。

指摘事項等に関しましては、適正な執行について職員への指導を徹底し、改善に努めている

ところであります。

このうち、指摘事項につきましては、後ほど関係課長から詳細を説明させていただきます。

また、別冊でありますけれども、監査委員から提出されました平成26年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書というのがありますが、その中で、商工観光労働部が所管します特別会計につきまして、2件の意見・留意事項等がございました。

これらにつきましては、後ほど、各事業の詳細とあわせまして、関係課長から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

○二見主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を行います。

平成26年度決算についての各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いします。

○日下商工政策課長 それでは、商工政策課の平成26年度決算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課につきましては、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計でございますが、予算額が346億3,111万4,000円、支出済額が340億8,445万7,021円、翌年度への明許繰越額が5億4,050万4,000円、不用額が615万2,979円、執行率は98.4%、翌年度繰越額を含む執行率は99.9%でございます。

次に、特別会計でございますが、予算額が5億1,715万5,000円、支出済額が5億1,642万7,187円、不用額が72万7,813円で、執行率は99.9%でございます。

続きまして、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

同じ資料の4ページをお開きください。

(目) 商業振興費でございます。

不用額が243万2,381円となっておりますが、これは、主に旅費等の事務費や、中小企業金融円滑化補助金などの執行残でございます。

なお、執行率の欄に括弧書きで99.9%とございますが、こちらは、翌年度繰越額を含む執行率でございます。

続いて、5ページをお開きください。

(目) 工鉱業振興費でございます。

不用額が203万891円で、執行率が89.8%となっております。これは、経営革新企業応援事業等の実績確定に伴い、補助金等の執行残が生じたものなどがございます。

続きまして、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

平成26年度宮崎県歳入歳出決算書をお開きいただければと思います。

特別会計という水色の仕切りの後の1ページをお開きいただければと思います。

小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。

こちらが、歳入合計が、調定額8億4,344万1,793円、収入済額が7億1,875万4,340円、不納欠損額が1,656万8,000円、収入未済額が1億811万9,453円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書、商工政策課のインデックスがございます167ページをお開きいただければと思います。

産業づくりの2、創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会でございます。

施策推進のための主な事業及び実績により御説明いたします。

まず、「未来を拓く！みやざき経営者養成塾」でございます。

この事業につきましては、一般社団法人宮崎県商工会議所連合会が開催する経営者養成塾への支援を通して、中小企業の経営力の強化を図るとともに、地域において中核となるリーダーの創出に取り組みました。

26年度は、延べ264人がこの養成塾に参加をいたしまして、経営能力の向上や地域リーダーとしての意識の醸成が図られたと考えております。

次の中小企業融資制度貸付金でございますが、こちらは、信用保証協会や金融機関と連携して、低利の事業資金を円滑に提供するためのものでございます。26年度は319億8,219万1,000円の原資を金融機関に預託いたしました。

なお、新規の融資の実績は、1,420件、159億2,366万2,000円ございました。

中小企業金融円滑化補助金、こちらは、県の制度融資を受けた中小企業者の信用保証料の負担軽減を図るため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するものございまして、平成26年度は1億1,450万5,000円の補助を行ったところでございます。

続きまして、168ページをお開きください。

信用保証協会損失補償金でございます。

こちらは、県融資制度の代位弁済に係る信用保証協会負担分につきましては、損失補償契約に基づいて、信用保証協会に対して合わせて1

億3,619万9,000円の損失補償を行ったというところでございます。

次に、新規事業「早めに相談！事業承継・企業再生啓発」、こちらは、中小企業者に対して、事業承継及び経営改善をテーマとしたセミナーを開催したものでございまして、54名の参加者がございました。

改善事業「中小企業団体中央会等補助金」、こちらは、県中小企業団体中央会に対して、指導員等の人件費や組合指導事業への補助を行ったものでございます。

また、その次の小規模事業経営支援事業費補助金、こちらは、商工会、商工会議所に対して、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行ったものでございます。

中小企業等経営基盤強化支援、こちらでは、県内14カ所の商工会議所等に設置した経営支援チームを通して、厳しい経営環境にある中小企業の資金繰りや新分野進出等に向けた取り組みを支援いたしたところでございます。

「売上アップに挑戦！経営革新企業応援」、こちらは、経営革新計画の承認を受けた県内中小企業等が取り組む新商品・新サービスの開発や販路開拓のための経費の補助を通じて支援を行うものでございまして、26年度は14件の実績がございました。

その次の169ページをごらんください。

新規事業「「未来を担うみやざきの起業人」応援」では、宮崎商工会議所に設置いたしましたみやざきスタートアップセンターにおきまして、創業セミナーやビジネスプランコンテストを開催して、新規の創業者やベンチャー企業の持つ商品・サービスのブラッシュアップから販路開拓まで、一貫した支援を行ったものでございます。

その次の小規模企業者等設備導入資金貸付金でございますが、こちらは、小規模企業者の創業や経営基盤の強化に必要な設備導入のための資金の原資として、産業振興機構に対して1億8,000万を貸し付けたものでございまして、機構において21件、1億7,052万円の設備導入資金の貸し付けを行っております。

171ページをお開きください。

(2)の商業・サービス業の振興の中にございますまちなか商業再生支援でございます。

こちらは、商店街振興のための取り組みに対する助成及びまちづくりを担う若手商店街リーダーの育成を行うものでございます。

26年度は、都城市や小林市など、6市町の10事業に対して助成を行い、リーダー成長支援研修会等を合わせて4回実施したところでございます。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、別冊でございますけれども、平成26年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書をお開きいただければと思います。

35ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、意見・留意事項がございましたので、御説明申し上げます。

意見・留意事項等の欄にございまして、
「貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、なお多額の収入未済があるので、今後とも引き続き償還促進についての努力が望まれる」との意見でございます。

収入未済額につきましては、訪問また文書催告等により回収に努めているところではございまして、平成26年度には70万円を回収いたしましたが、また、1,656万8,000円を不納欠損金と

して整理をいたしたところでございます、その結果、収入未済額が1億811万9,453円となっております。

引き続き償還の促進に努めますとともに、要件を満たした債権につきましては、不納欠損処理についても検討を行ってまいります。

なお、監査における指摘事項につきましては、特に報告すべき事項はございません。

商工政策課は以上でございます。

○野間産業振興課長 産業振興課の平成26年度決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

産業振興課の予算額は15億6,331万円、支出額は14億2,558万5,495円、翌年度への繰越額は1億952万6,000円、不用額は2,819万8,505円で、執行率は91.2%、翌年度繰越額を含む執行率は98.2%であります。

次に、資料の8ページをお開きください。

目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず(目)商業振興費であります。

執行率が53.6%であります、翌年度繰越額を含めると99.9%であります。

次に(目)工鉱業振興費であります。

不用額が2,382万2,770円となっております、これにつきましては、9ページをお開きください。

上から2段目の委託料、これは、自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業などの執行残や、工事請負費「チャレンジ!新商品開発」フード・オープンラボ整備事業の入札残による執行残などあります。

また8ページにお戻りください。

執行率は82.2%であります、翌年度繰越額

を含めると96.7%となっております。

もう一度9ページをお開きください。

(目) 工業試験場費であります。

不用額が405万8,730円となっておりますが、これは、工業技術センター運営管理費のエレベーター改修工事の入札残による工事請負費等の執行残であります。

それでは次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

産業振興課のインデックスのところ、172ページであります。

産業づくりの1の(1) 産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。

産学官連携促進・共同研究開発支援であります。

新産業の創出による産業振興を図るため、工業技術センター及び食品開発センターが中心となって、新産業創出のための11の研究会を運営するとともに、共同研究グループの研究開発に対する支援などを行いました。

研究開発支援では、新たに2件を採択しまして、継続分と合わせて6件を支援しております。

次に、新規事業「産学官金で基盤強化！」太陽電池・半導体関連産業振興」であります。

産学官で構成します宮崎県太陽電池・半導体関連産業振興協議会の活動として、県内中小企業等を対象とした各種セミナーを7回開催するとともに、太陽電池関係展示会へのブースの出展を行ったところであります。

次に、東九州メディカルバレー推進強化におきましては、東九州メディカルバレー構想の推進のため、医療関連機器製造の事業化を目指して、県内中小企業が取り組む産学官による研究開発への補助、また、販路開拓コーディネーターの設置によるマッチング支援を行ったほか、

日本のすぐれた透析技術をアジアへ普及するため、タイからの医療技術者5人を招聘し、医療機器の操作研修等に取り組んだところであります。

次に、173ページをごらんください。

改善事業「東九州メディカルバレー研究拠点づくり推進」であります。東九州メディカルバレー構想に基づく研究開発の拠点づくりを推進するため、宮崎大学に寄附講座を設置し、地場企業と共同による医療機器の研究開発や企業参入支援を実施しているところであります。

次に、175ページをお開きください。

2の(1) 工業の振興であります。

改善事業「東京フロンティアオフィス運営・販路開拓支援」であります。

首都圏の市場に進出しようとする意欲のある県内中小企業に、宮崎県東京ビルの2階をオフィスとして低料金で提供することにより、入居企業の販路開拓を支援いたしました。

次に、176ページをお開きください。

新規事業「ものづくり東アジア戦略的海外展開支援」であります。東アジアへの海外展開を支援するため、県内ものづくり企業の展示会等の出展に対し支援を行いました。

次に、新規事業「自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営」であります。

自動車産業が集積する北部九州に本県自動車産業の活動拠点を設置し、販路開拓コーディネーターなどを配置することなどにより、自動車産業関連企業の取引拡大に取り組んだところであります。

次に、工業技術研究開発及び食品開発センター研究開発であります。

工業技術センターにおきましては、レアメタル等の有価金属の回収技術に関する研究や、L

E Dの利活用技術に関する研究など12テーマの研究開発を、また、食品開発センターにおきましては、機能性を付与した新規干したくあんに関する研究など10テーマの研究開発を行ったほか、それぞれのセンターで企業からの依頼試験や技術相談等に対応したところであります。

次に、179ページをお開きください。

(2)の商業・サービス業の振興であります。

コールセンター人材養成強化であります。本県のコールセンター産業への就職を目指す求職者を対象とした就職支援研修を9回実施し、受講者へのコールセンターに対する理解の促進を図るとともに、コールセンター人材の育成に取り組んだところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、22ページをお開きください。

(1)の収入事務についてであります。

「リハビリテーション用荷重センサの実用化研究等の受託について、調定が行われていないものや調定の時期が適当でないものが散見された」という指摘であります。

これにつきましては、受託研究事業の調定について、未調定の案件は直ちに調定を行いますとともに、契約締結等の時点で正しく調定を行うよう、所内に手続等に関する周知徹底を図ったところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

産業振興課は以上であります。

○日高企業立地課長 では、続きまして、企業立地課の平成26年度の決算について御説明をい

たします。

決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

企業立地課の予算額は4億6,772万7,800円、支出済額は4億1,448万7,004円、翌年度への繰越額は2,135万6,000円、不用額は3,188万4,796円、執行率は88.6%、翌年度繰越額を含む執行率は93.2%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

資料の15ページをお開きください。

企業立地課の(目)工鉱業振興費であります。

不用額が3,188万1,456円となっております。

この主なものは、企業立地促進補助金で、2,998万5,000円の不用額となっております。

企業立地促進補助金につきましては、新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うこととしており、毎年度、申請資格のある企業に対し、可能な限り申請の予定と金額の見込みなどを把握して予算を計上しておりますが、平成26年度に補助金の申請を予定しておりました立地企業のうち、一部の企業が補助金の申請を翌年度以降に見送りましたことや、設備投資額及び情報通信費などが企業の見込みを下回ったことなどによりまして、補助金に執行残が生じたものでございます。

また、執行率は85.9%であります。翌年度繰越額を含めると91.6%になります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の企業立地課のインデックスのところ、186ページをお開きいただきたいと思っております。

産業づくりの2の(1)工業の振興でありま

す。

施策推進のための主な事業及び実績をごらん
いただきたいと思います。

まず、企業誘致推進ネットワーク拡充でござ
います。

本県の企業立地環境を広く企業に理解してい
ただくことが、まず立地に向けての第一歩と考
えております。

このため、私ども企業立地課並びに東京、大
阪、福岡の各県外事務所の県職員に加えまして、
豊富な経験や幅広い人脈がごございます民間企業
OBの方を企業誘致コーディネーターとして、
東京に2人、大阪と愛知県に各1人ずつ配置し
まして、積極的な企業訪問、本県への誘致活動
を進めております。コーディネーターの訪問実
績は、延べ480企業でございました。

次に、立地企業フォローアップ対策強化でござ
います。

立地企業の地元への定着と事業拡大による新
規投資を促進するために、立地企業の県内の事
業所や、あるいは県外の本社などを含め、延べ342
企業を訪問いたしまして、立地企業の状況を把
握するとともに、企業からの要望、相談に対し
て関係機関と連携しての対応など、フォローアッ
プに努めたところであります。

次に、企業立地促進補助金でございます。

補助金の申請のありました23企業に対しまし
て、設備投資額や新規の雇用者数などの実績に
応じて補助金を交付したものでございます。

次に、187ページをごらんいただきたいと思います。

施策の進捗状況についてでございますけれど
も、新規企業立地数について実績を記載してお
ります。

先ほど説明いたしました事業など、さまざま

な企業誘致活動を展開した結果、平成26年度の
企業立地件数は40件、うち県外企業が13件で、
企業立地による雇用創出数は1,364人となりまし
て、平成23年度からの累計では、目標を上回る
実績を上げられたところであります。

今後とも、目標をより高く掲げ、一層積極的
に取り組むことといたしております。

主要施策の成果につきましては、以上でござ
います。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報
告書に関しては、特に報告すべき事項はござい
ません。

企業立地課の説明は以上であります。

○二見主査 説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。こち
らも、できましたら関連質問をということで続
けていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

○野崎委員 小規模企業者等設備導入資金の不
納欠損額の件なんですけど、これは、5年で不納
になるんですか。

○門内経営金融支援室長 不納欠損につしまし
ては、財務規則のほうに規定がございます。財
務規則の規定に基づきまして、不納欠損の手続
を踏んでいるところでございまして、これにつ
きましては、5年という年数での縛りはござい
ません。

○野崎委員 どういう状況でしょうか。余りわ
からないので、内容について教えてもらっても
いいですか。

○門内経営金融支援室長 失礼いたしました。
財務規則の規定では、「債権の消滅時効が完成し、
かつ、債務者がその援用をし、又は援用する意
思があるものとみなされるとき」こういった場
合に不納欠損の処理ができるということござ

います。「(「かいつまんで説明されたほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

例えば、全ての債務者とか連帯保証人について、破産法の規定で債務が免責された場合、それから、その他の法令の規定によって債務が免除され、または債権が消滅した場合、例えば、連帯保証人が死亡して、法定相続人が相続を放棄したと、そういった場合ということでございます。

○蓬原委員 ということは、こちらがいただける可能性は消滅したということですか。向こうからすれば、債務者からすれば、もう返す当てがないということが認定されたということですか。

○門内経営金融支援室長 そのとおりでございます。

○蓬原委員 そういうことですよ。

○野崎委員 収入未済額と不納欠損額の関係は、収入未済額については、まだ入金の可能性があるというので未済なんですか。そういう考えですか。

○門内経営金融支援室長 収入未済額については、おっしゃられますとおり、まだ回収の見込みがあるものでございます。それにつきまして、昨年度、70万円ほど回収をいたしております。

○蓬原委員 結局、収入未済は、お金をお貸ししてまだ回収の見込みがあるということですが、未済というからには、その返済期日を過ぎてもお返しになってないということですよ。これは、理由というのは、例えば、一般的に考えられるのは、売り上げがうまくいかないことで経営不振とかがあるわけですが、その理由は何ですか。悪質なものはないわけですよ。

○門内経営金融支援室長 悪質なものはござい

ません。一番大きなものでございますけれども、例えば、ここにつきまして9,600万余の債権を持っております。もう既に法人としては倒産をいたしまして、事業を行っていない状況でございますが、その中で、保証人になっておられる方々が共同で支払いをされているというような状況でございます。

○蓬原委員 大口の9,000万があるということは、もしかすると将来的には、これも不納欠損として上がる可能性も持っているという理解していいですか。

○門内経営金融支援室長 私どもといたしましては、収納に努力をしたいと思っておりますが、おっしゃられるとおり多額の負債でございますので、不納欠損ということも将来的には考えられるものでございます。

○高橋委員 いま一度確認しますけれども、9,600万円の大口は、いわゆる倒産とおっしゃいましたね。だから、逆に、会社が存在していれば、不納欠損処理はあんまり該当させないという理解もしていいんでしょうか。

○門内経営金融支援室長 まだ法人が存在して事業をやっておりまして、それで償還されるのであれば問題はないということでございます。

また、法人が、実体がなくなっても、登記上清算もされないために、償還の請求はできないという状態のものもございます。こういったものにつきましては、法人はございますけれども、償還が難しいということでございまして、例えば、法務局のほうで5年に1回、みなし解散という手続をやっておりまして、そういった際に、その法人がみなし解散ということで解散されずと、私どものほうで法的な手続なりをとることができるということでございます。

○蓬原委員 手続上の話ですけれども、貸し付

けの判断、銀行でいえば融資みたいな話になるんですが、これは、どこがどういう体制で、ここにはこれだけのものを貸し付けようという判断をされたのは、どこになるんですか。

○門内経営金融支援室長 1点は、高度化資金という資金でございまして、これにつきましては、県のほうで判断をするような形になっております。

○蓬原委員 ということは、責任は課長のところで、産業振興課でしょうか——でいろいろ書類を審査して、判断してお貸ししたということになるんですか。銀行でいえば、融資窓口はどこかという話ですよ。

○門内経営金融支援室長 県の組織がいろいろ変わっておりますけれども、今現在は、私どもの経営金融支援室のほうで所管をしておることとございまして。

○西村委員 あくまでこれは、小規模企業者に対してということ、いきなり1社に9,600万円って、イメージ的にかなり大きい額だなと思えました。企業が小さいから大きい額じゃだめとかいうわけじゃなくて、資本金とかその事業に対してだとは思うんですけれども、その上限みたいなものというのは、個別ごとと考えてよろしいのでしょうか。

○門内経営金融支援室長 小規模企業者等設備導入資金特別会計でございましてけれども、この特別会計の対象となっておりますのが、先ほど申しました高度化資金、中小企業設備近代化資金、そして小規模企業者等設備貸与資金、それから小規模企業者等設備導入資金といったものが、この特別会計の対象となっております。

ですから、小規模企業だけということではございまして、高度化資金のように、組合とかそういったものを対象としたものも、この特別

会計の中で処理をしているということとございまして。

○二見主査 関連質問はありませんか。では、ほかに質疑はありませんか。

○横田委員 商工政策課の168ページ、小規模事業経営支援事業費補助金というのがありますけれども、小規模支援法が施行されたのは昨年度だったですね。その支援法が反映されているという部分は、何かあるんですか。

○日下商工政策課長 この制度自体は、商工会等の経営指導員だったりとか事務局長だったり、人件費を含む支援を行うものでございまして、新しい法律ができる前から続けてきていた制度というものでございまして。

○横田委員 平成27年度予算額を見ても、ほとんど変わっていないような数字なんですけれども、この事業では、その支援法が反映できる場所というのは全くないんですか。

○日下商工政策課長 確かに支援法に基づいて、経営支援機関としての商工会等の役割というのは、非常に重要になってきているという状況でございまして、しっかりとこの事業に基づいて、経営指導員であったりとかの人件費も見ておりますし、また、実際に、そういった経営指導員の方の実力を高めるような取り組みも行ってございますので、そういった中でしっかりとその趣旨を反映できるように実施をしていきたいと考えています。

○横田委員 この支援法の中で、商工会とかの果たす役割というのは非常に大きくなると思いますので、しっかりとそういう機能が高まっていくように頑張っていただければと思います。

○蓬原委員 小規模企業振興基本法、昨年ですよ。この前の一般質問の中でも、今ある中小企業振興条例を、いうならば改造して、小規模

企業振興基本法の理念を入れた条文のところをやっていただくということでしたから、期待してるところです。それができると、今、横田委員の質問のように、その中でどういうことをやることになるのかという具体的な話になると思うんですが、関連ですから、私は本会議のとき、じゃあ、2月でしょうか、期待してますよと言ったんですけれども、見通しはどうなんでしょうか。これは、決算ですけれども、小規模企業振興基本法の部分を加えた中小企業振興条例の改正版は、いつ我々に議案として出していただけるかというお話です。

○日下商工政策課長 議会の中で、そのような御質問をいただいたところでもございましたが、改正する方向で検討を今現在進めてるところでもございまして、今年度内にはぜひ議案として提出できるように進めていきたいと考えているところでございます。

○二見主査 関連質疑はありませんか。なければほかの質疑は。

○蓬原委員 176ページの自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営、これは、たしか2年目になったのかなと思ってます。期待しているところですが、入居企業数4企業となっております。コーディネーターの企業訪問数が54となっているわけですが、今のところの実績、受注見込み等々は、どういう状況にあるんでしょうか。

○野間産業振興課長 入居企業4社、入居しましてから新たな取引が成立していると聞いておるわけですが、それぞれ企業さんとの取引契約の都合から、何件、どこと取引をしてます、契約してますというところまでは、ちょっと情報をいただけない状況であります。

ただ、間違いなく新たな取引が発生している、

成立しているという状況ではありまして、だんだんふえていくと感触を得ております。

○蓬原委員 中身まで教えていただけないということは、いわゆるサプライになるわけでしょうが、どういう部品だったりとか、どういうものだったりとかいうところまでは、もう当然、今のところはわかってないのかな、教えてください。

○野間産業振興課長 それぞれ4社入ってますけれども、例えば、3DCADの設計をする会社が入ってます、そこは、部品をつくるというよりも、そこに行って、そういうソフトを導入するとかいうのもありますし、いわゆるハーネス、そういうものを受注してるというところもございまして。そのほかに、ドアの肘かけの部品ですとか、保冷車のスイッチ部分のところの部品とかも受注があると聞いております。

○二見主査 関連はないですか。ほかに質問は。

○蓬原委員 175ページ産業振興課です。今と似たようなものですが、東京フロンティアオフィス運営・販路開拓支援、2階をオフィスとして県内企業に貸し付け、12企業となっておりますけれども、大体どういう営業状態なんですか。

○野間産業振興課長 ただいま12社入居しているわけですが、例えば、入居する前と入居後の売上高を比べたときに、増加したと聞いておる会社が5社ございます。

○蓬原委員 大体、分類的にはどういう産業の会社ですか。

○野間産業振興課長 例えば、今申しました5社でいきますと、情報サービス業ですとか、食品製造業とかでございます。

○二見主査 関連質疑はありませんか。なければほかの項目につきましての質問を。

○**横田委員** 企業立地課の187ページです。県外企業の新規立地数が13件ということでしたが、民間OBの企業誘致コーディネーターが480企業ぐらいを訪問されてるということなんです、このコーディネーターを通して誘致になった数といいますか、それはどういう状態ですか。

○**日高企業立地課長** コーディネーターに回っていただきますが、その年に回ったものが必ずその年に実るというわけではありませんので、数年にわたって訪問したりして、来られる企業さんとかもあります。

このコーディネーターの配置は平成20年度から行ってありますが、平成20年度から26年度までの間で言わせていただきますと、コーディネーターの活動が立地に結びついたと考えておりますのが17件ほどあると思っております。平成20年度から平成26年度まで、県外からの新規立地はトータルで*59件ありましたが、その中での17件というのがコーディネーターの活動を端緒として立地が実現したものと受け取っております。

○**横田委員** 非常にすばらしい効果が出てるなと思いました。

それと今年度、東九州道が開通したわけですが、その開通効果がもう早速出て、企業の進出の計画もいろいろ出てきてると聞いてるんですけども、今回っていただいて、東九州自動車道の開通効果をどのように感じておられるかを教えてください。

○**日高企業立地課長** 高速道路ができたことに伴いまして、直接高速道路ができたからということ大きな理由として立地した企業がそうたくさんあるわけではありませんけれども、例えば、日向市の中国木材、あちらの進出が実現したということにつきましては、当然、港が近い

こと、あるいは高速道路が近い将来に整備されること、そういったことなどが背景になって実現したものと思っております。

直接、東九州自動車道だけではないんですけども、ここ数年の傾向として、都城地区あたりを中心に、いわゆる配送センターなどの流通関係の立地が相次いでいるという状況もありまして、いわゆる製造業にとりまして、物流コストが高速道で劇的に下がるというわけではないとは思っておりますが、流通業、運輸業、倉庫業、そういったものの立地が活発化していると、これは感じておるところであります。

○**横田委員** インフラストック効果の説明のときに、高速道路が開通したことで企業の進出が、1.何倍かにふえてきているという説明があったものですから、すごく期待をしているんです。ぜひ、高速道路の開通のこともしっかりとアピールしながら、企業誘致を頑張っていただければと思います。

○**高橋委員** 企業誘致コーディネーターの御説明がありましたけれども、県外事務所の担当職員がいるじゃないですか。こことやっぱり一緒に行くというのは、常なんでしょうか。

○**日高企業立地課長** 両方のケースがあります。コーディネーターが独自に企業にアポをとって渡りをつけていただく場合。あと、1回だけ行くというわけではありませんので、2回目以降などは、県外事務所の職員と一緒にいくとか、そういうケースもあります。

○**高橋委員** 県外事務所の職員が単独で、コーディネーターとは別に誘致企業を訪問して、ひょっとしたらかなり実績を上げてらっしゃるんじゃないかと思って、その辺をちょっと確認のために聞きます。

※46ページに発言訂正あり

○日高企業立地課長 当然、県外事務所の職員、東京、大阪、福岡、こちらにも企業立地の担当がおりますので、そういう職員は、例えば新聞情報ですとか、いろんな研修会ですとか、そういったところで知り合った企業さんに後日アポをとって訪問したりという、独自の活動を行っているところでもあります。

それで、先ほど、平成20年度からのコーディネーター配置後の県外新規*59件があったというふうに申しあげましたけれども、いわゆる東京、大阪、愛知等からは、全体で41件の立地が来ているところでもあります。コーディネーターを配置している地域から41件で、そのうち17件がコーディネーターの活動を皮切りにしてと考えますと、二十数件については県外事務所のほうが独自に掘り起こしたということが言えるのかなと思っておるところです。

○高橋委員 24件ですよ。大したもんだなど、先ほど17件とおっしゃったから、ひょっとしたら県外事務所の職員の貢献度もかなり大きいかなということで、確認のために聞きました。ありがとうございます。

○蓬原委員 きょうプレスリリースされた本社機能の地方移転の、総理大臣から認定をお受けになったということですよ。今、企業誘致推進ネットワーク拡充ということで、コーディネーター、そして県外の事務所の職員の皆さんに頑張ってもらって、企業訪問数480企業ということになってるわけですが、きょう認定されたこのこととのリンクした行動というのは、今後どうなるんですか。

○日高企業立地課長 今ちょうどお話をいただいたところですが、先日の常任委員会でも御報告させていただいた本社機能の移転等を促進するための地方税制、その前提としての地域

再生計画、宮崎県計画が、きょう、内閣総理大臣の認定があったということでの発表があったところでもあります。

今申しましたように、本社機能の移転あるいは拡充、こういったものを今後推進していくということになりますが、特に東京あたりを中心といたしまして、そこにある企業を訪問する際、例えば、今までは宮崎で工場をつくってくださいとか、事業場をつくってくださいと、そういった意味での誘致活動が中心だったわけですが、今後は、そういった活動に対して、工場をつくる予定はないということに対しても、一部地方に本社機能に移転する、あるいは拡充していただく、そういった部分の選択肢のセールス、これも今後は重要になってくると思っております。そういう意味では、企業立地の幅が今後はまた広がっていくと期待しているところでもあります。

○蓬原委員 こういう場合のアプローチの仕方というか、ターゲットを絞っていくのか、それとも、民間言葉でいえば飛び込み営業という言葉があるけれども、ただもうやみくもに1部、2部上場の会社を見てずっと行くのか。そのあたりの小さな戦術というか、戦略というか、そのあたりはどういうふうな進め方をしておられるんですか。

○日高企業立地課長 なかなか今、飛び込みで、「宮崎県です。話を聞いてください。」だと、ちょうど地方展開を考えているようなところに当たればいいんですけども、今はもう用事はありませんとか、そういう門前払いも決して少ない数になってしまうものですから、まず、例えば地縁、血縁をきっかけとして行く。それから、いろんな展示会場で、ものづくり見本市と

※46ページに発言訂正あり

かそういう機会にいろんな会社が出てきております。そういったところで名刺交換を行ったところに、後でまた電話をして、実はこの間お会いしてお話をした者ですが、ちょっとお話を聞かせてもらえませんか、そういう形で掘り起こしていく。

あるいは、コーディネーターの方々ですと、いろんな企業さんのOBの方をお願いしておりますので、業界の人脈なり、そういうところから情報をキャッチして、企業を訪問、アポをとっていただくとか。

門前払いになっては無駄打ちになりますので、そういう意味では、いろんなどころをきっかけにして、まず当たりをつけて行くと。そういうことが大事になっていくものと思っております。

○蓬原委員 大企業の場合は、なかなか難しいかもしれませんよね。だから、中、小とかいう大きさのターゲットもあると思うんだけど、ぜひ頑張っていていただいて、成果を上げていただくようによろしくお願い申し上げます。

○二見主査 関連質問はありませんか。なければ私から。

企業誘致推進ネットワーク拡充の取り組みと、次の立地企業フォローアップ対策強化についての実績内容について、企業訪問数が「延べ」となっているんですよね。いろんなどころで延べというのは使われるんでしょうけれども、今までの話を聞いても思うんですが、延べ回数、1回、2回、何回も行くというのものもあるでしょう。要するに、それよりかどれくらいの会社を今ターゲットに絞って、この活動をされてるのかということのほうが、実績値に近いところがあるのかなと。1人当たり何社ぐらい手元に持ちながら考えているのかとか。そういう意味では、延べじゃなくて実際の企業数、そちらの数

字をここに上げていただくほうが、我々としても非常に参考になる数字に近くなるんじゃないかなと思うんですが、今、どのように把握しているのかお伺いします。

○日高企業立地課長 「延べ」の意味としては、今、主査がおっしゃったとおり、複数行ってる企業がありますので、そういう形になっております。

決算の分科会ということもありまして、これに伴って旅費あるいは報酬なども発生するものですから、トータルでどのぐらいの活動のボリュームがあったのかということをお示しする必要もあるかということで、こういう延べの表現ということできせていただいております。

○二見主査 延べじゃない実際の企業数というのは、今、把握してらっしゃらないんですか。

○日高企業立地課長 申しわけありません、いわゆる絶対値の企業数については、今、手元に資料は持っておりません。

○二見主査 今はなくても、実際、ちゃんと把握しながら活動されてるということですかね。一応、活動しながら、どこに行ったとか、全部報告は県のほうに来てるんだと思うんです。もう何回行ったとか、それは別に2回、3回行ったらいけないというわけじゃなくて、きちっと把握しながらやっている。大体1人当たりどれぐらいの活動範囲があるのかとか、どういった人脈をつくってるのかとか、実績値のほうに出てきてるように、誘致に結びついたのであれば、それから次のところへどうやって広げていくのかとか。先ほども、ちょっと質問でもありましたように、それをもっと、できればこの中ででもわかりやすく説明していただければよかったですかなと思いますので、よろしくご

たします。

○日高企業立地課長 コーディネーターの活動記録というものは、そこはきちんとっておりますので、何社回ったのかという企業数につきましても、もちろん把握はできておるところであります。

今後の御説明に際しては、御指摘の点を十分踏まえてお答えをしたいと思っております。

○蓬原委員 この前、1カ月以上前でしょうか、県内の100億円以上売り上げ企業というのがあって、酒造メーカーだったり、あるいは、小さな金物をいっぱい売ってる会社だったり、ありました。本社機能の地方移転というのがあるんですけれども、これで、拡充型というのは、地方にある本社機能を拡充、または、東京23区以外の地域から移転というのがあるんですが、これは、例えば宮崎にある企業が福岡に行くというのは、同じような優遇を受けるということですか。

○日高企業立地課長 福岡県の立場からすると、宮崎県の企業が本社機能を福岡に持ってくれば、それは、移転型ではなくて拡充型の一つになります。

○蓬原委員 ということは、いわゆる競争相手になるということですね。お互いさま、引っ張り合いの、どっちが力が強いということですから、我々は地方だから来てもらえるみたいな、プラスのほうばかり考えるわけですけれども、今、だんだんとそういう伸びてる企業においては、九州管内からいろいろ飛び出て、山口のほうまで発展しつつあるところもあるんですよ。また、今、伸び切ってるその酒造会社ということはないと思うけれども、このフォローアップという、このところをまたある意味、警戒もしとかなないと、知らない間に——博多あたり

というのは、商業展開を考えれば、海外展開を考えるについてもかなり便利なところですから。そのあたりのフォローアップというの、しっかりやっていただきたいなということを希望しておきます。

○横田委員 186ページの企業立地課です。一番下の企業立地促進補助金ですけれども、26年度の予算と比べて27年は3倍ぐらいになってます。企業立地課の意気込みといいますか、それがすごく伝わってくるような気もするんですけれども、これは26年度か、またその以前の取り組みにすごく手応えを感じて、27年度はそれだけ増額したと捉えていいんでしょうか。

○日高企業立地課長 26年度の予算額3億954万1,000円ですが、こちらは2月補正のほうで減額をした結果でありまして、昨年度も、当初においては8億3,800万円ほどの予算を計上しておるところであります。

いわゆるこれまでに立地した企業で、まだ未払いの企業などを想定いたしまして、間に合うような形で当初予算を組むものですから、こういうことになっております。

○横田委員 予算が全部使えるように、さらに頑張ってもらえればと思います。やる気を感じたんですけれども。

○蓬原委員 169ページの「未来を担うみやぎの起業人」応援、県単になっておりますが、「みやぎスタートアップセンターを通じて、新規創業者やベンチャー企業に対する支援を実施」ということで、セミナーとビジネスプランコンテストということですか。

実際に新規創業、あるいはベンチャー企業を起こされたという実績まで行ってるんでしょうか。あるいは、その可能性については、このセミナー等を通じて、感触はどうなんでしょうか。

○日下商工政策課長 このセミナーに出られた方が、実際にその後創業をしたかというところまで、正直なところ把握しているものではないですけれども、このビジネスプランコンテストの中で出てきている案件の中でも、非常に魅力的な案件というのはあるのかなとは思っております。

○蓬原委員 この中身はいろいろ、企業秘密の関係もあるかもしれんけれども、大体、宮崎県内でこういうコンテストで出てくるのは、どういう分野が今一番多いんでしょうか。

○日下商工政策課長 こちらに出てきているものを見ますと、やはりどちらかというとサービスのようなもので、新たなサービスと申しますか、今の時代のニーズに合ったようなサービス、こういったものを提供するというものが、こういったプランコンテストにおいても出てきていて、高い評価を受けているのかなと考えております。

○二見主査 関連質問はありますか。なければ、ほかの項目についての質問がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって、商工政策課、産業振興課、企業立地課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後3時1分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

これより労働政策課、観光振興課、オールみやざき営業課の審査を行います。

平成26年度の決算についての各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○久松労働政策課長 労働政策課の決算について御説明いたします。

まず、決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課の平成26年度一般会計の決算額は、予算額26億4,509万8,000円、支出済額24億4,887万1,456円、翌年度への繰越額6,879万円、不用額1億2,743万6,544円、執行率は92.6%、翌年度繰越額を含む執行率は95.2%であります。

次に、目の不用額が100万円以上のものについて御説明をいたします。

11ページをお開きください。

(目) 労政総務費であります。不用額は、1億1,001万7,973円となっております。

主な理由であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し実施しました市町村補助事業や、起業支援型地域雇用創造事業及び地域人づくり事業において、新規雇用者の中途退職等に伴いまして、委託料、補助金などに不用額が生じたものでございます。

次の13ページをお開きください。

(目) 職業訓練校費でございます。不用額は、1,614万7,620円となっております。

主な理由であります。離職者等の再就職を促進するため、委託訓練において委託先へ支払う就職率に応じた報奨金が見込みを下回ったことなどによりまして、報償費に不用額が生じたこと、また、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、委託料に不用額が生じたことなどによるものでございます。

なお、執行率が90%を下回った目については、該当はございません。

続きまして、主要施策の成果について御説明

をいたします。

成果報告書の労働政策課のインデックスのところ、180ページをお開きください。

まず、産業づくりの4の(1)産業を支える人材の育成・確保であります。

主な事業について御説明をいたします。

認定職業訓練助成事業費補助金であります、これは、中小企業の事業主がその従業員に対する職業訓練を行います認定職業訓練校の運営費の一部を補助し、従業員のスキルアップの支援を行ったところでもあります。

技能向上対策であります、小中学生等への技能体験教室や高校生等への熟練技能士によります技能講座などを行い、将来を担う若者のものづくりへの関心の醸成に努めたところがございます。

また、技能まつりを開催し、産業を支える技能や技能士に対する県民意識の高揚に努めたところがございます。

181ページ、県立産業技術専門校であります。

西都市の本校では、高等学校卒業生以上の方を対象に、電気設備科など4学科で、1、2年生合わせまして119人に対し、職業訓練を行ったところでもあります。

また、分校の高鍋校では、中学校卒業生以上の方を対象に、建築科など3学科、15人に対して1年間の職業訓練を行ったところでもあります。

委託訓練につきましては、パソコン事務科等の66の訓練コースを設け、離職者や母子家庭の母等を対象として、合計1,146名の方に職業訓練を実施し、早期の就職促進に努めたところがございます。

183ページをごらんください。

(2)就業支援と職場環境整備でございます。

新規事業「就活アシスト！わかもの人財育成」

でありますが、ヤングJOBサポートみやぎにつきましては、業務を民間に委託しまして、若年求職者に対し、就職相談や職業紹介を行いますとともに、就職活動に必要なマナーや基礎知識を学ぶセミナーの開催などを通じまして、就職支援を行ったところでもあります。

「出会い応援！県内就職サポート」であります、大学3年生等を対象としたインターンシップや企業見学会を実施し、県内企業への理解を深める機会の創出を図ったところでもあります。

「宮崎で働く！」UIターン推進であります、ふるさと宮崎人材バンクの運営や県内外の就職説明会の開催等によりまして、県内企業と求職者のマッチングに取り組んだところでもあります。

次の184ページをお開きください。

緊急雇用創出事業臨時特例基金であります、地域における雇用・就業機会の創出や在職者に対する賃金等の処遇の改善を図るため、市町村への補助を行い、234人の新規雇用や25事業所における処遇の改善につなげたところがございます。

起業支援型地域雇用創造であります、起業後10年以内の企業などによる新分野の進出や事業拡大を支援することによりまして、197名の新規雇用を創出したところでもあります。

次の新規事業「地域人づくり」であります、地域の実情に応じた雇用の拡大と在職者に対する処遇の改善を支援し、183人の新規雇用や59事業所の処遇改善につなげるなど、安定的な雇用の創出等に努めたところがございます。

最後に、労働福祉であります、九州労働金庫に貸付金の預託を行いまして、中小企業労働者等を対象とした低利の教育資金の融資を実施するなどによりまして、労働者の福祉の向上に

努めたところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、報告すべき事項は特にございません。

説明は以上でございます。

○福嶋観光推進課長 観光推進課の平成26年度歳出決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計ですが、一般会計予算額は18億8,013万円、支出済額は10億7,405万6,253円、翌年度繰越額は7億9,535万4,000円、不用額は1,071万9,747円、執行率は57.1%、翌年度繰越額を含む執行率は99.4%であります。

また、特別会計は、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計との合計になりますが、予算額は4億14万8,000円、支出済額は3億9,780万7,058円、不用額は234万942円、執行率は99.4%であります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料の16ページをお開きください。

まず、(目)観光費であります。

不用額が1,071万9,747円となっておりますが、MICE誘致総合対策事業等の補助金の額の確定に伴う執行残などによるものであります。

また、執行率は57.1%であります。翌年度繰越額を含めると99.4%であります。

次に、18ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計の(目)観光費であります。

不用額が203万4,500円となっておりますが、これは、国民宿舎の改修に係る工事請負費の執

行残などによるものであります。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

お手元の資料、平成26年度宮崎県歳入歳出決算書、中ほどの特別会計の5ページをお開きください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

中ほどの歳入の合計欄をごらんください。

調定額2,619万4,268円、収入済額2,619万4,268円で、収入未済額はございません。

次に、8ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

中ほどの歳入合計の欄をごらんください。

調定額3億7,251万9,845円、収入済額3億7,251万9,845円で、収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成26年度主要施策の成果に関する報告書の観光推進課のインデックスのところ、188ページをお開きください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)観光の振興についてであります。

主な事業について、施策推進のための主な事業及び実績欄で御説明いたします。

まず、新規事業「MICE誘致総合対策」であります。

これは、これまでのノウハウを生かし、41件のコンベンション開催支援を実施するとともに、MICEキーパーソンの招聘のほか、MICE

専門家の受け入れを行い、体制強化を図ったところでもあります。

次に、改善事業「魅力ある観光地づくり総合支援」であります。

これは、市町村が行う観光拠点の整備などを支援するものであり、このうち、観光地づくりの取り組みでは、8件に対して補助を行ったものであります。

それぞれの地域において、観光資源の発掘や磨き上げの取り組みが進められ、観光地の魅力向上が図られたところでもあります。

次に、189ページをごらんください。

改善事業「教育旅行誘致・受入強化」であります。

これは、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と連携し、旅行会社や学校関係者に対する誘致セールスや、招聘事業等に取り組むとともに、本県の教育旅行素材を紹介したガイドブックの作成等を行い、本県への教育旅行の誘致促進を図ったものであります。

新規事業「東九州自動車道開通を見据えた観光案内板新規設置」は、東九州自動車道の全線開通を見据え、県の観光案内板を設置していない観光施設や東九州自動車道のパーキングエリア、道の駅に観光案内板を新たに設置したものであります。

新規事業「東アジア等観光誘客推進」は、広告掲載などの知名度向上対策や、交通事業者等とのタイアップによる誘客、旅行会社等への旅行商品化に向けた支援を行うことなどにより、本県への観光誘客の促進を図ったところでもあります。

新規事業「大型クルーズ船誘致環境整備」は、県土整備部と連携して、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に16万

トン級に対応した係留施設の整備を行ったものであります。

改善事業「スポーツランドみやざき東京五輪おもてなし推進強化」であります。

これは、スポーツキャンプ、合宿誘致セールスや、企業・大学・エージェント等の訪問、さらにはキーマン招聘などを実施したものであります。

その結果、平成26年度のスポーツキャンプ・合宿の受け入れ状況につきましては、データを取り始めた平成5年度以降、受け入れ団体数、参加人員、延べ参加人員、いずれも過去最高の実績となりました。

次に、190ページをお開きください。

プロ野球キャンプ環境充実強化であります。

これは、複数の球団が練習試合を集中的に実施できる球春みやざきベースボールゲームズを6試合開催しまして、既存キャンプ球団の長期滞在と、新たな球団誘致に向けたキャンプ受け入れ環境の充実を図ったところでもあります。

次に、「神話のふるさとみやざき」ブランド定着支援であります。

これは、地域において県民みずからが神話・伝説、伝統文化、史跡等を活用して企画実施する取り組みに対し支援を行ったほか、神話のふるさとみやざきのブランド確立を図るため、首都圏の大学と連携した講座や神話ゆかりの県と連携したシンポジウム、PRイベントを開催したものであります。

次の新規事業「神話のふるさとみやざき」プロモーション映像制作」は、映画監督の河瀬直美氏による宮崎県の風土や日向神話の魅力を発信するプロモーション映像2作品を制作し、YouTubeにより配信したものであります。

次に、194ページをお開きください。

(2) 県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

まず、南九州広域観光ルート連絡協議会負担金は、観光情報発信や南九州への教育旅行の誘致セールスを行ったほか、香港の大手旅行雑誌でのPRや、上海マスコミ招聘事業を実施するなど、国内外におきまして、南九州3県が連携した誘客活動を行ったところであります。

次の新規事業「東九州自動車道を活用した観光誘客促進」は、大分県と共同で設立した東九州広域観光推進協議会を通じて、旅行会社等へのセールス活動を行ったほか、ネクスコ西日本と連携して、高速道路の割引キャンペーンを実施したものであります。

主要施策の成果に関する報告書につきまして、以上であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

お手元の平成26年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の42ページをお開きください。

(8) 県営国民宿舎特別会計に関する審査の意見・留意事項等についてであります。

「県営国民宿舎は、指定管理者制度を導入し運営を行っている。えびの高原荘は、硫黄山の噴火警報に伴う交通規制等により、宿泊客数等が減少し損失を計上した。また、高千穂荘は、宴会等の利用者増加により昨年度に比べ収益は増加しているものの、引き続き損失を計上している。このため、利用者の確保や適正な管理運営等について、引き続き指定管理者と十分連携をとりながら、効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見をいただいております。

えびの高原荘については、硫黄山の影響によ

り宿泊客数等が減少し、損失を計上しました。このため、特別な事情が生じたとして、平成26年度の納付金の減額を行ったところであります。

高千穂荘については、東九州自動車道の開通などにより、高千穂町の観光客は増加傾向にありますが、赤字が続いていることから、28年度からの第3期指定の納付金について見直しを行い、現在、指定管理者の選定を行っているところであります。

観光推進課の説明は以上でございます。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成26年度の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

オールみやざき営業課の一般会計予算額は、9億1,500万4,195円、支出済額は4億9,854万3,415円、翌年度への繰越額は4億940万4,000円、不用額は705万6,780円、執行率は54.5%、翌年度繰越額を含む執行率は99.2%であります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料の19ページをお開きください。

まず、(目)計画調査費であります。

不用額は104万7,529円となっておりますが、これは、事務費の旅費や委託料の執行残であります。

次に、(目)商業振興費であります。

執行率が63.4%で、翌年度繰越額を含めると88.9%であります。

これは、2月追加補正で国の地方創生交付金を活用した事業を繰り越したことと、旅費などの事務費の執行残が生じたことによるものであります。

次の20ページをごらんください。

(目) 貿易振興費であります。

執行率が56.6%であります、翌年度繰越額を含めると99.2%であります。

次に、(目) 物産振興費であります。

不用額が159万4,736円ありますが、これは、アンテナショップに係る修繕費などの執行残でございます。

また、執行率が24.1%であります、翌年度繰越額を含めると99.7%であります。

資料の21ページをお開きください。

(目) 観光費であります。

不用額が263万2,613円ありますが、これは、事務費の旅費や需用費、役務費等の執行残でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書のオールみやぎ営業課のインデックスのところ、195ページをお開きください。

人づくりの1の(1)の国際化への対応についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

まず、外国青年招致であります。

これは、アメリカ、韓国、シンガポールから、各1名の国際交流員を当課に招致いたしまして、県民との各種交流活動を101件、通訳・翻訳等の業務を470件実施し、本県の国際化の推進を図ったところでございます。

次に、国際理解・国際交流促進であります。

国際交流員等が県内の学校を訪問して、国際理解講座等を40校で51回実施し、県民の皆様の国際理解の促進を図ったものであります。

次に、196ページをお開きください。

改善事業「多文化共生地域づくり推進」であ

ります。

地域住民と外国人住民とが、共に地域の一人として協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託しまして、普及啓発事業として広報誌等による情報提供のほか、在住外国人支援事業として日本語講座を99回、外国人住民法律・生活相談を1回実施するなどしたところであります。

次に、改善事業「東アジアとの交流促進」であります。

芸術・文化・スポーツ等の分野で活動してまいります本県と台湾の民間団体に、相互交流に向けた話し合いや視察等を行っていただき、草の根レベルの交流促進を図ったところであります。

次に、「アンニョンハセヨ！ 少年少女国際交流」であります。

韓国の児童生徒の受け入れ及び県内の児童生徒の韓国派遣を行い、ホームステイや文化施設等の視察によって、お互いの文化や伝統などを理解し合う相互交流を図ったところでございます。

続きまして、197ページをごらんください。

改善事業「海外技術研修員・留学生受入交流」であります。

モンゴル、インドネシア及びミャンマーから、それぞれ1名の海外技術研修員を宮崎大学等へ受け入れ、就学・研修の機会を提供するとともに、交流事業や地域行事への参加を通じて、県民との交流や国際理解の増進を図ったところであります。

続きまして、199ページをごらんください。

産業づくり、2の(2) 商業・サービス業の振興についてであります。

まず、伝統的工芸品振興であります。

伝統的な工芸品の製造に従事する人々の意欲

向上を図るとともに、伝統的な工芸の維持・発展を図るため、新たに佐土原人形及び都城弓の製作に携わる1名ずつの計2名を伝統工芸士として認定したところであります。

次に、みやざき工芸品産業育成支援であります。

この事業は、工芸品の販路開拓や需要拡大など、工芸品全体の振興を図るため、若手工芸家が開催する展示・販売会の支援を行うとともに、伝統工芸士等の宮崎空港での工芸品展開催を支援したところでございます。

次に、新規事業「東アジアネットワーク拡充」であります。

海外交流駐在員を上海及び香港に、また、台湾などに貿易アドバイザーを配置して、貿易・投資等に関する情報収集や、本県企業の海外活動の支援、観光・コンベンションの誘致促進などに努めたところであります。

続きまして、200ページをお開きください。

「アジアの活力をみやざきへ！海外展開サポート」であります。

平成24年3月に策定しましたみやざき東アジア経済交流戦略に基づき、中国上海における現地求評会の開催、香港・台湾・シンガポールにおける海外見本市への出展、さらにはグローバル人材の育成のためのセミナー等の開催など、県産品の東アジアへの輸出拡大に向けた総合的な取り組みを行ったところであります。

次に、改善事業「オールみやざきによる県産品定番化・定着化促進」であります。

県物産貿易振興センターに委託して、首都圏等で行われる大規模商談会への参加や物産展の開催、新宿みやざき館やみやざき物産館等のアンテナショップを活用した展示・販売を通じて、県産品の販路拡大と定番・定着化を図ったとこ

ろであります。

続きまして、202ページをお開きください。

産業づくりの3の(1)の観光の振興についてであります。

まず、県外みやざき応援団活動強化であります。

県外在住の本県にゆかりのある著名人や、本県に親しみを持ち、本県のPRに積極的に協力いただける方をみやざき大使やみやざき応援団として委嘱・認定し、本県の旬の情報を随時提供するとともに、交流会を開催するなどによりまして、口コミによる本県の魅力発信を図ったところであります。

次に、改善事業「オールみやざき」発信についてであります。

本県の農畜産物や特産品、観光などの魅力を効果的にアピールするために、東京、大阪、福岡の各都市圏におきまして、本県の魅力を集中的にPRする「みやざきweek!!」など、大手民間企業と連携し、県外プロモーション活動を実施したところであります。

また、本県のシンボルキャラクターみやざき犬を活用したPR活動や、さらに本県の食と旅の魅力等を中心に紹介した情報誌J a j aを作成し、本県の魅力や旬の情報を全国に向け発信したところでございます。

主要施策の成果の説明は、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しては、特に報告すべき事項はございません。

オールみやざき営業課からは以上でございます。

○二見主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○高橋委員 労働政策課にお尋ねします。委員

会資料で説明いただきました不用額の関係で、中途退職者が出たとか、あとのものでは就職率に応じて委託料を支払っていたものが、就職率が悪かったんでしょうね。だから、委託料の不用額が出たということなんですけれども、もうちょっとこれを詳しく説明いただけませんか。

○天辰地域雇用対策室長 この不用額で見えますと、まず、委託料の分、これは、11ページのほうになります。委託料8,400万余の不用額になっておりますけれども、このうち2つの事業がございまして、起業支援型地域雇用創造事業、こちらの委託料が170万余の不用額、もう一つは、地域人づくり事業のほうが8,100万円余の不用額になっております。

先ほど言いましたように、ともに中途退職に伴うもの、また、開始時期のずれによるものが中心になります。特に地域人づくりのほう、8,000万もの不用額が出ておりますけれども、具体的な例を言いますと、例えば、当初2,000万程度の事業で考えておりましたところ、決算額としまして600万程度になってしまったと。中身を見ますと、20名の雇用を予定していたところが、実際には10名しか雇用が実現しなかった例等がございまして、こういった不用額が出てくる状況でございます。以上です。

○久松労働政策課長 続きまして、13ページのほうの不用額について御説明いたします。

先ほど申しましたように、報償費の不用額が出ておりますが、これは、委託の事業としましては、就職をさせるということを目標としておりまして、一定期間訓練を行うわけですけれども、訓練終了後の最終的な就職状況が、具体的に申しますと80%以上であれば、報償費として月額2万の受講者数掛ける月数というインセンティブが付与されるという状況でございます。60

～80%になると、これの単価が1万円になるというような仕組みで、できるだけ就職に結びつけるような指導をしてもらうという目的で設けられております。

これを見込み、12月の最終補正で見込んだ段階では、80%以上のものは、予算でいきますと19コース設定したのが14コースということで、不用額が350万ほどふえた。一方で、60～80%のものが逆にふえたということで、差し引きこの程度の不用額が生じたという状況でございます。

○高橋委員 今久松課長が説明いただいたものは主要施策名でいうと、職業訓練校に委託するものですか。

○久松労働政策課長 具体的に言いますと、181ページに、職業訓練校の県立産業専門校の主な実績内容欄の2つ目に委託訓練というのがございます。これの中身になります。

○高橋委員 181ページの委託訓練の執行残が、今説明があったものですね。

私も、地元の訓練校の職員といろいろと意見交換したときに、今、地域差があるんだろうなと思ったりするんです。いわゆる事業展開をして、求める人が、絶対数が少なかったりとか、企画する側もいろいろ悩んでいらっしゃった話を聞きました。

それと、続けていいですか。—120字削除—

○天辰地域雇用対策室長 —99字削除—

○高橋委員 —16字削除—

○天辰地域雇用対策室長 —137字削除—

○高橋委員 —65字削除—

○天辰地域雇用対策室長 —99字削除—

○高橋委員 済みません。私が、金額の見方を間違っていました。今の質疑を全て取り消しをお願いします。

○二見主査 またその件について、後ほど確認

させていただきますので、よろしくお願ひします。

ほかに質問はありませんか。

○横田委員 労働政策課の180ページをお願いしたいんですけども、技能者不足がずっと言われておる中で、技能向上対策ということで、小学生等の技能体験教室とか高校生への技能講座を開いていただいているということで、大変ありがたいなと思ってます。

それで、182ページの表なんですけれども、小中学生の教室の参加者が、22年からするとかなり少なくなってるんです。その下の高校生も、3年前からするとかなり減ってるんですけども、これは、この教室の回数が減ったのか、それとも、少子化等の影響で子供自体が減ったのか、どういうふうに見ればいいんですか。

○久松労働政策課長 これにつきましては、県単でこの事業をやっておるんですが、国の事業で若年技能者人材育成支援等事業という、国が県の職業能力開発協会に直接委託する事業がございます。実は、その事業の中でも、小学生それから高校生に対しても派遣ができるという中身がございます。ここの数字は県単の数字でございますので、その事業を合わせれば、ちょっと数字を今手元に持っておりませんが、この2つの事業をもって、ここに書いておりませんが、事業的には拡大をしておるという状況でございます。

当然、私どももすみ分けをしながら、広く小中学生、高校生に対する技能指導等を行っているという状況でございます。

○横田委員 それを聞いてちょっと安心しました。

その下の技能まつりの入場者数が、26年度、2万3,000人ということで、かなりふえてますよ

ね。これを見ても、そういう事業の効果が出てきて、県民の関心も高まってきてるのかなと思いますので、引き続き頑張っていただければと思います。ありがとうございます。

○蓬原委員 その延長で、結果的には伝統工芸士になったりとかというほうに目が行って、本県の県産品が売れるという話になるんだろうと思っておりますが、199ページの県伝統工芸士認定、ことしは2人ということでしたけれども、大体これまでに何人ぐらいの方が、どういう職種の方たちが認定を受けて、それがまた、この営業上、県のお墨つきをいただいて、果たして効果があったものかどうか、そのあたりのこともちょっと教えてください。

○酒匂オールみやざき営業課長 伝統工芸士の認定につきましては、県が独自に認定をしているものでございますけれども、これまでの工芸士の認定者数は146名になっております。その中で、現在も活動されている方は55名ということでございます。

工芸士の方々が、認定を受けたことでの効果というところがございますけれども、伝統工芸士に限らず、工芸品産業全体が大変厳しい状況にあるという現実がございます。その中で、私どもといたしましては、こういった伝統的な技法に基づいて付加価値のある製品をつくらせていただくということで、工芸士の方々の意欲向上ですとか、工芸品そのものの振興につながればということで、こういった認証制度をさせていただいているところでございます。

○蓬原委員 大体職种的には刃物づくりだったり、今は人形と、「都城牛」とおっしゃいましたかね——だったり、木刀だったり、弓だったりいろんなものがあると思うんですが、職种的にどういうふうになってますか。

○酒匂オールみやざき営業課長 大変失礼いたしました。私どものほうで、伝統工芸品として認定しております品目が35品目ございます。

細かく申し上げますと、宮崎ロクロ工芸品ですとか、焼き物の小松原焼とか、宮崎漆器、宮崎手紬というのがございます。

先ほど、私が申し上げましたのは弓でございました。「都城弓」という形で認定をさせていただいております。都城でいえば、あと都城木刀とかございまして、35品目指定させていただいております。

○蓬原委員 「都城牛」と聞こえたものですかから、おかしいなと思って。(笑声) 都城弓ですね。わかりました。

○河野副主査 横田委員のほうにちょっと関連で、182ページの認定職業訓練生数、26年度713名とありますが、これは、13団体の合計の訓練生ということなんでしょうか。

○久松労働政策課長 認定訓練校13校を、26年度は補助しております。訓練生数としましては2つの課程がございまして、2年から3年という訓練をする長期課程と、短期課程、これは、14日以上という規定になっておりますが、その合計が713ということになっております。

○河野副主査 平成22年度は倍ほどいらっしゃるんですが、団体数は。

○久松労働政策課長 現在、認定をしております職業訓練校としましては、全体で20校ございますが、そのうち休止団体が4団体ほどございます。そのうち、補助の申請があったのが13団体ということになっております。

○河野副主査 22年度も13団体ですか。この1,309名というのは、何校の訓練生でしょうか。

○久松労働政策課長 ちょっと正確には、今手元に前のデータがございませんので、わかりま

せんが、基本的にはそれほど認定団体は変わってなかったと思っております。

○河野副主査 じゃあ、22年度からこの補助金というのは、割合はやっぱり3分の1、3分の1、3分の1でしょうか。

○久松労働政策課長 補助金の割合については変わっておりません。

○河野副主査 産業技術専門校生の就職率、パーセントですが、この上の④番を読むと、「平成26年度に71人の修了生を送り出したところであるが、就職希望者の94.4%が就職を果たすことができた」とあります。ということは、この94.4%の母数は71ではないということですか。

○田村県立産業技術専門校長 この表記にあります94.4%の母数は、就職希望者71名全員です。時々、進学希望者とかが出る年度がありまして、その場合はその人数を引いております。

○河野副主査 ちなみに22年度の91.6%の母数というか修了生、就職希望者はわからないかもしれませんが、修了生は何名だったでしょうか。

○田村県立産業技術専門校長 *22年度におきましては、西都校が69名、高鍋校が、33名中1名が進学希望で、合計102名が母数になります。

○河野副主査 ①で分析されてるように、やはり人手不足が深刻化する中で、訓練生の確保ということで、課題というか……。せっかく技術を学べる専門校があつて、就職率も、確実に94まで行けるということは、それだけ身につけることができるということで、やはりしっかりと検討をしていただいで、着実な就職につながる学校にしていいただきたいということで要望しておきたいと思っております。

○二見主査 ほかに関連質問はありますか。ほ

※次ページに発言訂正あり

かの項目についての質問がありませんか。

○横田委員 労働政策課のシルバー人材センター支援についてお尋ねします。

昨年度は増加に転じたと書いてありますが、傾向としては会員数も契約金額も減少傾向にあるということですが、その理由は何かわかってるのでしょうか。

○久松労働政策課長 理由でございますが、平成16年に高年齢者雇用安定法の改正がございまして、65歳までの雇用の継続ということが義務づけられております。

ただ、このときは、条件が雇用の延長をする等があるんですけれども、組合の了解が得られれば65歳まで雇用しなくてもいいという制度になっておりました。そして、24年に再度改正がありまして、先ほど組合と言いましたけれども、労使が協定で定めれば排除ができるという規定がありましたんですが、これがもう適用されないということで、定年の延長、継続雇用制度の導入とか定年の廃止という3つの制度が全て適用されておりますので、この影響が一つ、65歳までの層が就労が可能という状況になってきました。シルバー人材センターは60歳からが対象になっておりますので、やはりこの法律の施行の影響が一番大きいものと考えております。

○横田委員 よくわかりました。でも、それは、あくまでも5年間先延ばしになったということですよ。5年後には、また同じような状況が出てくるとは思うんですけれども、例えば、この予算額をもうちょっとふやせば、人材センターが活発になると考えてもよろしいのでしょうか。あんまり関係ないですか。

○久松労働政策課長 実は、シルバー人材センターには、これは県単と書いてますけれども、国から直接の分と、当該県が補助しとる分とが

別々に行っております。これにプラス、26年度につきましては、県単の事業で、地域人づくり事業を使いまして、「生涯現役！いきいきシルバー人材活躍応援事業」というのを別途立ち上げております。

これは、就業の開拓をできるだけしようということで、就業開拓のコーディネーターを3名を置きまして、それぞれ就業開拓をして就業に結びつける。あるいは、就職説明会を開催するというような活動を行っておりまして、26年度は若干会員が回復をしたといった現状がございします。

○横田委員 2025年問題にあるように、これから団塊の世代の人たちがみんな高齢者になっていくということで、すごく高齢化が高まってくると思うんですけれども、高齢者が社会で何らかの形で働ける、そういう機会をつくるということは、健康寿命を延ばすとか、そういったことにもつながると思いますので、シルバー人材センターはその一つとして、さらに機能がアップしていけるように頑張っていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○田村県立産業技術専門校長 済みません、先ほどの河野副主査への回答に際しまして、22年度の数値につきまして、ちょっと間違えて21年度の数値を報告しました。修正いたします。

西都校が73名、高鍋校が27名の合計100名で、うち5名が進学希望者、就職希望の95名のうち87名が就職者で91.6%です。申しわけありません。

○蓬原委員 197ページの海外技術研修員・留学生受入交流ですが、モンゴル、インドネシア、ミャンマーとありますけれども、この期間は1年ですか、半年ですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 これは、それぞれ単年度の事業になっておりまして、本人た

ちがこちらに来て研修を受けるということで、大体おおむね7月ぐらいから年度末ぐらいまでという月数になっております。

○蓬原委員 ほとんど毎年同じようにおいでいただいているわけですよね。いつごろから始まったんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 この制度そのものは、昭和55年から取り組んでおります。当時は、国の補助金等も出ておったようでございますが、現在は県単事業として実施しております。通算で、今、295名の方がおいでいただいております。県費留学生と海外技術研修員ということでございます。

失礼しました。その中で、海外技術研修員は昭和55年から、県費留学生は昭和41年度から取り組んでおる事業でございまして、先ほど私は7月と申しました。期間は、8月から3月までの期間で研修等を受けていただいております。

○蓬原委員 今、モンゴルもそうですが、インドネシアも——ミャンマーは少しおくれていますが、我々も行ってきましたけれども、もう物すごい飛躍してますね。ミャンマーがおととしかな。インドネシアはまだ行ってないんですが、友達の話によると、今行かないと行きそびれるよという話で、物すごく経済成長も速いということのようです。やはりこういうところと将来を見据えて交流をやっていくということは、将来の足がかりをつくる、理解を深めるという意味でも、非常に意味が大きいんじゃないかなと思います。

特にモンゴルについては、都城市がウランバートル市と姉妹都市も結んでおられますので、交流が深いところでもあります。政治的にも大

変、位置的に意味のあるところでもありますから、ぜひこの事業を絶やすことなく、できたらふやすぐらいの気持ちでやっていただくとありがたいなと思ってます。

○酒匂オールみやざき営業課長 今回の海外技術研修員並びに県費留学生につきましては、私どもは3名の予算を確保しているところでございます。

これまでの実績で申しますと、やはり県費留学生と海外技術研修員ともに、ブラジルとの交流も強いということもございまして、海外技術研修員がトータルで210名なんですけれども、その中の85名がブラジルからになっております。

委員のほうからございましたモンゴルが、これまでに14名ございます。あと、ミャンマーが5名というような形で実績がございます。

これは、県内の受け入れ団体、例えば宮崎大学ですとか、そこが研修生を受け入れたいということで受け入れて、研修をさせる制度になっておりますけれども、その後も、それぞれの受け入れ機関が交流等を続けておられるという実績もございます。本県の国際化並びに国際交流等にも貢献をしていただいているのではないかと考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原委員 高専にも来てたんですよね。むしろ風力発電から始まっているので、高専がモンゴル等の交流が一番早いんですが、高専に来てたのは文科省の事業で来てたんでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 昨年度おいでいただいたモンゴル国からの海外技術研修員につきましては、都城工業高等専門学校で研修をしていただいたところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○西村委員 オールみやざき営業課の県外アン

テナショップについてのいろんな取り組みがあると思います。近年は非常に厳しい状況ということなのですが、最近他県の事例で、例えば隣県と一緒にアンテナショップを出したりとか、エリアで出したりとかいうパターンもあるんですけれども、そういう検討というのは、ここに22年からの5年間の数字がありますが、厳しくなっていく状況の中でそういうアイデアというのは出てこなかったのかなというのを伺います。

○酒匂オールみやざき営業課長 最近のアンテナショップの売上げの動向でございますが、平成19年度から21年度の間、宮崎ブームもございまして、県内も含めて3店舗アンテナショップを置いておりますけれども、相当な売上げがございました。

その後、数字も出ておりますけれども、平成22年度以降、口蹄疫の発生ですとか、新燃岳の噴火等もございまして、急激に売上げが減少している状況はございます。

物産センターとも一緒になりながら、さまざまな売上げ策について検討は進めているところでございますが、委員のほうから御指摘のあった他県との店舗展開につきましては、現在では検討はしていないところでございます。

○西村委員 いろんな結果が出てきてる中で、やっぱりどうてこ入れしていくか。この決算で見ると、予算を使っていろんなことをやったけれども、なかなか結果に出てきてないということでしょうかから、次なる手をどう打っていくかというのは、次年度の政策に移っていかねばならないと思うんですけれども。

県外のアンテナショップになると、非常に家賃が高かったり、お客さんは多いかもしれないが、ムーブメントというか、ブームによって左右されるというところはあるんですけれども。

以前、東国原さん、そのまんまブームみたいなきに、視察でKONNEに行って話したときに、我々は売上げじゃないんですよと、PRなんで、お金とか売上げ以外のものに出てきている効果というものがあるんですよということを、その当時の方から話を聞いてたんですが、百歩譲って、売上げが減っても、そういうところで設置している意味があれば、それはそれでいいと思うんですが、そういう効果というのは検証されてるんでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 平成10年に設置以降、17年以上が経過し18年目に入ろうとしているところでございます。その間、宮崎ブーム等もありまして、売上げ等も伸びた時期もございまして、その後、少しでも高どまりをすればということで、さまざまな改善策を講じてきたところではございます。

現在、委員が御指摘のとおり、センターのほうでも、当時、売上げが伸びた時点での正味財産等も持っておりましたけれども、22年度以降非常に厳しい状態で、赤字の状態も続いております。正味財産も少しずつ減っておる中で、私どもといたしましては、アンテナショップを一つのショーウインドーとして、それ以外の百貨店ですとか、スーパーですとか、いろんな他の店舗等への取引にもつながるようなものを一つはイメージをしております。

昨年度も、さまざまなあり方の検討会をしております。昨年度の結果では、イベントプロモーションが計画的に実施されてないということで、そういったものを計画的に実施していったらとか、それぞれ、その時点のKONNE新宿自身のプロモーションを推進したりとかいうようなことの改善点も出てきております。今年度はそういった昨年度の検討を踏まえながら改善

には取り組んでいるところがございますけれども、いずれにいたしましても、設置をして18年目に入っております。これまでの効果につきましても、ある程度検証を重ねながら、今後の展開についても検討していきたいと考えているところでございます。

○二見主査 ほかに質問はありませんか。

では、ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 では、引き続き分科会を続けます。

○西村委員 観光推進課にも一つ伺います。球春みやざきのところで、1,700万程度の予算があつて、たしか、いわゆる練習試合を円滑にやっていただくための予算だとは思いますが、この県単の予算自体は、県からこういう試合をやつてと、プロ野球の球団に投げかけてやってもらつてるものなのか、プロ野球のほうから、こういうのをしたいんだけど、予算の関係上、県に協力していただきたいというものなのか。これは、どちらから、そういう提案がなされたのか、伺いたいと思います。

○福嶋観光推進課長 この球春を始めたきっかけというのは、巨人軍のキャンプが沖縄のほうに半分行ってしまったという危機感がまずあったと認識しています。沖縄のほうでは、球団が集まれば集まるほど、そういう練習試合をやりやすい環境ができるということで、ますますそちらのほうにシフトしてしまうんじゃないかということで、その引き戻しをやろうというのが経緯としてはあると。

この金額は、県も負担金として実行委員会のほうに出してるんですけども、市町村も同額を負担しておりまして、それで協力してやって

います。

その結果といいますか、宮崎県のほうにも相当数の球団が集まるようになって、魅力が向上したおかげで、この春にはオリックスも来てくれたということではないかと思っています。

○西村委員 これは、県単の予算だけれども、実際は実行委員会というのはほかからも、もちろんスポンサーからも集めてやっているというイメージだと思うんですが、これは、総事業予算というのわかりますか。

○福嶋観光推進課長 総事業費が、決算ベースでいいますと、約4,000万ということになっております。負担金が、県と市町村でほぼ全額、県と市町村の負担金に、繰越金があるものですから、一致しませんけれども、差額は繰越金ということで、実施をしているということでございます。

○西村委員 大体わかりました。それが今、オリックスが来たりしたことによってさらなる盛り上がりというものがあっている、結果につながっているのかなと思うんですけども、さっき言った1,700万ぐらい県が出してやるというのも、ほかの観光の予算に比べたら、ウエートを重視して、かなり出してるような気がするんです。ほかの厳しい予算の中でやりくりして、これだけの額を捻出してやってるというのは重々理解をするんですけども、じゃあ、ほかのスポーツはどうなんだとか、ほかの競技はどうなんだとなった場合にいろいろあるのかなとも、ちょっと思ったもんですから。

ことは26日が中止だったので、来年はしっかりと晴れていただいたり、秋のキャンプは、まずやっぱり盛り上がりいただかないといけないなというのもありますし、二軍がいよいよもう今月始まりますね。そういうのも踏まえた

一体的な流れを使って、予算を投資した以上のもの、結果が出るように期待したいと思います。以上です。

○福嶋観光推進課長 大変ありがたいお言葉だと思います。

ちなみに観客数が、この2日間で2万4,200人ということになってます。春季については、経済効果を測定してるんですが、観客1人当たりの単価が大体9,000円というのが出ておまして、それを換算しますと、この2日間で2億円という経済効果があると。単純計算で申しわけないんですけども、それを考えますと、費用対効果としても決して悪くないなと考えてるところです。

○二見主査 関連質問はありますか。なければ、その他の項目についての質問はありませんか。

○高橋委員 県営国民宿舎、特別会計の関係でちょっとお尋ねです。監査委員の指摘、意見書のところでお聞きしますが、まず、高千穂は宴会等がふえて収益が上がってるんだけど、損失を計上しているというのは、どういうふうに理解したらいいんでしょうか。「高千穂荘は、宴会等の利用者増加により昨年度に比べ収益は増加しているものの引き続き損失を計上」と書かれてるんです。

○福嶋観光推進課長 高千穂荘につきましては、平成26年に880万円ほどの損失を出しております。高千穂荘については、宴会場を持っておりますので、そちらのほうで収益増を図ってはいるんですけども、やはり光熱費の負担がかなり大きいということがあったようでございます。それで、26年度中にはLED化を図るなど、光熱費の削減に努めていったということでございます。

○高橋委員 えびのも、高千穂も赤字を出して

るということで理解すべきですね。その赤字はどこが補填してるんですか。

○福嶋観光推進課長 えびの高原荘は、平成26年度に2,400万円余の損失を出しております。これは、硫黄山の影響というのが非常に大きいということなんですけれども、6月の委員会的时候に、利用料金、納付金の御説明をいたしました。そこで、納付金というのをいただいているんですけども、えびの高原荘につきましては、不可抗力といいますか、そういった自然災害によるものであるということで、納付金の一部を減免したという経緯がございます。

○高橋委員 国民宿舎の見方、特にえびのが経営が厳しい状況だと認識してるんですけども、いろいろと努力している中で、高千穂のほうは過去赤字をした分を引きずって、現在、26年度は損失を出したということなんでしょうけれども、何か見直しが今のところ検討されてるのか、その辺を教えてください。

○福嶋観光推進課長 済みません、先ほどの質問にちゃんと答えていなかったということなんですけれども、収支差額で赤字になった分については、指定管理者が負担をするということになります。経営努力をしていかないといけないということになるんですが、5年ごとに指定管理の見直しを行う中で、28年度から新たな指定管理期間に入るんですけども、納付金の減額というのを次期から行つたと。それは、ただ、起債の償還との絡みがありますので、経営状況を見ながら、恐らくとんとんになるであろうという額で納付金を設定したというところでございます。

○高橋委員 わかりました。

そこで、肝心なところは、指定管理者として手を挙げるところがあるのかなという、そういう

う心配もあるわけです。そういったところはどうか見てらっしゃいますか。もうからなきゃ、指定管理者は手を挙げないと思うんで。

○福嶋観光推進課長 おっしゃるとおりでございます。手を挙げていただくためにも、納付金については精査を行ったところでございます。

28年度からの指定管理の募集については既に締め切っております。今、両方とも一応募集に応じてくれたところが出てきてるところでございます。

○高橋委員 わかりました。よかったです。

○蓬原委員 一応聞いておきたいと思います。国民宿舎の存在というのは、条例に基づいているわけですね。5年で指定管理者の契約期間は切れるわけですが、いわゆる公的にできている、県がつくっている宿泊施設の存続期限というか、見通しは、将来的にはどういうことなんでしょうか。

今の状況でいくと、えびのについては宿泊施設が1カ所しかないような気がします。高千穂については、ほかの民間のものがいろいろあって、昔よく使われた言葉で言えば、民業圧迫という言葉もあったりして、極端な議論をすれば、役目は終わったのではないかという見方もまた議論はしていく必要があるのではないかなという気もしております。

だから、今の制度でいけば、この国民宿舎2カ所というのは、将来的な存続というのは、指定管理者とのうまく採算が合うということが続く限りにおいては、もう半永久的に、今の施設が耐用年数を迎えない限りにおいては続けていくよという姿勢なのか、そのところは、部長なのかな、どうなんですか。

○福嶋観光推進課長 まずは、起債の償還を終える必要があるというのがございます。ちょう

ど、えびの高原荘については27年度で終わるといのがございます。高千穂荘は31年度で終わるといのがございますので、この近々にはやはりその後のあり方については考えていかないといけないであろうと。宿泊施設としての必要性ですとか、その後、それを移譲するのか、どこかに買い取っていただくのかということも含めまして、総合的に勘案していかないとはいえないう認識は持っております。

○蓬原委員 観光政策上、それが不要だとかそういう話じゃないんです。それなりに果たしてきてる役割、果たす役割、その存在感はあると思うんですけれども、片や県土整備部に関していえば、この前こんな議論をしたんですが、道路公社、一ツ葉有料道路、これが32年には一応解散するという方向になってます。有料道路方式ですから、その維持経費に大体4億幾らかな、かかるものについては、その中からその維持費、管理費を充てて、ちゃんと観光道路としての意味合いを持たせてます。

もうこれは、32年までに、いわゆるその制度が償還し終わって、今の有料道路方式がなくなった場合、どうやって維持していくのかという議論を松村議員が提起されて、じゃあ、どうなんだということがちょっとあって、議論したところでございますけれども、特例があるやに聞いてますが、どうも特例では32年以上は存続できないと、そういうこともあったもんですから、ちょっと意味合いは違うと思いますが、もうそういう議論も、否定的な意味ではなくて、する時期に来てるのかなという気がしましたので、申し上げました。

○永山商工観光労働部長 県立の国民宿舎としてどうしていくのかということについては、おっしゃるとおり、県の果たすべき役割等について、

しっかりと議論する必要があると思っています。

ただ、全体で宮崎県の観光産業を考えた際には、宿泊をいかに伸ばすか、消費額を伸ばすかというのは非常に大きな課題になっています。日帰り客が極めて多いという状況でありますから、しっかりと地場産業として、地域産業として観光産業を位置づけるためには、やはりしっかりとした宿泊施設が必要だと思っていますので、県のありようについては考えていくと思っておりますが、こういう宿泊施設については、しっかりと県全体として維持あるいは活性化していくということが、大きな目標になるのではないかと考えております。

○二見主査 ほかになければ、私から。

184ページの仕事と家庭の両立支援講演会参加者数54人ということなんですけれども、どういった方々を対象にされたのかとか、もう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○久松労働政策課長 26年度につきましては、テーマとしては「育ボスでいこう」ということで、NPO法人から代表の方をお招きして講演をいただいております。

それと、労働局のほうで、次世代育成支援法の改正がございましたので、この2つのテーマでやっております。

この講演会につきましては、広く民間の方の参加を求めるということで、チラシとかホームページを使いまして、集客を行ったところでございます。

○二見主査 育ボスということですが、対象としては、どちらかというところと経営者を対象に案内をされて、参加者を募られたと感じたんですけれども、そういうことでよろしいんですか。

○久松労働政策課長 経営者も当然に頭にありますが、一般の方も参加は広く呼びかけ

たといったところでございます。

○二見主査 そうなると、ちょっと少ないような気がするんです。非常にいい機会だったと思うし、周知の仕方とかいろいろ課題があったと思うんですが、これをまたことしもやる予定というか、やったんですか。

○久松労働政策課長 毎年毎年、その時々テーマで一番いいものはないかということでテーマ選定して、それに見合うような講師の方をお呼びして、呼びかけておりますけれども、結果的にちょっと数が少ないということで、広報の仕方等については十分検討してまいりたいと思っております。

○二見主査 仕事と家庭の両立支援、この事業というのは非常にいいものだと思うので、私も以前勤めてたところで、経営側と働く側の調整というか、やはり立場が違えば意見も違うなというのものもあるし、話せばわかるという部分もあるので、よりよい環境をつくるためにはお互いの理解が必要なんだと思うんです。

こういう事業を本当に進めていただきたいし、もっと理解のある企業がふえてほしいなと思うので、頑張りたいと思いますが、恐らく宮崎で1カ所やったって、都城や延岡、ほかの遠い地域からの参加者というのはなかなか来ないんじゃないかなと思うんです。開催場所が、毎年宮崎じゃないといけないということもないでしょうから、各地でやっていくとか、もっと広く周知できるような取り組みを今後期待したいと思っておりますので、よろしく願います。

関連質問はありませんか。なければ、もう一ついいですか。

189ページの教育旅行誘致・受入強化なんですけれども、県単で改善事業ということは、ここ

数年やってらっしゃるんだと思うんですが、この結果、実績というか、つながった効果というものがありましたら、御説明をお願いします。

○福嶋観光推進課長 教育旅行につきましては、平成22年の口蹄疫などで非常に減りまして、1,000名程度という底があったんですけれども、今、それが5倍超というところまで何とかこぎつけてきたところであります。

ターゲットをある程度絞って、例えば、小学生ですと1泊2日ということですので、近隣の福岡あたりの教育委員会を攻めるとか、あと中学生ですと、大体2泊3日の行程になりますので、関西方面、フェリーを利用してとか、新幹線を利用してとかいうところを攻めていくと。高校生になりますと、関東からということで、ある程度ターゲットを絞って集中的にやったことで、今のところ5,300人というところまで、何とか上ってきたかなと思っております。

○二見主査 ありがとうございます。

関連質問はありませんか。なければもう一つ。195ページなんですけれども、国際交流員、外国青年招致では、アメリカから1人、韓国から1人、シンガポールから1人ということで、計3人。これは、ほかにもまだいらっしゃるということですか。このときだけ新しく来られたというか、全体で3人なのか、どうなんでしょうか。

というのも、その下に国際理解講座というのがありまして、韓国、シンガポール、アメリカ、それぞれ活動されてるんですが、これを見る限りでは、この3人が国際交流員として県にはいらっしゃるって、こういう活動をされたという見方をするのかなと思うんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 主査のおつ

しゃるとおりで、本課で3名を招致しておりますが、この3名が、下に出ております国際理解・国際交流促進の理解講座へ行きまして、さまざまな活動をしていってもらえてるもので、毎日のごとく、頑張っていたいてるところでございます。

○二見主査 これは、どうかわかんないんですけども、韓国、シンガポールでは、それぞれ小中高に12校、15校へ行って、18回、20回されてるんですが、アメリカの方は中学校に8校の8回、倍ぐらい活動回数が違うのかなと思うんですけれども、これは、やはりそれぞれの役割というのが違って、日程的に難しかったということなんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 これは、各学校からの要請に応じまして、派遣をさせていただいているところもございまして、各学校がどういったものを勉強したいか、どういった国際交流をしたいかということもございまして、こういった結果になっているところでございます。

○二見主査 わかりました。

あとこれが最後ですけれども、この国際交流事業というのは、前は文化文教・国際課だったと思うんです。ことしからこちらに移管されたんですかね。オールみやざき営業課になったんだと思うんですけれども、恐らく所管が変わったということは、この国際交流事業を今後は、文化的、そういうものじゃなくて、もっと国際交流を広げる、宮崎の営業力につなげるとか、そういう形の一つ視点が変わってくる部分もあるのかなと思うんです。商工観光労働部オールみやざき営業課として、今後の国際交流事業の展開、これはもう26年度の決算ですから、違ったわけなんだろうけれども、何かそういう転換点というか、新しい視点を入れるとか、そう

いうものは今の時点では、もう来年度の予算も次に考えていかないといけないでしょうから、そこ辺はどうお考えでしょうか。

○酒匂オールみやざき営業課長 国際交流員につきましては、今、3名、韓国語と、シンガポールの方は中国語、アメリカの方は英語ということでおいでいただいております。本県が、海外との交流が深いところを中心に、今回、3カ国語ということで来ていただいているところがございます。

今回の組織改正によりまして、国際交流部門が商工観光労働部に、私どもの課に参ったところでございますが、これまでも、例えば、国際交流協会のほうでは、旅館業組合の方と在住外国人の方との意見交換を設けて、外国人の視点で旅館業の方々がどんな対応をしていけばいいかといったところの意見交換なども、取り組み始めているところでございます。

私どものほうに、こういった形で国際交流員が来ることで、経済活動、経済交流の部門でも生かしていければということでの組織改正だと理解しているところでございます。

○二見主査 わかりました。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、以上をもって、労働政策課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時29分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

商工観光労働部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

○横田委員 質問というわけじゃないんですが、記紀編さん事業についてですけれども、担当の皆さん方は非常に一生懸命取り組んでいただいていることを感謝しております。

私は、本会議の壇上で、いわゆる祓詞、「掛けまくも畏き伊邪那岐大神」、あれを3回言わせてもらってるんです。それだけ日向神話に対する思いが強いということなんですけれども、記紀編さん事業が始まったときにとてもうれしく思いました。もしかすると、県会議員の中で一番喜んだのは私じゃないかなと思うんですけれども、私も、いろんな機会があるごとに、日向神話のアピールをしていきたいと思っておりますので、まだ事業が半分残ってますので、しっかりとこれからも宮崎をアピールしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○蓬原委員 177ページ、せっきく工業センターの所長もお見えですから。将来への投資ですから、いろんなことを将来に向けて研究をして、何のために研究するかというのは、それを民間に技術移転して、新しいものが生まれていかないといけないわけですけれども。

177ページを見ますと、製造品出荷額1兆4,500億、たしか本県のいわゆるGDPでいくと3兆2,000億ぐらいですか、その約半分弱ぐらいが製造品出荷額ということになっておるわけですが、県内研究機関における研究成果の技術移転件数、いわゆるポイントはここだろうと思うんです。いかに研究したものを技術移転していくかと、ここに本県が県立で、それは農業も林業も関係があるわけですけれども、研究機関の存在価値だろうと思ひます。

大企業なんかに行くと、物すごい立派な研究

施設を持って、かなりの予算を投入してるわけですね。でも、本県の場合も、当初予算のときにも、2年連続で知事に質問もして、研究費を減らしちゃだめよということを書いてきてるんですが、これを見ると、23年度から暫時、食品開発センターも含めてだと思えますけれども、技術移転の数がふえてるように書いてあって、非常にいいことだなと思ってるところです。この前見学もさせていただいて、いろいろ研究していただいているのも評価もしますが、大体重立ったもので、この研究成果がこういう物づくりにつながったよという代表例があれば。

これまでも何回か聞いてはおりますけれども、ただ、これを見ると実績が90件ですか、目標を上回ってますので、代表的なものがあれば、せっかくですから、決算ですから、お披露目いただきたいなと。

○富山工業技術センター所長 ありがとうございます。まず、この数値なんですけど、単年度ごとの数値ではなくて、23年度からの累積ということでございますので、一応そこは確認をさせていただきたいと思えます。

それから、とはいっても、やはり技術移転というのは本当に、委員がおっしゃるように、非常に重要なことございまして、私どもも、研究開発をする上で、技術移転をして、企業さんがしっかり事業化するということを最終の目標にしておりますので、それを目指した研究開発をやっております。

例えばですけれども、最近の話題でいきますと、動物細胞培養の装置を開発して、商品化されて、ことしの7月に売り出しが開始されたわけなんですけど、これについては、以前から取り組んでおりましたSPGの技術、それをさらに発展させてSPGでもってマイクロバブルをつ

くる技術で、それを細胞培養の装置に搭載する技術、そういったものを順次開発をしていまして、商品化につながったということでございます。

また、鶏ふん発電をした後に出てくる鶏ふん焼却灰、これがかなりございますけれども、それを有効利用しまして、より付加価値の高いリン、肥料をつくったと。これも、ことしの7月から県内の企業さんが、本格的な事業化に向けて稼働し始めたということでございます。

それも、工業技術センターがリンの、鶏ふんからどうやったらより付加価値の高い肥料にできるかと。求められるいろんなスペックがあるんですが、それに達するためにどうしたらいいかというのを丹念に研究いたしまして、その成果を企業さんに技術移転をして、事業化に至ったというようなものでございます。

また、皆様はよく御承知だと思えるんですけれども、千住金属という日本トップのはんだメーカーさんがあるんですが、そのメーカーさんが宮崎県に千住技研さんという子会社をつくりました。工業技術センターのすぐ目の前に大きな工場を建ててくれまして、現在、70名程度の従業員の企業に育っております。そこが、都城高専であったり、宮崎大学の工学部の雇用の受け皿にもなっているということなんですけど、ここがなぜ宮崎県に立地したかというのと、これは、宮崎県が長年取り組んでまいりました微粒子の金属をつくる技術、その技術を頼って宮崎県に工場をつくったということでございます。

しっかりその後も、その企業からいろいろな要請がございまして、技術指導、共同研究をしながら、随時、技術移転を続けているというようなことでございます。

挙げれば切りがないんですが、工業技術セン

ターとしては、これからも、現在進めている研究開発をしっかりと技術を確認して、その確立した技術を使って、企業さんに事業化に至るように共同研究という形で、一緒に共同研究開発をして、事業化まで行っていただくと。そういう流れを活発化させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○蓬原委員 できたらそういう一覧表を、また後からでもいただくとありがたいなと思います。なぜ公立の試験研究機関を持たないといけないかというのは、大企業の場合は自分で、財力があるので大きな試験研究機関があって、基礎研究からやるわけですけれども、やはり中小企業、特に小規模企業が多い本県にとっては、公的なところで単独に試験をする、あるいは共同でやる、それを民間に技術移転をしていくということが大きな役割だろうと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

千住技研さんなんか、本社がこっちじゃなかったら、さっき言う地域再生計画の本社移転、技術移転したんだから、こちらに本社が来てもらうといいですね。これは、余談なことでしたけれども、以上です。

○富山工業技術センター所長 資料につきましては、後日お届けしたいと思います。

それから、中央研究所のお話が出ましたけれども、おっしゃるように、大企業は自前で中央研究所を持っております。そこで、さまざまな研究開発以外のクレーム処理だとか、ラインの改善だとかやっております。

宮崎県の工業技術センター、それから食品開発センターもそうですが、中小企業のいわば中央研究所としてしっかり役目を果たしていきたいと思っておりますし、そのように企業さんにも、今、一生懸命PRをしているところでござ

います。

○森下食品開発センター所長 一応、食品センターのほうの成果もちょっと。同じようなスタンスで仕事はしております。試験研究を技術移転するという、代表的な例でいうと、平成宮崎酵母なんか10年ぐらいかけてやって、それがようやく企業等に移転して、成果が今出てきてると。御存じのように、いろんな焼酎メーカーさんで使ってもらってます。

それから、産学官でこれまでやってきた、これも10年ぐらい宮大とかと一緒にやってるんですけども、ブルーベリー葉という新しい素材を商品にするというようなのも、実際ベンチャーが立ち上がったとかして、産業化に結びついております。

それ以外にも、これまで委員会等でも報告してはありますが、フードオープンラボとかができました。ここでは、どちらかといいますと、そういう試験研究で蓄えた技術を、いろんな相談が来たときに利用して、商品開発の支援をお手伝いしていると。そういう事例でいくと、例えばたくあんのかん詰ができたとか、いろんなことがあるんですけども、そういうのをこれまでに蓄えた技術を活用して企業の支援をして商品化とかに結びつけてると。そういうような活動をしてますので、そういう2つのやり方で企業の支援ができればいいんじゃないかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○蓬原委員 平成宮崎酵母は、食品開発センターだったんですかね、わかりました。

今、それを使った商品が、新しい焼酎が結構売れてるんですけども、この焼酎は、工業統計上の出荷額は約1,000億で、宮崎県で一番だと聞いておりますが、この製造品出荷額の中に入

るんですか。

○野間産業振興課長 工業統計の中でいろいろ分類があるんですが、焼酎は飲料・たばこという分類で入ってまして、この1兆4,000億の中の飲料・たばこが1,565億円という数値になってます。飲料・たばこになってますけれども、ほぼ飲料ということで、この中身までわからないんですけれども、相当焼酎の割合が高いのかなと思ってます。

○蓬原委員 せっかくですから、工業統計上、出荷額1,000億ですよ。だから、いわゆる外貨を稼ぐという意味では、実質800億ぐらいの外貨を稼いでおるだろうという酒造組合さんの統計上の生の話です。御案内のように、ようやく鹿児島を抜いて出荷額1位になりました。

ところが、けさの報道によると、早速鹿児島がこれじゃいかんと、我々本家のほうが先に今度はやられてしまうんでということで、盛り返すぞという運動を始めたという記事も、けさ見たところでございでしたが、ぜひ、工業出荷額1番、ましてや6次産業化の最たるものだと思うんです。芋を使い、米を使って、今特に加工用米ということで、減反政策があと3年でなくなりますから、加工用米をつくって、芋と米で6次産業化の製品にして、しかも宮崎県で1番の売り上げ、外貨を稼ぐ商品だということですので、このことについては、あえて答弁は……。必要かもしれませんが、私はいいですけれども、焼酎の売り上げについて、やはり宮崎県としてかなり力を入れていくべきではないのかなと。ましてや宮崎酵母という、宮崎で生まれた酵母を使ったものを今売り出してるわけですから、部長、何かあれば。

○永山商工観光労働部長 焼酎産業は、宮崎県にとってすごく大事な産業だと思ってます。そ

して、芋の確保、米の確保等も含めてさまざまな課題があること、それから、新聞の話がありましたけれども、鹿児島県等が相当程度力を入れてきてるということで、県としてもしっかりとやっていかなければならないと思ってます。

近日中には、酒造組合連合会と我々、農政と一緒に話をする機会等もつくって、課題の共有化と今後に向けてということで、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋委員 さっき横田委員がおっしゃったことと絡むんですけれども、宮崎の神楽、いわゆる世界文化遺産にということでしたか。教育委員会だと思んですけれども、もちろん商工観光労働部も絡んでいると思うんですが。けさの新聞でしたか、南郷が町の4カ所の神社で合同で舞をしてたという記事を見て、自主的にやっているところはそれで後継者をつくっていくと思うんです。

そういう後継者育成は教育委員会が任務分担としてするにしても、神楽を表に出す仕掛けをするところは商工だと思んです。特に記紀1,300年の担当室のところ、そこら辺の仕掛けを。26年度の施策の中でもあったと思うんですけれども、そこが今までのいろいろ、目立たないところもちょっとあったにしても、もうちょっと大きく仕掛けをやっていかれると。全国でも、宮崎の神楽というのはすごく貴重で、数も多いということが貴重らしいですね。自主的にやってるところはいいんでしょうけれども、育てるところは教育委員会がやったり。そもそも表に出す仕掛けを記紀1,300年のところがしっかりやってくれれば、また、同時に浮き上がってくるような気がします。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 ありがとうございます。神楽については、昨年度、一昨

年度ぐらいから県外にしっかり、本物の形を見せていきたいという形で進めてきてるところでございます。

昨年から、世界遺産なり東京オリンピックの開会式で取り上げてほしいといったようなこともあるもんですから、少し首都圏とかでもアピールをしていきたいということで、来月、再来月、首都圏でそういった本物の形を見せるようなイベントを打ちたいと思っております。

これは、6月の委員会で、概略を御説明したところではあるんですけども、宮崎の神楽の魅力というのをそういう中でしっかりと発信をしながら、その結果については、またどこかの時点で御報告をしたいと思っております。

そういったところでの本県のアピールのところも、これまでなかなか目に見えないところがあったのかもわかりませんが、今後は、少しずつしっかりした形をつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○高橋委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○日高企業立地課長 大変申しわけありません。先ほどからの答弁の訂正をさせていただきたいと思ひます。

横田委員とそれから高橋委員から、企業誘致コーディネーターの関連で御質問をいただいたところでは。

私は、コーディネーターが設置された平成20年度から26年度における県外からの新規立地の数をまず59件と申し上げました。転記ミスがありまして、これは57件ということになります。

それから、そのうち東京、大阪、愛知から41件と申し上げました。これにつきましては、必ずしも東京、大阪、愛知だけが範囲ではないと

いうことで、例えば、周辺の神奈川とか兵庫とか、そういったところも当然守備範囲に入るということで、コーディネーターの配置されている地区からの20年度から26年度までについては、41件ではなくて47件ということにさせていただきます。

したがいまして、コーディネーターの仕事に端を発して立地した企業が17件と申し上げました。コーディネーターがいる地区から47件の立地がありまして、そのうち17件がコーディネーターがきっかけになってということといたしますと、いわゆる県外事務所の職員については、差し引いて30と捉えることができるものということで、数字の訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○二見主査 ここでお諮りいたします。先ほど主要施策の成果に関する報告書の質疑の中で、高橋委員から、緊急雇用創出事業臨時特例基金に関する部分について、発言の取り消しの申し出がありました。これに対する地域雇用対策室長の答弁も含めてということになります。発言の取り消しについて、許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 御異議なしと認めます。よって、高橋委員からの申し出を許可することに決定いたしました。

それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

平成27年10月2日(金)

ここで皆様にお伺いします。本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、5日の分科会は午前10時に再開し、県土整備部の審査を行うことといたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 以上をもって、本日の分科会を終了いたします。

午後4時52分散会

平成27年10月5日(月曜日)

午前9時57分再開

出席委員(7人)

主	査	二見康之
副主	査	河野哲也
委	員	蓬原正三
委	員	横田照夫
委	員	野崎幸士
委	員	高橋透
委	員	西村賢

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	凶師雄一
県土整備部次長 (総括)	長友重俊
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	東憲之介
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	大迫忠敏
高速道対策局長	前内永敏
部参事兼管理課長	佐野詔藏
用地対策課長	山路博
技術企画課長	木下啓二
工事検査課長	甲斐重隆
道路建設課長	瀬戸長秀美
道路保全課長	馴松義昭
河川課長	土屋喜弘
ダム対策監	秋山克則
砂防課長	永井義治
港湾課長	蓑方公
空港・ポート	明利浩久

セールス対策監

都市計画課長	森山福一
建築住宅課長	上別府智
営繕課長	山下幸秀
施設保全対策監	宮里雄一
高速道対策局次長	奥泰裕

事務局職員出席者

総務課主幹	河野剛
議事課主任主事	沼口恭一郎

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、県土整備部の審査を行います。

まず、部長より平成26年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○凶師県土整備部長 おはようございます。県土整備部でございます。

当分科会で御審議いただきます平成26年度決算の認定について、その概要を説明をいたします。

座って説明をさせていただきます。

提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、主要施策の成果について、宮崎県総合計画の分野別施策体系表により御説明いたします。

表は、左から、分野、将来像、施策の柱となっております。

まず、1つ目の分野くらしづくりについてであります。

右の将来像の一番上の自然と共生した環境にやさしい社会では、建設工事のリサイクルを支援することで、低炭素・循環型社会への転換を図りますとともに、県民との協働による河川・海岸の環境保全活動の推進や公共下水道整備促

進のための財政支援を行うなど、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

将来像2段目の安心して生活できる社会では、沿道修景美化推進対策や都市公園等の整備による良好な景観と調和した地域づくりを進め、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備や土地区画整理などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、地域交通の確保に努めたところであります。

また、多くの団体や県民の皆様にご参加いただき、道路愛護活動を県内各地で展開いたしまして、連携・協働による魅力ある地域づくりに取り組んだところであります。

さらに、将来像3段目の安全な暮らしが確保される社会では、宮崎県業務継続計画に基づき、非常時における行政機能を維持するため、県庁舎の改修・整備を行い、危機管理体制の確保に努めるとともに、緊急輸送道路の防災対策や河川の改修、急傾斜地の崩壊対策など、風水害等の自然災害を未然に防止・軽減するための対策を実施しまして、安全で安心な県土づくりに取り組んだところでございます。

また、通学路など歩道の整備や区画線・ガードレールの設置など、交通安全対策の推進にも努めたところであります。

次に、分野の2つ目、産業づくりについてであります。

右の将来像、経済・交流を支える基盤が整った社会では、県政の最重要課題であります高速道路網の整備促進やインターチェンジと国道を結ぶバイパスの整備、細島港における埠頭の整備など、交通ネットワークの整備・充実に取り組んだところであります。

次に、平成26年度決算の状況について御説明いたします。

お手元の別紙資料、一枚紙の平成26年度県土整備部決算概要をごらんください。

前年度からの繰越予算を含む一般会計の予算措置状況は、予算額877億6,368万7,698円、これに対します執行状況は、支出済額が707億1,194万8,768円、翌年度への繰越額が167億4,245万4,000円、不用額が3億928万4,930円となっております。執行率は80.6%で、翌年度への繰越額を含めると99.6%となります。

なお、翌年度への繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整や用地交渉に日時を要したこと、さらには国の経済対策の実施に伴う補正の関係などにより、工期が不足したことによるものであります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、宮崎県公共用地取得事業特別会計であります。予算額9,411万円、これに対する執行状況は、支出済額が5,008万1,753円、翌年度への繰越額が4,340万5,246円、不用額が62万3,001円であります。執行率は53.2%で、翌年度への繰越額を含めると99.3%となります。

なお、翌年度への繰り越しの理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計についてであります。予算額25億3,233万1,000円、これに対する執行状況は、支出済額が23億1,094万7,684円、翌年度への繰越額が2億663万3,000円、不用額が1,475万316円あります。執行率は91.3%で、翌年度への繰越額を含めると99.4%となります。

なお、翌年度への繰り越しの理由は、関連工事のおくれ及び関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

指摘状況を一覧にしたものを裏面にまとめておりますのでごらんください。

平成26年度県土整備部に係る監査では、指摘事項が5件、注意事項が14件、合計19件の指摘を受けております。

このうち、指摘事項5件につきましては、改善状況とあわせて、後ほど、関係課長から御説明いたします。

以上、平成26年度決算状況等について説明いたしましたでしたが、決算の詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○二見主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

平成26年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○佐野管理課長 管理課でございます。

それでは、まず、県土整備部に係る共通資料について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

平成26年度歳出決算事項別明細総括表であります。

この表は、ただいま部長が説明いたしました予算額、支出済額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものであります。

次の3ページから4ページをお開きください。

この表は、2ページの表を款・項・目の科目別に集計したものでありまして、説明について

は省略をさせていただきます。

それでは、次に、管理課の決算について御説明いたします。

同じ委員会資料の8ページと9ページであります。9ページの管理課の計の欄をごらんください。

平成26年度の決算額は、予算額20億2,736万1,000円、支出済額19億4,641万2,979円、不用額8,094万8,021円で、執行率96.0%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、また、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

戻って、8ページをお願いいたします。

土木総務費であります。不用額が7,785万3,680円、執行率は95.7%となっております。

不用の主なものとしましては、職員の給料、職員手当等の人件費であります。

これは、県費で支出を予定していた人件費を、補助公共事務費に振りかえたことによるものであります。

次に、9ページをお開きください。

建設業指導監督費であります。

不用額が309万4,341円、執行率は98.5%となっております。

不用額の主なものとしましては、委託料や補助金となります。委託料につきましては、建設業の許可申請に関する電算処理件数が予定を下回ったことにより、執行残が生じたものであります。

また、補助金につきましては、新分野に進出を図ろうとする建設業者に交付しております建設産業経営力強化支援事業補助金におきまして、申請のありました個別事業の経費の額が確定したことに伴い、執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の管理課のインデックス、267ページをお開きいただきたいと思います。

施策体系区分(2)の安全で安心な県土づくりであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんいただきたいと思います。

建設業指導であります。

主な実績内容等の欄をごらんください。

建設業法に基づき、建設業の許可や経営事項審査を実施しましたほか、県内各地で建設業法の許可制度等についての研修会を開催しまして、1,809人の参加があったところであります。

また、建設業者に対する経営相談窓口を設置しまして、*延べ856件の相談に応じましたほか、新分野進出に取り組む建設業者の支援として5件の補助を行いますとともに、建設事業協同組合等への融資原資の貸し付けを実施するなど、経営基盤の強化に取り組む業者の支援を行ったところであります。

施策の成果であります。安全で安心な県土づくりに重要な役割を果たしております建設業者に対し、今申し上げましたような主な実績内容等に御説明した支援を行いますことによりまして、法令遵守の周知・啓発や経営基盤強化の環境整備が図られ、また、将来を担う若者・若年者に対して建設業の役割や重要性について、理解や関心の促進が図られたものと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

管理課につきましては、以上であります。よろしく願いいたします。

○山路用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

当課の予算は、一般会計と特別会計がございますので、まず、一般会計から御説明いたします。

10ページの一般会計、計の欄をごらんください。

平成26年度の決算額は、予算額1億6,971万1,000円、支出済額1億6,863万5,583円、不用額107万5,417円となっております。執行率は99.4%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

土木総務費であります。

不用額は107万5,417円でありまして、主なものとしましては、委託料であります。

これは、公共事業で取得した用地の登記事務の一部を委託している経費におきまして、業務の精算・確定に伴い執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、11ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計についてであります。決算額につきましては、先ほど部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

目の執行残が100万円以上のものはありませんが、執行率が53.2%となっております。これは、繰り越しによるものでございます。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせた決算につきましては、用地対策課の計の欄をごらんください。

予算額2億6,382万1,000円、支出済額2億1,871万7,336円、翌年度繰越額4,340万5,246円、不用額169万8,418円となっております。執行率は82.9%で、翌年度への繰越額を含めま

※56ページに発言訂正あり

すと99.4%となります。

次に、特別会計の歳入についてであります
が、12ページの歳入合計の欄をごらんください。

予算現額9,411万円、収入済額9,411万30円と
なっておりまして、収入未済額はありません。

次に、主要施策の成果についてであります。

報告書の用地対策課のインデックス268ページ
をお開きください。

公共事業用地取得の推進であります。

これは、公共事業を円滑に推進するために、
特別会計において公共事業用地の先行取得を行
うものであります。

平成26年度は、都市計画道路の中央西通線防
災・安全交付金事業につきまして、用地取得を
行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査
報告書につきましては、特に報告すべき事項は
ございません。

用地対策課は以上であります。

○木下技術企画課長 技術企画課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

技術企画課、計の欄でございます。

当課の平成26年度決算額は、予算額3億2,693
万8,000円に対しまして、支出済額3億2,598
万4,942円でございます。不用額は95万3,058円
で、執行率は99.7%となります。

なお、目の執行残が100万円以上及び執行率
が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたし
ます。

報告書の技術企画課のインデックスのとこ
ろ、269ページをお開きください。

1の(1)の施策、低炭素・循環型社会への
転換でございます。

この施策は、暮らしや産業などのあらゆる場
面で、いわゆる4Rの取り組みが実践されると
ともに、廃棄物の適正処理や不法投棄対策が進
んだ社会を目指すことであります。

ここで、4Rの取り組みとは、ごみになるも
のを買わないリフューズ、ごみを減らすリデュ
ース、工夫して再度使用するリユース、資源と
して再度利用するリサイクルの取り組みでござ
います。

技術企画課では、このうちの建設副産物のリ
サイクル推進に取り組んでおります。

施策推進のための主な事業及び実績の欄をご
らんください。

建設工事リサイクル支援におきましては、建
設発生土情報交換システムを活用した建設発生
土の有効利用など、官民一体となったリサイク
ルの推進を図ったところであります。

また、宮崎県新技術活用促進システムを活用
し、リサイクルに関する新技術の登録と利用の
促進を図ったところであります。

施策の成果等につきましては、コンクリート
やアスファルトなどの建設副産物について、リ
サイクル率が9割を超えるなど、分別解体、再
資源化が着実に進められたところであります。

今後とも、環境への負荷の少ない循環型社会
を構築するための取り組みを推進してまいりた
いと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査
報告書につきましては、特に報告すべき事項は
ございません。

技術企画課につきましては、以上ございま
す。

○瀬戸長道路建設課長 道路建設課ございま
す。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の14ページから16ページであります
すが、16ページの道路建設課の計の欄をごらん
ください。

平成26年度の決算額は、予算額が256億9,707
万2,000円、支出済額が206億1,554万3,314円、
翌年度への繰越額が50億7,194万7,000円、不用
額が958万1,686円で、執行率が80.2%、翌年度
への繰越額を含めると99.9%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率
が90%未満のものにつきまして御説明いたしま
す。

15ページの(目)道路新設改良費であります
が、不用額が958万5円となっております。

これは、主に国庫補助事業及び受託事業の額
が確定したことに伴う不用額であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし
ます。

報告書のインデックス、道路建設課のとこ
ろ、270ページをごらんください。

(1)の交通ネットワークの整備・充実につ
いてであります。

主な事業内容及び実績について御説明いたし
ます。

まず、公共道路新設改良であります。この
事業は、国の補助金や交付金により、県内国県
道の改築を行うもので、一般国道では、国道219
号ほか9路線22工区で整備を行い、3,837メー
トルを、地方道では、飯野松山都城線ほか45路線59
工区で整備を行い、9,019メートルを供用開始し
たところであります。

次に、直轄道路事業負担金であります。国
が整備する国道10号ほか2路線7工区の道路改
築事業に対し、負担したところであります。

271ページをごらんください。

施策の進捗状況であります。

地域高規格道路の整備について、実績を記載
しております。

現在、宮崎東環状道路、宮崎環状道路及び都
城志布志道路の3路線において、整備に取り組
んでおります。

平成26年度末の目標整備率を59%としており
ましたが、実績としては53.1%となっております。

一部区間の完成がおくれたことから、目標を
達成することはできませんでしたが、サービス
水準の高い道路ネットワークの形成は着実に進
んでおり、移動時間短縮や渋滞緩和等による交
通の円滑化が図られたところであります。

引き続き、計画的・効率的に事業を推進し、
地域高規格道路の整備を図ってまいりたいと考
えております。

次に、施策の成果等であります。

①から⑤に掲げておりますように、地域連携
や都市部の渋滞緩和に資する道路整備、高速道
路に接続するインター線等の整備を重点的に進
めており、主な完成工区としましては、②にあ
りますように、県道宮崎西環状線松橋工区のうち、
相生橋を含むバイパス区間の一部、約1.6キ
ロメートルが本年2月に開通したところであり
ます。

また、④にありますように、中山間地域の産
業、生活、医療を支援するため整備を進めてき
ました美郷町の国道388号日平バイパスが、平
成26年12月に開通したところであります。

今後とも、計画的・効率的な事業の推進に努
めてまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査
報告書につきましては、特に報告すべき事項は
ございません。

道路建設課は以上でございます。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の17ページから20ページであります。20ページの道路保全課計をごらんください。

当課の平成26年度の決算額は、予算額192億9,840万6,000円、支出済額161億6,398万4,961円、翌年度繰越額31億1,626万1,000円、不用額1,816万39円となっております。執行率は83.8%ですが、翌年度繰越額を含めると99.9%でございます。

次に、目の執行残が100万円以上また執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

18ページにお戻りください。

(目)道路維持費の不用額1,813万3,000円でございます。

これは、国の経済対策に伴い要求した補正予算額と国の内示額との差による不用額であります。

また、執行率は82.8%ですが、翌年度繰越額を含めると99.9%であります。

次に、19ページの(目)橋梁維持費であります。

執行率は81%ですが、翌年度繰越額を含めると99.9%であります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の道路保全課のインデックス272ページをお開きください。

まず、(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりの沿道修景美化推進対策についてであります。

主な実績内容等でございますが、沿道修景地区の樹木の維持管理や草花の植栽を行ったところ

であります。

施策の成果等でございますが、道路沿線の植栽について、沿道修景美化条例で指定された植栽地区を重点に樹木の管理や花の植栽を行い、花と緑にあふれた道路環境の創出及び保全に努めたところであります。

今後は、樹木の高木化・老木化などの課題に対応するため、樹木管理方法の見直しや植栽する花を多年草にするなど、メリハリのある効率的な維持管理の推進に努めていくこととしております。

続きまして、274ページをお開きください。

(2)安全で安心な県土づくりであります。

公共道路維持についてでございますが、この事業は、国の社会資本整備総合交付金等を受けて実施する事業でございます。

主な実績内容等でございますが、橋梁補修を初め、防災対策、舗装の補修等を行ったところであります。

次に、その下の県単道路維持についてであります。

主な実績内容等でございますが、県が管理する国道16路線、県道196路線におきまして、路面、のり面等の日常的な維持補修を行ったところであります。

275ページをごらんください。

施策の成果等についてであります。

①橋梁等の道路施設については、老朽化と補修工事費の増加が課題となっており、継続的な点検を実施するとともに、維持管理計画に基づく効率的な補修を行うことにより、道路利用者の安全確保に努めているところであります。

②道路の維持補修については、道路パトロール等を行い、日常的に道路の維持補修を行うなど適切な維持管理を行い、道路利用者の安全確

保に努めているところであります。

③緊急輸送道路の防災対策については、未対策箇所が多く残っていることから、引き続き防災対策を進めることにより、緊急輸送道路等の機能確保に努めていくこととしております。

続きまして、276ページをお開きください。

(3)の交通安全対策の推進についてであります。

公共道路維持についてであります。この事業は、国の社会資本整備総合交付金等を受けて実施する事業でございます。

主な実績内容等ではありますが、歩道の整備など交通安全施設の整備を行ったところであります。

次に、人にやさしい沿道環境整備についてありますが、この事業は、県単事業により、簡易歩道等の整備を行ったところであります。

277ページをごらんください。

施策の成果等についてでございます。

歩道等の整備については、平成24年度に全国一斉に行われた通学路の緊急合同点検を踏まえ、通学児童などへの安全確保が課題となっております。このため、防護柵の設置など小規模な対策につきましては、県単事業により施策を実施するとともに、道路拡幅等を必要とする箇所につきましては、国の交付金事業を活用した取り組みを行ってきたところであります。

また、昨年度は、県内全市町村におきまして、通学路交通安全プログラムを策定したところであり、今後は、このプログラムに基づく対策を実施することにより、一層の交通環境の充実を図っていくとしております。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

次に、監査報告等であります。

委員会資料の6ページをお開きください。

(4)工事の施工についてであります。

串間土木事務所におきまして、「国道448号道路改良工事について、車道舗装工の面積数量の計上誤りにより変更設計が過小となっていた」との指摘であります。

これは、変更設計の際に、数量の計上を誤ったことによるものでございます。今後は、設計書の数量等を十分に確認するとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めるよう指導したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

道路保全課につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○前内高速道対策局長 高速道対策局でございます。

決算特別委員会資料の46ページ、47ページをごらんください。

当局の決算について御説明いたします。

まず、47ページをごらんください。

高速道対策局、計の欄ですけれども、当局の平成26年度の決算額は、予算額17億382万2,000円、支出済額17億372万3,476円、不用額9万8,524円、執行率は99.9%となっております。

また、目の執行残が100万円以上あるいは執行率が90%未満のものについては該当ありません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の高速道対策局のインデックス、307ページをごらんください。

経済交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてです。

施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。

まず、高速道路網整備促進については、高速道路網の早期整備に向けて、各種大会及びシンポジウムなどの開催や、国及び関係機関などへの要望活動を実施するものですが、26年度は各種大会などを32回、要望活動を27回実施いたしました。

次に、直轄高速自動車国道事業負担金については、新直轄方式で整備するごらんの3区間の整備に係る県の負担金であります。

続いて、施策の進捗状況についてであります。

東九州自動車道の整備であります。平成26年度末におきまして、68%の整備率となっております。

続いて、施策の成果等についてであります。要約して説明いたします。

308ページの②をごらんください。

まず、東九州道では、清武一北郷間で芳ノ元トンネルの本体掘削が再開され、北郷一日南間では土地収用法に基づき取得した用地において工事が発注されました。

また、九州中央道では、蔵田一北方間が1年前倒しでの開通が公表され、高千穂一日之影間では、大平山トンネル工事に着手しました。

今後の課題ですが、本県には未事業化区間を初め、事業推進を強く求めていくべき区間が数多く残されており、今後とも引き続き隣県や市町村などと連携し、国など関係機関への要望活動などを展開していく必要があります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

高速道対策局は以上です。よろしくお願いたします。

○佐野管理課長 説明の訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、管理課の主要施策の成果のところ、資料でいきますと267ページになりますが、施策推進のための主な事業及び実績のところの主な実績内容等の欄の中で、経営相談を、私が延べ856件と申し上げましたけれども、56件の誤りでございます。申しわけありませんでした。

○二見主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○蓬原委員 管理課の267ページで、新分野進出支援5件とあります。これまでも過去、いろいろ支援をしていただいて、いろいろな業種を始めておられる。この5件というものについての説明を詳しくお願いいたします。

○佐野管理課長 この5件につきましては、具体的に申し上げますと、事業内容につきましては、例えば、太陽光発電による売電事業を始めたとするものですか、防鳥ネットの店舗及びインターネットでのキット販売、あるいは熱帯花木の一つでありますプルメリアの店舗及びインターネット販売、それから、林業における森林管理事業、それからもう一つ、同じようなものになりますが、太陽光発電による売電事業、この5件となっております。

○蓬原委員 それは、既に事業開始になって、順調にいったるんでしょうか。

○佐野管理課長 新分野進出に係るとっかかりの支援を行うというものが、この事業の趣旨ということでございますので、これ以降、各企業におきまして取り組まれておるといような状況でございます。

○横田委員 新分野進出は、過去からずっと、何年もやられてきてるわけですがけれども、これまで取り組んでこられた企業の現状はどうなんでしょうか。

○佐野管理課長 この事業は、平成19年度から

延べ159件、118社に対して支援を行っております。事業を開始しました平成19年度以降、補助を行った全ての企業に対して、その後の取り組み状況等のアンケート調査を毎年度実施して、近年の補助対象企業については訪問調査なども行っているところであります。

補助を行った事業につきましては、順調に推移しているようなものもありますが、なかなか厳しい状況で、撤退をしているようなものもございます。

新分野進出としては、農林業とか製造業が多い傾向にあります。委員の方もよく御存じだと思いますが、成功例としてはパンの販売、レストラン店舗の展開ですとか、先ほどの例でもありましたが、ハトの糞害、そういったものを防ぐ防鳥ネットの商品開発・販売、そういったものがございます。

○高橋委員 もう少し聞きたいところです。支援をして、撤退したり、事業断念とか、そういったところもあると思うんです。おおむねどのぐらいの割合が、もう断念してるのか。

○佐野管理課長 少々お待ちいただきたいと思えます。

○高橋委員 先ほど、管理課長の説明では、とっかかりのところ、いわゆる入口で支援をして、あと、本業にプラスできるそういう趣旨だと思うんですが、どこまでやるかというのもあると思うんです。支援とか、なかなかそれは、もう限界があると思うので。

例えば、商工になるけれども、産業支援機構というのがあります。こういったところとうまく相談とかされてるのかなど。もう159件支援してるわけだから、そういったところをうまくつないでやってらっしゃるのか、その辺を思ったところがあるもんですから、また教えてください。

い。

○佐野管理課長 先ほど申しあげましたように、ここは新分野の足がかりをつくるというようなことも含めて、事業に必要な経費を、基本的には100万、それから、国の法に基づく経営革新計画を受けているところは250万という額の幅で支援をさせていただいてるところであります。

そういったものの中には、当然、新分野に対するノウハウ等がなかなか蓄積されていないというような状況もございますので、主要施策の成果の中でも説明しました経営相談、そういったものについても実施しながらやっているとあります。委員がおっしゃいました産業支援機構、あそこにおられますいわゆるコーディネーター、専門家の方から中小企業診断士ですとか、マーケティングの専門家などがおられるわけですが、そういった方の指導助言というのを受けているような状況でございます。

それから、先ほど補助を行った事業の中で、事業をやめたような企業がどのぐらいあるかというお話がございましたけれども、取り組みのアンケートの中では、118社中11企業が廃業もしくは事業断念をしているという状況でございます。

○二見主査 関連質問はありませんか。なければ他の質疑は。

○野崎委員 報告書の277ページ、保全課の関係です。通学路交通安全プログラムが昨年からです。県内の各市町村から要望が上がってくると思うんですが、その末端の自治会から市町村に危ない歩道だとかいうのが上がってくると思うんですけれども、大体どのくらい去年は要望が来たんでしょうか。この前、ちょっと現場で立ち会ったのが1件あったんで。

○馴松道路保全課長 昨年度、通学路交通安全

プログラムを策定しております。これは、全ての市町村が策定したんですけれども、全体の対策必要箇所数としましては982カ所。このうち、これは、道路管理者以外が実施する対策もございまして、道路管理者のうち宮崎県が実施する箇所数としましては275カ所が上がってきております。

○野崎委員 実際、改修というか、実績は何件ぐらいあるんですか。

○馴松道路保全課長 これは、26年度に策定して、まとめたのがことしの3月といたしますか、26年度末につくったので、実際の事業としましては、一部は入っていますけれども、これまではどちらかという、24年度に緊急合同点検というのをやっておりました。この箇所を中心に整備しているのが中心です。

先ほど言いました275カ所につきましても、メニューがいろいろありまして、例えば、用地交渉して歩道を整備するものであるとか、単に区画線だけを引くものとか、いろんなメニューがございまして。

このうち、そういった簡易に取り組めるもの、区画線でありますとか、グリーンベルトとか、こういったものについては、ことしから順次取り組んでいると、そういう状況でございまして。

○野崎委員 多分歩道が狭いとか、そういうのもいっぱい来てると思うんですけれども、この前、そのような方と現場に行って話しているときに、自転車もその歩道を通るんだと。本当は、自転車は車道を通らないといけないんですけれども、整備というか、まず子供たちにその認識がないので、全員が歩道を自転車で……。

でも、自転車専用道もないし、幅員もないので、それもとれないというのがいっぱいあると思うんです。だから、そこ辺に関してはどうお

考えなのか。

私ら辺の田舎でもそうなんです、歩道を今、自転車と歩行者が通ってるんです。でも、本当は、自転車は、まあ、学生は別にして、別のところを通らないといかんですよね。そこ辺が整備されてないのも、現状はあるのかなと思って、どう認識されておられますか。

○馴松道路保全課長 自転車の通行につきましては、基本、自転車は車両ですので、車道を通るのは一応原則とはなっております。

ただ、車道を走ると、路肩も狭かったりして、自転車も危険ですけれども、車も中央線寄りにはみ出して走らないといかんとかというのもございまして、自転車を通る路肩を確保するというのが、いろんな面から考えないといけないことがあります。

それで、自転車は基本的には車道ですけれども、歩道も通っていただいているのかなとは思っております。

それは、自転車が歩道を通るときは、基本的には自転車は徐行するといいますか、歩行者に気をつけて走る、これが原則かなと考えているところです。

○野崎委員 道路保全課の部分じゃなくて、本当は、教育のほうも入ってると思うんですが、物すごいスピードを出して、狭い歩道を走ってる状況があるので連携しながら、そういう教育の面で、子供たちはもちろん通っていいんですけれども、あれは、学生は歩道は通っていいですよ。そういうのも連携してやっていくといいのかなと思っておりますので、歩道に自転車と歩行者がいっぱいになると結構危険なので、気になって質問しました。以上です。

○横田委員 人にやさしい沿道環境整備事業の簡易歩道整備というのは、色分けをして区画す

る整備のことですか。

○**馴松道路保全課長** 簡易歩道整備と書いてるのは、今、横田委員が言われたように、一つはグリーンベルトです。あとは、これは県単の事業ですので、小規模な歩道ということで、ちゃんとした歩道は、幅員は例えば2メートル以上とかという基準がございますけれども、そこまで正規の幅員はとれないけれども、とりあえず暫定的に整備するといえますか、つくる歩道がこの中に含まれております。

○**横田委員** 区画線とかガードレール等の設置なんかも入ってますけれども、用地を取得せんといかんとか、そういうことじゃないですよ。

だから、その下の27年度繰り越しが2,800万ありますが、何で繰り越しがあったのかなと思っただけですけども、このあたりはいかがでしょうか。

○**馴松道路保全課長** 今おっしゃられたように、確かに上のほうの公共道路維持のほうは歩道の整備とかなんで、用地交渉のおくれとかが中心なんですけれども、県単の人にやさしいのほうの歩道整備とかの繰り越しの中身につきましては、一部用地交渉のおくれといえますか、ちょっとした工作物の移設とか、そういったものとか、あとは警察等関係機関との協議でございますとか、教育委員会との協議、こういったものが含まれております。

○**横田委員** 今言われたのが、繰り越しになった理由ということですね。

○**馴松道路保全課長** そうです。これが繰り越し理由に上がっているものです。

○**横田委員** 用地交渉とかが一番難しいんだろうと思いますけれども、それがなければ、命を守るといえますか、そういう大事な事業だと思いますので、できるだけ繰り越さずに早目

に完成できるように、御努力をお願いしたいと思います。

○**高橋委員** 委員会資料の説明の中で、道路維持費の不用額の説明のときに、この1,800万は、国の内示額の差っておっしゃいましたよね。それで、当初予算を計上して、いわゆる内示が決定とか、いろいろ補助決定でということで、2月で減額補正しますよね。その段階で、こういったところの調整はどうなってるのかなと思って、一応説明を聞きながらちょっと疑問があったもんですから。

○**馴松道路保全課長** 当初予算につきましては、道路保全課の予算につきましても、若干不用額がございます、2月の補正のときに基本的には落とすということにしていますけれども、今回この不用額1,800万余につきましては、国の経済対策、国の補正予算が2月ぐらいに組まれました。この関係で、議会に議案を上げる時期と国の内示の時期が違ったということで、この1,800万の不用額が出てきているという状況です。

○**高橋委員** 国の緊急対策で補正があれば、ほぼ全額翌年度に繰り越しですもんね。それで了解しました。

○**蓬原委員** 271ページ、スマートインターチェンジ3カ所、山之口のほうはかなり形が見えつつありまして、地元でもかなり期待が大きいわけではありますが、山之口を含めたあと2カ所の目標年次に対する進捗状況、山之口のほうは来年でしたか、ちゃんと工期どおりに進んでいるかどうか。埋蔵文化財の都合もあったのかなとは思ってますけれども、お知らせください。

○**瀬戸長道路建設課長** スマートインターチェンジにつきましては、現在、県内3カ所で整備を進めております。ここに載っておりますよう

に、仮称でございますけれども、国富のスマートインター、山之口のスマートインター、門川南のスマートインターということで、今、3カ所で整備をしております。

今、委員が言われましたように、山之口のサービスエリア、スマートインターと門川南のスマートインターにつきましては、平成28年度供用ということで、今現在、用地取得も100%で工事に取りかかっているところでございます。

あと、国富のスマートインターチェンジにつきましては、平成31年度供用予定ということで、用地買収が約80%でございますけれども、鋭意整備を進めているところでございます。

○蓬原委員 あと、協議会をつくってということですから、当然、山之口については都城市が入ってるわけですが、市道の取りつけ等も全然問題なく、本体に合わせてちゃんといってるといことですよ。

○瀬戸長道路建設課長 来年度の供用に合わせて整備をすることで考えております。

○蓬原委員 よろしくをお願いします。

○高橋委員 高速道対策局、主要施策の307ページ、新直轄高速自動車国道の事業負担金ですけども、大分県境一北川間がもう完成しましたから、この分を差し引くと、平成27年度予算額が15億6,800万あるじゃないですか。減らさずに計上も可能だよなと思いつつながら、私は、地元でいろいろと早期完成の要望もあったもんですから、いわゆる北が進むときに、いや、高橋さん、北がどんどん進めば、その分のお金は南に来るから、スピードは上がりますよと、こういう話もいただいたことがあったんです。

県の意気込みとして、27年度の予算額というのが、決算で聞くのもちょっと申しわけないんだけど、大分一北川間がもう完成した分を

しっかり県南に振り分けるんだよと、県としてはちゃんと予算を構えて国に要望するんだよというところは、お間違いないと思うんですが、再確認の意味でお聞きします。

○前内高速道対策局長 高速道対策局でございます。

東九州道、そして九州中央自動車道、高速自動車ネットワークの整備は、県にとって非常に重要な課題でございます。

当然、国においても頑張ってお整備をさせていただいてると思っております、直轄高速自動車国道の県としての負担金でございますけれども、そういった県の事業進捗に合わせて要求をしまいたいと思います。

いずれにせよ、最重要課題と認識しておりますので、国に対して要望活動なども頑張りたいと思っております。以上でございます。

○高橋委員 よろしくをお願いします。

○蓬原委員 管理課ですけども、ちょっと聞き漏らしたので、建設業許可新規127件、追加・更新508件とありますが、この新規というのは、全く新しく建設業を始める方がいらっしゃるということですか。それと、追加・更新との違いを教えてください。

○佐野管理課長 委員がおっしゃるように、新規というのは新しく始めるというものでございます。

あと、追加・更新については、許可の業種、例えば土木一式以外にも、とび土工ですとか、そういった業種が幾つかございますので、それを追加したりするというのが追加という形になります。

更新につきましては、5年に1度と。許可は5年間ですので、それを更新する業者という形になります。

○蓬原委員 今、公共工事の予算が減額になる中で、127件というのは意外と多いなと思いました。始められる方というのは、年齢層からいうと大体どういう事業体で始められるんですか。年齢、規模とか。

○佐野管理課長 大変申しわけございません。そういう始められる方の年齢等については、詳細を把握しておりませんが、最近の許可の状況を申し上げますと、平成25年度が135件、その前が148件、23年度になりますと117件という形で、年度によってばらつきはございますけれども、百二、三十台前後で推移してるという状況ではございます。

○蓬原委員 逆に、廃業される建設業の方というのは、どのくらいあるんでしょうか。

○佐野管理課長 数字でいきますと、26年度は100件、25年度が75件、24年度が92件、23年度が86件という数字になっております。

○蓬原委員 総体としても、ふえる方向に行ってるわけですね。そういうことですね。

○佐野管理課長 単純に新規と廃業の差し引きをしますと、ふえているという形になりますが、実際の事業活動等については休眠状態とか、そういったものもございますので、必ずしもこの数字によってふえていくということではないかもしれません。

○蓬原委員 これは1回、今後、分析してみる必要があるのかな。若手建設技術者の不足を言いますよね。ところが片方では、こうやって新規で始めていらっしゃる方があるということは、もしかすると、のれん分けとはいわないけれども、ある程度経験を積んだところで、会社をおやめになって、30代、40代でお始めになったりとか、そういう方がいらっしゃるのかなという気もするので。今はもう結構ですけれども、で

きたらそのあたりをちょっと深掘りして、分析していただくと、また新たなこの業界の、業態とか、動きとか、見えるんじゃないかなという気がするんで、ぜひお願いをしておきたいと思います。

あと一件、272ページ、道路保全課、安心して生活できる社会、施策の目標の○の3つ目、「動物の適正飼養が徹底されて、人と動物が真に共生する社会を目指す。」とあります。農政水産部で出てきそうな言葉なんですけど、これは口蹄疫対策、いわゆる防疫ということを意識してのことなんでしょうか。確認だけです。車のチェックポイントをつくるとか、そういう意味なのかなととったんですけども。

○馴松道路保全課長 ここに書いてある施策の目標は、県土整備部だけじゃなくて、全ての部が掲げている目標の項目が書かれていますので、沿道修景等、保全課と直接関係あるわけではございません。

○蓬原委員 わかりました。例えば口蹄疫が大変なことでしたよね。ことし、1,000億円のその基金事業も終わるわけですけれども、例えば、車寄せの部分をつくって、チェックポイントをつくることとか、そういうことを道路保全課のほうで意識されてのことかなと思ったものだから、そうじゃないということですね。わかりました。

○横田委員 用地対策課にお尋ねします。広瀬バイパスが2カ所、用地取得ができていないということで、大変御苦労されてるんですが、用地取得の難しさを改めて感じているところなんですけれども、用地取得のこれまでの苦労例とか、そんなのをちょっと聞かせていただければと思うんです。思いっただけで結構です。

○山路用地対策課長 苦労例といいますか、各

土木事務所におきまして、日夜用地交渉で努力していただいております。今、一番苦勞する例といたしまして、相続が発生してるのに登記が直ってないというような形で、実際交渉に行きますと、遺産分割自体がされていないので、多数相続でもめるケースもございますし、地権者の方が海外に行っておられるので、海外まで行って用地交渉をする事例とか、何年もかけて交渉を進める事例もございますし、最終的には土地の収用という形で、県でも最後に行政代執行までした事例もございますけれども、いろいろな形で苦勞しております。

一番は、多数相続で苦勞した事例でございます。例えば、相続関係で延べ5カ年、交渉としまして約200回交渉を行いまして、100名近い相続人から必要な書類を収集し、5年がかりで取得、これは任意で取得に至った事例も、中にはございます。以上でございます。

○横田委員 以前、中国地方、岡山だったか広島だったか、ちょっと覚えてないんですけども、地元で地権者を説得して、全員の協力を得てから要望をすることがあったんです。それで、すごく整備率が高い地域で、いかに地元の協力が大事かということを感じたんですけれども、そういったのを含めて、逆に、用地交渉がうまくいった例といいますか、それもちょっと教えていただけないでしょうか。

○山路用地対策課長 うまくいく場合は、やはり委員がおっしゃるとおり、地元の協力といいますか、自治会長さんとかいろいろな……。最初に事業の説明会等を行ってから始まるわけですので、地元の協力を得ながら、あるいは、中には事業に反対とか言われる方もいらっしゃいますけれども、市町村の役場をお願いして、県と土木事務所と一緒に、あるいは区長さ

んと一緒に説得に行くとか、いろいろな形でやっております。

うまくいく例として、やはり地元の自治会とか、そういったところが積極的に動いていただくと、割とスムーズにいく、過去の事例としましては、そういう事例でございます。

○横田委員 例えば、広瀬バイパスの例でも、何でもうちよっと早く収用とかいう方法に持っていけないのかなと、いつも思うんですけども、収用というのはかなり難しいんですか。

○山路用地対策課長 広瀬バイパスでいいますと、今、実際収用に向けての国との協議も並行して行いながら、言われるとおりの2カ所、難航している箇所がございますので、任意の交渉も続けながらという形でやっております。

広瀬バイパスの場合も、地元のほうでもかなり協力していただいて、共有地の部分につきましては、例えば、地元の地区のほうで時効取得するとか、いろいろな方法を過去からやりながら、検討しながら続けてきてますが、なかなか最終的な解決に至ってなくて、事業認定という形になっております。

事業認定につきましては、県の事業の場合は、まず、国の事業認定を受ける必要がございます。これにつきましては、かなりハードルが高いといえますか、全国的に土地収用についていろいろと、裁判で争われるとか、いろいろなことで争いも起こっている関係で、国のほうも慎重になっておる関係から、なかなか県のほうで必要だと思ってるところについても、協議に時間がかかったり、難色を示されたりと、そういうような事例も最近では多うございます。

○横田委員 個人の財産ですので、簡単にはいかないんだろうとは思いますが。

私も、いろいろそういう経験をしてきて、用

地交渉は最初につまずいたら、ずっと何か尾を引っ張ってしまうような事例を知ってるもんですから、やっぱり人間対人間の交渉ですので、いろいろあるとは思いますが、できるだけ地権者の感情を損なわないような、そういった最初の取り組みが大事だと思いますので、そこらあたりも慎重にやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐野管理課長 たびたび済みません。先ほど、許可業者数の関係で御説明をさせていただいたんですが、その補足を少しさせていただきたいと思ひます。

新規と廃業の数だけでいくと、おっしゃるように新規のほうが多いということで、ふえるということで、休眠状態という表現をさせていただきましたけれども、区分としては失効というものもござひます。例えば、26年度は新規が127件、それから廃業が100件ということでしたが、それに加えて失効というのが52件ほどござひます。

最近の傾向としましては、やはりそういう新規に比べますと、廃業、失効というのが数を上回ってるという状況でござひますので、全体的な許可業者数としても、例えば26年度は4,578者ということですが、25年度が4,620者ということで、若干減っているという状況でござひます。

○蓬原委員 実質はやっぱり減っていったという実態があるということですね。

○佐野管理課長 そのとおりでござひます。

○二見主査 それでは、以上をもって、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時14分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

平成26年度の決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、6課の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○土屋河川課長 河川課でござひます。

当課の決算について説明をいたします。

委員会資料の21ページから26ページですが、まず、26ページをお開きください。

河川課の計をごらんください。

当課の平成26年度決算額は、予算額155億9,904万7,000円、支出済額113億6,928万7,907円、翌年度繰越額41億4,322万4,000円、不用額8,653万5,093円、執行率72.9%で、翌年度への繰越額を含めると括弧書きの99.4%となります。

次に、目の執行残が100万以上のものと、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

21ページをお開きください。

(目) 河川総務費であります、執行率が76.3%となっております。

これは、主にダム施設整備事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、22ページをごらんください。

(目) 河川改良費であります、不用額が893万9,292円、執行率が76.2%となっております。

不用額の主なものとしましては、市町村からの受託事業の事業費の確定に伴うものであります。

また、執行率につきましては、広域河川改修事業などの翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

(目) 海岸保全費であります、不用額が157万1,704円となっております。

これは、海岸漂着物除去の事業費の確定に伴うものであります。

次に、25ページをお開きください。

(目) 土木災害復旧費であります、不用額が7,562万7,606円、執行率は48.4%となっております。

不用額につきましては、事業費の確定に伴うものでありまして、執行率につきましては、翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の河川課のインデックス、278ページをお開きください。

(2) 良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

事業及び実績について説明をいたします。

主な実績内容の欄でございますけれども、「次代へつなげよう！魅力ある川・海づくり」では、河川や海岸での美化清掃を行う54のボランティア団体に対し、資材の貸し出し・支給などの支援を行うとともに、河川愛護に関するシンポジウムを2回開催いたしました。

また、川や海での水難事故防止のための安全教室に、ライフセーバー団体等による講師をサポートとして派遣したところです。

改善事業「河川パートナーシップ」であります、県民と行政が協働して堤防の草刈り等を行うもので、569団体に参加していただいたところです。

279ページをごらんください。

施策の成果等であります。

まず、①ですが、河川や海岸の美化清掃を行う愛護ボランティア活動の延べ参加人数につき

ましては、ボランティア活動状況の表にありますとおり、平成26年度は前年度を上回る8,241人となりました。

さらに、河川パートナーシップ事業への参加団体数につきましても、施策の進捗状況の表にありますように、平成26年度の目標値460団体を大きく上回っております。

②ですが、これまでの官民協働による取り組みにより、県民の河川・海岸の愛護意識は着実に高まっておりますが、なお一層愛護意識の醸成を図るため、引き続き県民の皆様とともに、魅力ある川づくり・海づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

280ページをお開きください。

(2) 安全で安心な県土づくりについてであります。

主な事業及び実績について説明いたします。

まず、広域河川改修であります。

これは、台風等で浸水被害を受けた耳川ほか8河川におきまして、河道掘削や築堤などを行っております。

次に、水防災対策であります。

同じく台風等で浸水被害を受けた五ヶ瀬川ほか4河川におきまして、輪中堤の整備や宅地のかさ上げなどを行っております。

281ページをごらんください。

津波・高潮・耐震対策河川であります、これは、津波被害が想定される河川におきまして、樋門の自動閉鎖化や堤防かさ上げなどの対策を行うもので、日南市の細田川ほか6水系で、河川における津波の溯上検討などを行っております。

公共海岸であります、これは、老朽化した海岸施設の機能回復及び津波等に対する強化を図るもので、日南市の風田海岸、平山海岸にお

いて、護岸のかさ上げなどを行っております。

次に、県単河川改良であります。

これは、御手洗川ほか63河川におきまして、河道掘削や築堤、護岸整備などを行っております。

次に、282ページをお開きください。

直轄河川工事負担金であります。

これは、国が実施する大淀川ほか3河川及び宮崎海岸の整備に対する県の負担金であります。河川の洪水対策や地震津波対策、また、海岸浸食対策に取り組んでいただいたところであります。

次に、ダム施設整備であります。祝子ダムの放流整備の改造や立花ダムのダム用コンピューター及び気象観測装置の更新を行っております。

284ページをお開きください。

施策の成果等であります。

まず、①ですが、平成17年台風14号などにより甚大な浸水被害が発生した河川を中心に、改修事業を実施しているところであります。平成26年度は、耳川、諸塚中心部の工事が完成し、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

しかしながら、河川の整備率は48.5%といまだ低い水準にあることから、今後ともより一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②のソフト対策であります。県民にわかりやすい防災情報の提供を行うため、雨量局、水位計及び監視カメラを計画的に設置しており、平成26年度からは、一ツ瀬川河口や庄手川防潮水門の2カ所における津波を監視するカメラの画像を追加し、53カ所のカメラの画像をインターネットで配信しているところであります。

す。

③の河川・海岸における地震・津波対策であります。比較的発生頻度の高い津波、いわゆるレベル1津波の対策としまして、沖田川など14水系において、平成26年度から事業に着手したところであります。

次に、④の宮崎海岸の浸食対策につきましては、突堤建設、埋設護岸等による対策が進められており、平成26年度は、住吉海岸の埋設護岸等の工事が実施されたところでございます。

⑤の災害復旧事業につきましては、平成26年度に被災した箇所95.3%に着手し、早期復旧に努めているところであります。

最後に⑥であります。御承知のとおり、本県は洪水、地震、津波など、自然災害のリスクが高いことから、今後も引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

河川課は以上でございます。

○永井砂防課長 砂防課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の27ページをお開きください。

28ページまでが、当課の決算事項別明細でございます。

28ページの、砂防課、計をごらんください。

当課の平成26年度決算額は、予算額82億3,521万8,000円、支出済額58億1,570万8,487円、翌年度繰越額24億1,433万5,000円、不用額517万4,513円、執行率70.6%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものと、執

行率が90%未満のものについて御説明いたします。

27ページをごらんください。

(目) 砂防費でございますが、執行率が70.4%となっております。

これは、主に繰り越しによるものであります。

また、不用額517万4,513円につきましては、国庫補助事業費が確定したことなどによるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の砂防課のインデックス、285ページをお開きください。

(2) の安全で安心な県土づくりであります。が、主な事業について御説明いたします。

通常砂防でございます。

日之影町の綱ノ瀬川ほか13溪流において、堰堤工などを実施しております。

次に、地すべり対策でございます。

椎葉村の大藪地区ほか4地区において、排水ボーリング工などを実施しております。

286ページをお開きください。

急傾斜地崩壊対策でございます。

宮崎市の南方垣下1地区ほか46地区において、擁壁工及びのり面工を実施しております。

次に、総合流域防災です。

これは、流域一体となった防災対策を進める事業でございます。

日向市の中の別府地区ほか3地区において、急傾斜地崩壊対策のための擁壁工及びのり面工を実施しております。

えびの市の山内川ほか19カ所においては、既存の砂防関連施設の緊急改築事業としまして、堰堤工などを実施しています。

また、基礎調査につきましては、土砂災害警

戒区域等指定のための調査を県内一円で実施しております。

次に、県単砂防でございます。

諸塚村の榎木谷川ほか24溪流において、水路工及び護岸工などを実施しております。

287ページをごらんください。

県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策でございます。

これは、市町村が実施する工事に対する補助金でございます。

宮崎市の浮田鳥越地区ほか8地区において、擁壁工及びのり面工を実施しております。

288ページをお開きください。

施策の成果等についてであります。

土砂災害危険箇所の整備状況につきましては、平成26年度末の整備率が29%となっております。

また、土砂災害警戒区域の指定につきましては、平成26年度末の指定率が27.8%となっております。

今後とも、安全で安心な県土づくりを目指し、土砂災害危険箇所の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や防災情報の提供に取り組み、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○**葭方港湾課長** 港湾課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の29ページから35ページでございます。港湾課には一般会計と特別会計がございますが、まず、一般会計から御説明いたします。

32ページの一般会計の計の欄をごらんください。

平成26年度決算額は、予算額69億8,967万6,000円、支出済額60億265万1,897円、翌年度繰越額9億1,156万9,000円、不用額7,545万5,103円、執行率85.9%、翌年度繰越額を含めると98.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

29ページをお開きください。

(目) 土木総務費であります。不用額が7,007万7,765円となっております。

これは、主に宮崎空港整備に係る直轄事業負担金の執行残でありまして、国の事業費の確定に伴うものであります。

次に、(目) 海岸保全費であります。執行率が9.7%となっております。

これは、長寿命化計画策定事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、30ページをごらんください。

(目) 港湾管理費であります。不用額が487万7,338円となっております。

これは、主に港湾施設の管理に係る維持・修繕費の執行残であります。

次に、31ページをお開きください。

(目) 港湾建設費であります。執行率が80.8%となっております。

これは、主に港湾改修事業の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、32ページをごらんください。

(目) 港湾災害復旧費であります。平成26年度は災害がなかったことにより、50万円が未執行となっております。

次に、33ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の決算についてでございます。

決算額等につきましては、先ほど部長が説明

いたしましたので、省略させていただきますが、一般会計と同じく目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

(目) 港湾管理費であります。不用額が1,274万4,358円となっております。

これは、主に荷役機械や引き船に係る維持・点検費の執行残であります。

次に、(目) 港湾建設費であります。執行率が88.9%となっております。

これは、細島港多目的国際ターミナル埠頭整備事業費の翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、34ページをごらんください。

(目) 予備費であります。平成26年度は200万円が未執行となっております。

次に、港湾課の計の欄をごらんください。

当課の一般会計、特別会計を合わせました平成26年度決算額は、予算額95億2,200万7,000円、支出済額83億1,359万9,581円、翌年度繰越額11億1,820万2,000円、不用額9,020万5,419円、執行率87.3%、翌年度繰越額を含めると99.1%となります。

次に、35ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

歳入合計ですが、予算現額25億3,233万1,000円に対し、収入済額が24億2,455万1,522円となっております。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

報告書の港湾課のインデックス、289ページをお開きください。

2の安心して生活できる社会の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりについてであり

ます。

主な事業及び実績であります。みやざき臨海公園運営は、みやざき臨海公園の運営の指定管理に関する経費であります。

施策の成果等についてであります。主な実績内容にも記載してありますとおり、公園全体の利用者数は24万1,400人、また、海水浴期間の利用者数は4万5,200人となっております。

今後とも、適正な管理業務や年間を通じた県民に親しまれるイベントの開催等の取り組みを継続し、さらなる利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、290ページをお開きください。

1、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業及び実績であります。港湾改修は細島港、油津港におきまして、港内の静穏度を確保するための防波堤の整備などを行ったものであります。

統合補助金は、細島港、宮崎港において津波避難施設の設計を行うとともに、県内の各港湾において岸壁等の補修を行ったものであります。

次に、291ページをごらんください。

油津港利用促進支援であります。

油津港では、チップ船などの大型船が利用する際に、他港からタグボートの回航が必要な状況となっております。

このため、平成24年度から日南市が実施しているタグボート回航経費の支援事業に県が助成を行い、港の利用促進を図ったものであります。

次に、292ページをお開きください。

細島港整備(多目的国際ターミナルふ頭整備)であります。

この事業は、国が行う大型岸壁の整備に合わ

せ、背後の埠頭用地の整備を県が平成23年度から進めてきたもので、平成26年度は野積場や道路の舗装などを行ったところであり、細島港国際物流ターミナルとして、平成27年6月に供用を開始しました。

293ページをごらんください。

施策の成果等であります。港湾整備につきましては、港湾の効率性、安全性、信頼性を確保するため、重点的、効率的な整備を行ったところであります。

また、ポートセールス活動につきましても、港湾セミナーや企業訪問を積極的に実施したところあります。

さらに、⑤にありますとおり、細島港の大型岸壁であります17号岸壁や埠頭が完成したことにより、港湾の利用効率が改善され、貨物取り扱いの増加が期待されます。

今後とも、港湾のさらなる利用促進を図るため、港湾機能のより一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上でございます。

次に、監査報告についてであります。

港湾課の指摘事項はありませんでしたが、出先事務所の4件の指摘を受けております。

委員会資料の5ページをお開きください。

(1)収入事務、串間土木事務所の「港湾施設用地使用料について、調定額の算定を誤り過徴収や徴収不足となっているものが見受けられた」との指摘であります。

今後は、複数職員によりチェック体制を強化し、精査をより徹底させることで、適正な事務処理に努めることとしております。

次に、(3)契約事務、中部港湾事務所の「宮崎フェリーターミナルビル清掃等業務委託の入

札について、執行権のない職員が入札を行っていた」との指摘であります。

今後は、宮崎県財務規則等に基づき、入札執行権のある職員による入札を執行し、適正な事務処理に努めるよう指導したところであります。

次に、6ページでございますが、(6)物品の管理であります。

油津港湾事務所の「公用車の管理について、法定定期点検整備を実施していないものがあつた」との指摘であります。

今後は、公用車の管理について、点検整備管理表を作成するとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとしております。

次に、7ページをお開きください。

(7) その他の1段目であります。

油津港湾事務所の「準公金について、職員がクレジットカードで立てかえ払いを行うなど、会計事務処理を適切に行っていないものがあつた」との指摘であります。

今後は、当該準公金の会計事務処理要領に基づき会計処理を行うとともに、出納責任者等においてチェックを徹底し、適正な事務処理に努めるよう指導したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書については、特に報告すべき事項はございません。

港湾課につきましては、以上でございます。

○森山都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の36ページから、当課の決算について記載しておりますが、まず、39ページをお開きください。

都市計画課、計の欄をごらんください。

当課の平成26年度決算額は、予算額43億9,592万2,000円、支出済額34億9,692万630円、翌年度繰越額8億9,202万3,000円、不用額697万8,370

円となっております、執行率は79.5%、翌年度繰越額を含めると99.8%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

36ページをお開きください。

(目)都市計画総務費であります、不用額が693万337円となっております。

これは、主に流域別下水道整備総合計画事業の事業費確定に伴う執行残であります。

次に、37ページをお開きください。

(目)街路事業費であります、執行率70.3%につきましては、主に公共街路事業の繰り越しによるものであります。

次に、38ページをごらんください。

(目)公園費であります、執行率89.3%につきましても、主に県単都市公園整備事業の繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

報告書の都市計画課のインデックス、294ページをお開きください。

まず、1の(2)良好な自然環境・生活環境の保全であります。

公共下水道整備促進により、都城市ほか5市4町に対して財政支援を行っております。

流域別下水道整備総合計画であります、この計画は、大淀川及び志布志湾の水質基準を達成するための下水道整備の方針等を定めているものでありまして、現在の計画の改定作業を行っているところであります。

295ページをごらんください。

これらの取り組みによる施策の進捗状況であります、上の表にありますように、下水道の整備などにより、県内の平成26年度末現在での

合併浄化槽等を含めた県内の生活排水処理率は76.1%となっております。

このうち、下水道施設での処理率でございますが、下の表に記載しておりますとおり、平成26年度末で50.3%となっております。上の③にありますように、県の生活排水処理率の平成26年度の目標値である49.9%に対しまして、おおむね計画どおりの進捗となっております。

今後とも、実施主体の市町村に対しまして、地域の実情に応じた効率的・経済的な整備が図られるよう支援を行ってまいります。

次に、296ページをお開きください。

2の(1)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

人との絆でつくる景観まちづくりであります。これは、景観行政団体になった市町村のうち、景観計画の策定に取り組みました高原町、西米良村に対しまして財政支援を行ったほか、地域住民や行政職員を対象とした景観研修の開催や、地域での景観に関する検討会などへの景観アドバイザーの派遣等を行ったものであります。

次に、都市計画に関する基礎調査実施ですが、これは、都市計画法の規定に基づきまして、人口、産業及び土地利用等の現況及び将来の見通しを調査するもので、平成26年度は、18の都市計画区域のうち、都城広域都市計画区域など、表の右側の欄に記載しております7つの都市計画区域について調査を実施したところであります。

次に、297ページ、新規事業「観光みやぎの再勢公園施設改修」ですが、これは、青島亜熱帯植物園と平和台公園において、観光地としてのさらなる魅力アップを図るため、老朽化した大温室の建てかえやレストハウスのエレ

ベーター改修等を行ったところであります。

新規事業「第26回全国「みどりの愛護」のつどい」ですが、これは、本年5月30日、皇太子殿下の御臨席のもと開催いたしました「みどりの愛護」のつどいにおいて、平成26年度は、本年の開催に向けての準備を行ったところであります。

298ページをお開きください。

施策の成果等ですが、②の人との絆でつくる景観まちづくりにつきましては、景観啓発の研修や景観まちづくりにかかわる各種団体とネットワークを構築した結果、26年度末までに全市町村が景観行政団体に移行するなどの成果が見られたところであります。

また、④に記載しておりますように、基礎調査の結果につきましては、都市計画区域マスタープランの改定や都市計画の決定に活用してまいります。

⑥の都市公園の整備においては、安全・安心な都市空間づくりに努めるとともに、県立青島亜熱帯植物園と平和台公園において、老朽化した施設の再整備を行ったところであります。

次に、299ページの(2)地域交通の確保であります。

改善事業「人と環境にやさしいくらしづくりのための交通戦略」ですが、平成26年度は、自動車から他の交通手段利用への意識の啓発を図るため、通勤快速バスの試験運行やアンケートを行ったものであります。

土地区画整理につきましては、日向市の日向市駅周辺地区など、県内2地区でその整備費について支援を行ったものであります。

次に、公共街路ですが、これは、宮崎市街地の中村木崎線など10路線で街路の整備を行ったものであります。

次に、300ページをお開きください。

これらの取り組みによります施策の成果等がありますが、②にありますように、街路事業等の推進により、地域交通ネットワークと連携した放射・環状道路や空港、駅など交通結節点へのアクセス道路、通学路の交通安全に資する道路整備など、まちづくりと一体となった都市計画道路の整備を進めたところであります。

今後とも、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心して快適な都市空間の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、301ページの3の(2)安全で安心な県土づくりであります。

表の公共都市公園整備であります。総合運動公園のプールのろ過器改修工事や、老朽化した施設の機能更新工事等を行ったものであります。

施策の成果等ではありますが、老朽化した施設の更新を行い、県立公園を安全で快適に利用できるよう整備を図ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課については以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

当課の決算は、委員会資料の40ページからでございますが、まず、43ページをお開きください。

建築住宅課の計をごらんください。

当課の平成26年度決算額は、予算額が25億7,996万3,698円、支出済額が23億7,004万7,252円、翌年度への繰越額が1億9,309万5,000円、不用額が1,682万1,446円、執行率91.9%で、翌

年度への繰越額を含めると99.3%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料の40ページにお戻りください。

(目) 建築指導費であります。不用額が728万9,996円、執行率が69.8%となっております。

これは、大規模な民間建築物の耐震診断費用の一部を補助する建築物耐震化促進事業において、建物所有者からの申請が見込みを下回ったことや、翌年度への繰り越しなどによるものであります。

次に、41ページをお開きください。

(目) 住宅管理費であります。不用額が863万1,632円となっております。

これは、県営住宅の修繕費として、突発的な災害への対応や緊急修繕のための経費が、想定を下回ったことなどによるものであります。

次に、42ページをごらんください。

(目) 住宅建設費であります。執行率が85.9%となっております。

これは、翌年度への繰り越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものをご説明いたします。

報告書の建築住宅課のインデックスのところ、302ページをお開きください。

(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。

公共県営住宅建設の住宅整備事業であります。宮崎市の平和ヶ丘団地4号棟及び新富町の新田麓団地1号棟の建設に着工したところです。

また、日南市の馬越団地4号棟及び高鍋町の持田団地3号棟がそれぞれ完成し、入居を開始したところです。

環境整備事業としては、宮崎市の大塚台団地などにおきまして、高齢者改善工事などを実施したところであります。

次に、303ページをごらんください。

市町村営住宅建設促進であります。人にやさしい公営住宅整備拡充事業として、市町村が整備する高齢者や障がい者世帯向けの住宅に対し、その整備費の一部を助成したところであります。

施策の成果等であります。県営住宅の建てかえや高齢社会に対応する住戸改善などを実施し、居住環境の向上やバリアフリー化の推進に努めてまいりました。

今後とも、高齢者等の居住の安定を確保するために、計画的な住宅整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、304ページをお開きください。

(2) 安全で安心な県土づくりであります。

建築物防災対策であります。がけ地近接等危険住宅移転助成事業としまして、移転助成1戸を実施したところであります。

既存建築物等安全対策推進事業としまして、耐震相談窓口を設置しているほか、建築物防災展などを実施いたしました。

木造住宅耐震化リフォーム促進事業につきましては、アドバイザー派遣76件、耐震診断150戸、耐震改修19戸の補助を実施したところであります。

次に、305ページをごらんください。

新規事業「建築物耐震化促進」であります。建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、ホテル、百貨店など不特定多数の者が利用する大規模な民間建築物の耐震診断が義務化されたことから、対象建築物の所有者に対して耐震診断経費の補助を行ったところであります。

施策の成果等であります。建築物防災展の開催等により、建築物所有者等の防災意識の醸成に努めるとともに、木造住宅の耐震化に対する補助を行う市町村を支援したところであります。

今後とも、建築物の安全性に対する県民意識の高揚を図り、防災対策や耐震化の促進に一層努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

建築住宅課は以上でございます。

○二見主査 ここでお諮りいたします。12時になりましたけれども、あと1課説明がありますが、このまま続けてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、分科会を続けます。

○山下営繕課長 営繕課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の44ページから45ページであります。まずは、45ページ、営繕課の計の欄をごらんください。

当課の平成26年度の決算状況は、予算額が7億4,055万1,000円、支出済額が7億3,304万7,340円、不用額が750万3,660円であり、執行率は99.0%となっております。

次に、目の執行率が90%未満のものはございませんので、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

44ページをごらんください。

(目) 財産管理費であります。不用額が697万3,405円となっております。

これは、主に組織改正に伴う執務室改修等に係る修繕費の執行残と、庁舎、公舎等に係る営

繕工事費の執行残によるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の営繕課のインデックス、306ページをお開きください。

(1)の危機管理体制の確保についてであります。

県庁本館電気整備BCP対策につきましては、本館の電気設備の浸水対策及び耐震性能の確保といたしまして、受電設備の設置場所を地階から1階に変更し、全面的な機器の更新をあわせて行ったものであります。

次に、施策の成果等についてであります。

これまで地階に設置されていた本館の受電整備は、老朽化に加え浸水等の際に機能維持が困難になるおそれがあったところですが、この事業の実施により、電源供給の安定確保を図ったところであります。

今後とも、大規模災害の非常時における行政機能の維持が図られるよう、宮崎県業務継続計画に沿って、県庁舎の改修等に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

営繕課は以上であります。

○二見主査 説明が終了いたしました。

ここで午前の部を終わらして、午後からまた続きをさせていただきたいと思いますが、再開時間を1時10分ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 では、午後1時10分から再開ということで、暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時8分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

説明が終了いたしましたので、委員の皆様から質疑はございませんか。

○横田委員 河川課に、河川パートナーシップ事業についてお尋ねします。

パートナーシップ事業は、順調に伸びててありがたいことだなと思っています。平成26年は、実績値のほうが目標をかなりオーバーしているんですが、予算的なものは大丈夫なのかなと、ちょっと心配なんですけれども、そこらあたりはいかがでしょうか。

それと、今年度、平成27年度の予算額は前年度とほとんど一緒なんですけれども、伸びている部分に対する予算の考え方を教えていただきたいんですが。

○土屋河川課長 河川パートナーシップでございます。目標値に対して実績値が大きく伸びてるということでございまして、その面での予算の対応ということでございますが、予算につきましても、若干ではあります、少しずつ増額対応をしております。

あと、これは官民協働ということになってますので、我々がやる部分については、通常の県単事業でフォローアップをしている、処分等については、県のほうでやると。草刈りについては住民の方でやっていただくということで、住民の方にやっていただく分についても、この河川パートナーシップで支払うということで、処分等については県単の事業のほうで、県のほうでやるという協働という形をとっております。

今後、こういった形で住民に少しでも広く参加していただいて、河川愛護を広めていくとい

う目的で始めております。常任委員会等でも、御指摘といたしますか、基本的な考え方の質問がありました。やはり協働という維持管理のあり方というのは、我々河川管理者としても、今後、限られた予算の中ではありますけれども、充実させるべく検討していきたいと考えております。以上でございます。

○横田委員 それで、団体数はふえてて、当然事業量もふえてると思うんですけども、その中で、予算はあんまりふやさなくてもというか、一つ一つの団体が、受け取る金額が少なくてもふえてきているということなんですか。

○土屋河川課長 成果報告書の278ページを見ていただきたいと思います。

下の表の中に、パートナーシップということで、㊦ということでやっておりますけれども、これは、26年度から改善事業ということで、改善をしております。

その中の一つといたしましては、25年度までの実施の基準を若干見直しをしております。それまで、1団体といいますか、1カ所について3回まではできるということにしておりましたけれども、少額なり増額はしてるとはいえ、やはり非常に予算が限られてる中で、我々としては幅広く県民の方に参加していただくということで、26年の改善の中で、原則2回までにすると。3回目については治水上影響があるところ、もしくは都市部で住環境に非常に著しい影響がある、そういう特殊な例に限っておりますので、その関係で、回数が3回の団体数も減るといふようなところもありますので、その影響も出るかと思っております。

○横田委員 わかりました。助成金の多い少ないじゃなくて、自分たちで自分たちの周りの河川をきれいにするんだというそういう意識が、

さらに広がっていってくれるといいなと思っております。

○野崎委員 刈った草の処分なんですけれども、場所によってはするとことしないところがあったり、2回のうち2回とも処分しなかったりとか。例えば、枯れ草にポイ捨てのたばこをしたらいかんとか、景観上の問題もあると思うので、そこら辺を詳しく教えてもらいたいんですけども。

○土屋河川課長 河川の草刈りの処分でございますけれども、やはり基本的に草が生えますと、河川にごみを投棄したりだとか、非常に目立たなくなるような状況ですので、刈った草をそのままにしておきますと、そういったところについて、河川の美化というところでありますと、基本的にはもう県のほうで処分をするということで。

具体的には、業者に委託をいたしまして、業者のほうで収集をしまして、仕様書の中に示してはいるんですが、基本的には業者さんの土場で仮置きしていただいて、肥料化するということを基本的な考え方としております。

○野崎委員 刈ったところは、全部回収してますか。

○土屋河川課長 パートナーシップで刈る分につきましては、原則として集めて処分をしております。

○野崎委員 わかりました。

○二見主査 関連の質問はありませんか。

では私から。今回、26年度で改善事業になったわけなんですけれども、それで、25年度の予算額が載ってないわけなんです。25年度は、改善する前は、決算額は幾らだったのかということはないんですか。

○土屋河川課長 26年度が5,120万円で、25年度

の額が4,370万円です。

○二見主査 800万ほどの増額ということで、先ほど説明をいただいたように、3回だったところを大体2回に減らすという改正されたと同ってたんですけれども、いろんな団体がたくさん入ってきてくれるということも非常に好ましいことです。ただ、ずっとこれまでやってきたところが、3回から2回に削減されて、年間の運営のやり方が変わったと、結構唐突じゃないかというような話もあったりしたんです。

この予算組みをするときに、大体、この参加団体数が25年から26年になったときに35件ぐらいふえてるわけですが……。279ページの上の表を見ると、534団体から569団体にふえてるんで、35ふえてるんだと思うんですが、そういうふうに予算組みを変えたということ。

あと、3回するところも中にはあると同ってて、これは、たしか土木事務所長の決裁の中だったと思うんです。大体、5,122万6,000円のうちで、どれくらいが各2回ずつ実施するというものと、あと、3回目を実施するというところの、予算配分というか、ある程度の割合というのはいったと思うんですが、そこ辺はどのようになっているのか、教えていただけないでしょうか。

○土屋河川課長 済みません、数字を調べて御回答したいと思います。ちょっと時間をいただければと思います。

○二見主査 後でというのは、今じゃなくて、後ほど、終わってからということでもいいのでしょうか。

○土屋河川課長 この委員会の時間の中で、お調べしてお伝えしたいと思います。

○二見主査 関連がなければ、ほかの項目についての質問はありませんか。

○蓬原委員 291ページ、空港整備直轄事業負担

金です。この空港については、まだ、今後やっていくとすれば、何か整備すべき項目というのは、どんなことがあるんですか。もう今で十分なんでしょうか。こういう小さな補修程度でいいのかということ。将来の計画とか何かあるんですか。

○明利空港・ポートセールス対策監 国の空港のほうの整備につきましては、今、誘導路の整備と、それから、空港内に小動物とかが入らないようにフェンスの改修事業を行っていると同っております。

今年度、来年度ぐらいで、ほぼそれが完了すると聞いておりますので、その後は通常の維持補修程度の事業費になるかと思っております。

○二見主査 関連はありませんか。なければ、ほかに質疑はありませんでしょうか。

○横田委員 建築住宅課の大規模民間建築物の耐震診断についてお尋ねしたいんですけれども、6棟の補助を行ったということなんですが、その耐震結果はどうだったんでしょうか。もし、教えていただけるものなら教えていただきたいんですけれども。

○上別府建築住宅課長 6棟の耐震診断を対象として実施してまして、3棟につきましては今年度に繰り越しています。今聞いている段階では、6棟全部が耐震改修が必要だと聞いているところでございます。

○横田委員 その改修の規模といいますか、大規模改修になるんでしょうか。

○上別府建築住宅課長 やはり建物が大きいということで、ある程度大きくはなってますけれども、耐震改修の方法とか、あるいは耐震性能によってはそれほどかからないこともあり得るのかなと考えております。

○横田委員 私も一般質問で取り上げたことが

あったんですが、もし、改修が必要となったときに、数億円の費用が必要になってくる場合もあると聞いたもんですから、それに耐え得るだけの経営状態があるのかなとすごく不安なんですけれども、ここらあたりはちょっと担当が違いますよね。これは、商工になるのかな。

○上別府建築住宅課長 今わかっている段階では、やっていこうというところと、あるいは耐震診断の結果、そして、その後の耐震改修の工事の設計等を見て判断していこうという状態だと聞いております。

○土屋河川課長 先ほど、草刈りの1回と2回と3回の内訳ということでしたので、お答えしたいと思います。

26年度は全団体会で569団体ですが、このうち1回刈りが72団体でございます。2回刈りが440団体、3回刈りが57団体となっております。

以上でございます。

○横田委員 さっきの続きなんですけれども、県は、当然プロスポーツのキャンプ誘致とか、コンベンション誘致とか、できるだけ多くのお客様さんに来ていただけるような政策をやってますよね。それに対して、宿泊施設とか、そのキャパがだんだん少なくなる……。政策の整合性を考えたときに、どうかなという考えもあるもんですから、ここですぐどうのこうのとできないんでしょうけれども、できるだけキャパを減らさない方法でやっていけるように、いろんな担当部を交えて、ぜひ前向きな検討をしていただければと思います。

○二見主査 関連質問は。ほかに質問はありますか。

○西村委員 港湾課のポートセールスについて伺います。港湾セミナーを東京、日向市で開催をして、それ以外にも利用促進のための企業訪

問というのがありますが、この企業訪問というのは、ポートセールスは港を利用してもらうための県内、県外、入ってくるのか、出すほうなのか、その辺を教えてください。

○明利空港・ポートセールス対策監 ポートセールス活動におきます企業訪問といいますのは、例えば、貨物を実際、船とかを利用して、輸出、輸入を行う荷主、旭化成だとか王子製紙だとか、そういうところについて、貨物の動向等をお伺いして、引き続き港湾の利用をしていただくというものもございますし、新たに港湾を使う貨物等がないのか。

あるいは宮崎県の港、これまではほかの港を使っていた企業に対して、宮崎県の港を使うことで、何かメリットがあるのではないのでしょうかというような企業訪問をして、そういうお話をさせていただいて、なるべく宮崎の港を使っていたら。

あるいは、クルーズ船等につきましては、クルーズ船を運航する旅行会社ですとか、代理店等に宮崎の港の状況を説明いたしまして、港を使っていただけるように、クルーズ船を寄港していただけるような誘致活動等を行っております。

○西村委員 ありがとうございます。取り扱っているものが、コンテナから、いわゆる観光に至って、非常に幅広いので、それぞれに訪問した際に話す内容は、いろいろ違うんでしょうけれども、過去の状況を見ますと、コンテナの取り扱い数というのが、言い方は悪いですけども頭打ちになっている中で、あとは、その中の空コン対策というのが非常に課題に上がっていると聞いてます。それぞれの企業さんが、ここはこうしてほしい、ここはああしてほしいというのがあると思うんですが、それをしっかりと事業に

フィードバックをさせていただきたいというのがありますし、これだけの予算で、果たして足りていくのかなと思ったものですから、もっと戦略的に攻めていくには、人員なり行動範囲を拡大していかないと、多額の予算をかけてつくった港湾ですから、大きい港湾が県内に3つあるわけですから、それをしっかり生かしていかなければならないと思いました。

また、クルーズ船についても、油津のほうで、入りたいけれども入れないという状況もいろいろ、議会でも問題に上がってますけれども、大きさによってはほかの港を使えないかとか、そういうことも含めて、なるべく訪問して、お土産じゃないけれども、しっかりと県に持ち帰ってもらえるような手厚いやり方というのを今後とも検討していただきたいと思います。以上です。

○二見主査 関連して質問はありませんか。なければ、ほかの項目について。

○高橋委員 都市計画課にお尋ねします。主要施策の295ページ、生活排水処理率が、上の段にあって、下の公共下水道事業による整備状況、これは、下のほうで四角囲みした説明に米印がありますけれども、つまり、接続人口を現在の県人口で割ったものが、26年は50.3ということの理解でいいんですね。

○森山都市計画課長 生活排水処理率、下水道施設の処理率でしょうか。こちらは県の全人口に対する下水道施設の接続人口ということで、率を出しております。

○高橋委員 それで、私もこの表を見ながら、頭の整理がなかなかできなくて。当然のことですけれども、生活排水処理率は、100を目指しますよね。公共下水道施設を何%がいいのかというのは、どこで線引きしたほうがいいのかなと。

いろいろな見方、賛否といたしますか、効率性とかそういったところを総合的に見たときに、公共下水道施設はかなりお金がかかりますよね。だから、合併浄化槽をより進めたほうがいいよという方も多くいらっしゃるし。

だから、この目標設定の仕方がちょっと、少し何か疑問があるなということで、これを高めていくことは、逆に、財政にすごく負担をかけるわけですから、そういったところもいろいろ……。整備状況の率を上げていくことを、そのままストレートに求めていいのかなという疑問です。

○森山都市計画課長 将来の計画に対する排水率をどうやって考えていくかということでございます。今、委員の御指摘のとおり、場所によっては人口が減っていくところがございますので、そういったところは、処理区域を見直しながら、どちらかというところと縮小する方向でございますけれども、縮小しながら処理率を上げていくとございますか、そういうことで考えてるところでございます。

○高橋委員 私の思いはそれなりに通じていると思うんで、今後ともいろいろと知恵を出してやっていただきたいと思います。

続けて、都市計画の298ページの景観行政団体への移行状況で数値は累計数となっています。市町村は今26しかありませんが、過去の合併の絡みがあって累計数ということは、複数移行したということなんですか。26であれば、もう全て市町村は移行したということで理解していいのか。この米印をちょっと説明してください。

○森山都市計画課長 これは、現在の市町村数26全てが景観行政団体になったということでございます。ですから、累計といたしますのは、今の

市町村数ということで考えていただければと思います。

○**蓬原委員** 295ページ、都市計画課です。下水道に関してですが、ことし、下水道整備のマスタープラン、総合計画を策定されるということですね。

○**森山都市計画課長** ことし策定しますのは、大淀川の流域に係ります下水道の区域でございます。本県では2カ所、環境基準を定めた公共水面がありまして、1つは大淀川、1つは志布志湾でございます。大淀川の流域の計画と、あと、志布志湾、これは串間市が該当しますが、この2つの計画を策定するということでございます。

○**蓬原委員** それで志布志湾流域という意味がわかりました。

それで、全県を考えたときに、今、高橋委員のおっしゃるように、基本的には100%処理だろうとは思いますが、諸般の事情、集落のいろいろな状況もありましょうが、実際に接続している人ではなくて、現在ある下水道の計画等々、下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水、この4つの施設によって、計画的にカバーされている割合というのは、全県人口の何%なんですか。何%内が、その対象としてカバーされているのかというのをちょっと教えてください。

○**森山都市計画課長** 生活排水の処理率等でございますけれども、環境サイドのほうで策定しております第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画というのがございまして、現在は、この改定計画が今年度まででございますけれども、この総合計画に基づきまして、それぞれの下水道、あるいは農業集落排水、合併処理槽の処理率の目標値を定めてございます。

それに基づきまして、それぞれの担当といたしますか、それぞれの部局で対応してるということとございまして、295ページの上の表にございますように、平成26年度の目標値は、全体としまして78.1%でございます。

また、これが平成32年度ということで、第2次の改定計画を環境部局のほうで策定しておりますけれども、これは、県全体で83.0という数字を目標として掲げてございます。

○**蓬原委員** わかりました。平成32年で、第2次の生活排水処理計画で、一応100%接続すれば、全県の83%が接続できるよということですよ。

ということは、それぞれの、下水道施設、農業・漁業集落排水施設が100%でないということですよ。この目標値78.1と実績76.1の差というのはそこですが、せっかくこれだけのお金を投入して下水道施設をつくる、農業・漁業集落排水施設をつくる。合併処理は個人で、個別でしょうから、それは当然意思があるから100%でしょうけれども。

この差を埋める努力というのはどうやっていくかということ、基本的には市町村事業になると思うんですけども、そのあたりの御指導はどうやって……。100%になる接続率、本当は、これも、理想の接続率というのは、願わくば100%であってほしいわけですよ。そのあたりの差を埋める努力というのは、どんなもんですか。

例えば、ある自治体の公共下水道の接続率、7割とか8割、あと3割をどうするんだということになるわけけれども、そのあたりの指導はどうなってるんですか。

○**森山都市計画課長** まず、下水道のほうの普及率といたしますか、接続率を見ますと、平成26年度末で88.6%でございます。接続率としては、やっぱり100%を目指したいと考えてございませ

て、そこまで持っていくには交付金事業ですか、あと、294ページでお示ししてます県単事業で公共下水道の整備促進、そういった市町村に補助しておるわけですが、こういったものを使いながら促進してまいりたいと考えてございます。

○蓬原委員 わかりました。ぜひここは、せっかくの事業をやってるわけですから、接続率100%を目指してできるように。

そうでないと、平成26年度に汚濁解析をやっておられるわけですが、要は生活雑排水等々を河川に流さないこと。その目的は、ここにある自然と共生した環境にやさしい社会づくりという大きな目的があるんでしょから、川を汚さないよという大原則があるわけですよ。ぜひ、そこところは市町村としっかり連携とって、100を目指して頑張ってもらいたい。

それと、せっかくですから、平成26年度の汚濁解析、大体何が一番汚濁の原因となっているのか。おおむね生活雑排水かなという気はするんですが、念のため教えてください。

○森山都市計画課長 水質の汚濁の主なものとしては生活雑排水、そして工業用の排水、そして、あと、畜産関係の排水だということになると思いますが、大淀川について申しますと、先ほど申しました流域別の処理では、生物化学的酸素要求量のBOD、これを満たすかどうかということで調査しておりまして、現在のところ、大淀川流域で34の環境基準点がございます。

例えば、宮崎市の相生橋ですとか小戸橋あたりでいきますと、環境基準としてはBODは2.0、1リットル当たり2ミリグラム以下という基準を定めておりますが、大淀川では、全区域におきまして、そのBOD基準を今は満たしているところでございます。

○蓬原委員 満たしているということですから、安心はしますが、畜産については野積みの禁止とか、畜産廃棄物の処理に関する法律でしたか、もう何年前にそういう基準ができてます。

都城盆地は特に、亜硝酸性窒素でしたか、地下水の、井戸水の汚染がかなり問題になって、そのことでもかなり過去、議論になってきたと思いますけれども。そういう法律に違反して、排水を川に流していることについては、これは担当が環境サイドか農政サイドになると思うんですけれども、そこをしっかりと連携をとって、規制をかけるべきものについてはしっかりと規制がかかるようにやっていただくように要望いたしておきたいと思います。

○高橋委員 蓬原委員の質疑を聞きながら、いろいろとわからない点もあったんですが、いわゆる接続率が88.6%ということで、工事が完了しているんだけど接続してない。負担があるんでしょけれども。

例えば、こんなパターンがありますよね。下水道、公共工事が10年後にあるよと、でも、それまでに合併浄化槽を設置した人たちは、接続すれば合併浄化槽は不要になるんです。これは、合併浄化槽をそのまま継続して使ってもいいということなんですか。

○森山都市計画課長 今、委員御指摘のような事例が、現実的にはございます。

それで、これにつきましては、公費を投じまして下水道を整備するわけで、あるいはしたわけでございますので、その建物の所有者、浄化槽を使ってる方をお願いをして、接続をしていただくということで、市町村において一生懸命頑張っているところでございます。

○高橋委員 これは、考え方でしょうけれども、合併浄化槽を先行してやった人は、それをやめ

て公共下水道につなぐというのは、また負担が伴うわけでしょう。そこは不公平になりますよね。だから、考え方ですけれども、合併浄化槽を設置してる方は、もう負担金を取らないとかいろんな方法を考えないと。

例えば88.6%の、接続をしてない方、十何パーセントの方は、合併浄化槽を既にもう設置したとかいう例もあるんじゃないかなという気もするんです。その辺は調査してらっしゃらないかもしれませんが、結局、この接続率を100%に上げれば、上の生活排水処理率は当然上がるわけですよ。

だから、そこら辺の理解の求め方、接続をしてもらわないといかんわけですから、何かそこら辺を市町村とうまくやれないかなというところを、悩みながら投げかけたところです。

○蓬原委員 集落排水事業で、最初、これが県内で1カ所、2カ所、3カ所になってくるときに、これは我が町の話だったんですが、田舎はかなり入口が遠いんですよ。公共ますをつくれますよね。道路に配管して、そこから入口まで、いわゆる公共部門の担当、公共ますをつくれます。内部は、自分で接続してくださいということになるんですが、田舎の場合はかなり入口が長いもんですから、公共ますまで持ってくる距離が、結果的にかなりお金がかかると。

これが、接続をしにくい原因になってるといいう話があって、私の町では最初に集落排水事業をやるときには、公共ますを町単独でぐっと中まで入れてもらって、宅内の配管距離をかなり縮めて、負担を少なくしてつなぐ努力をしたというようなこともあるんで。

恐らく下水道事業というのは、市町村事業でするので、それに県として補助を出してるわけでしょうから、市町村がそういう、今おっしゃる

ような二重投資のことというのは出てくると思うので、そこは県のほうがうまく指導されて、接続率という観点から、単独の市町でも努力していただいて、何か補助のシステムがあれば、そういうダブル投資については軽減策をすとか、そういうことをやらないと、確かにそういう人については接続しにくいのかもしれないですね。御一考いただければありがたいと思います。

○高橋委員 監査結果報告指摘事項で伺いますが、資料の5ページです。素朴な疑問で、契約事務のところで、中部港湾事務所、執行権のない職員が入札を行った。基本的にどなたがするんでしょうか、教えてください。

○蓑方港湾課長 この案件につきましては、フェリーターミナルビルの清掃業務委託で、県のほかの業務委託とあわせて全体でやってるんですが、その執行については、所長もしくは*港営課長が執行するようになっておりました。当日は両人が出席しておらず、担当の主幹が対応したところでございます。

○高橋委員 この委託入札は、所長もしくは港営課長がその任を得ているわけで、両方とも不在の場合には延期すべきだったということですね。わかりました。

○蓑方港湾課長 済みません、訂正を。港営課長と言いましたが、総務課長です。申しわけありません、総務課長と訂正をお願いします。

この案件につきまして、本来は延期すべきものでございますが、これは、県全体の入札全部を行うところで、この日にちは決まっておりますので、ずっとこの日という形になっておりましたので、この日に合わせて本来対応はすべきものでございました。

※このページ右段に発言訂正あり

○**横田委員** 建築住宅課の、今度は木造住宅のリフォーム事業についてお尋ねします。耐震診断が150戸あって、改修に至ったのが19戸ということなんですけれども、この残りは耐震性能を満たしていたと考えるのか、それとも、予算的な事情で改修に至らなかったということか、教えていただきたいんですが。

○**上別府建築住宅課長** 耐震診断までやったのが、150戸あります。その耐震診断の結果ですけれども、耐震性能があるという結果が約1割、10%、9割はある程度ないか耐震性能がないという答えが出ております。その結果、耐震改修まで至っていないという件数が多うございます。

それにつきましては、診断はやっても、耐震設計等をやっていないために、工法とか工事費がわからないとか、あるいは、建物を持ってらっしゃる方が、34年以上前の物件ですので、高齢の方が多くて、診断結果がわかっても、投資することがなかなかというようなものが背景にあったかと思います。

そういうことがありましたので、今年度、耐震設計も事業の対象に加えて、今、推進を図っているところでございます。以上です。

○**横田委員** 診断をした結果、改修したほうがいいよと出てから、改修しないとなお不安になるような気もして。多額なお金がかかると思いますので、本当は改修まで至ったほうがいいんでしょうが、なかなか難しい事情もわかりますけれども、結局はやっぱり予算的なものですよ。県もいろいろ事情がありますので、なかなか難しいところはあると思うんですけれども、少しでも改修が進んでいくような検討をお願いできればと思います。

○**森山都市計画課長** 済みません、都市計画課です。先ほどの公共下水道への接続のことです

が、市町村によっては、個別に市町村で、単独で補助をしているところもあると聞いております。以上でございます。

○**河野副主査** 河川課に戻りますが、河川課の施策の成果の③番でお聞きしたいと思います。

③番の2行目に、「河川・海岸における地震・津波対策は」、ちょっと飛んで「河川単独で効果が発揮できる」という文言がありますけれども、この効果というのは、具体的に言うとどういうことでしょうか。

○**土屋河川課長** 河川単独で効果が発揮できる河川といいますのは、いわゆる頻度の高いL1津波に対して、家屋等の浸水被害を防止するというところが効果になりまして、河川単独で効果を発揮するというのは、例えば、河川の堤防のかさ上げですとか、そういった河川単独だけで津波の浸水をとめられると。

もう一つ、河川と海岸と両方で、例えば堤防ですとか、そういったものをつながないと、片方だけでは家屋等が浸水してしまう、そういった箇所もございまして、ここに示してます14水系というのは、最初に御説明した河川単独で対策をすれば、浸水、家屋が防止できるという趣旨でございます。

○**河野副主査** それを26年度から14水系において事業を進めていきます。281ページに戻って、そのうちの7水系について、26年度から事業を始めましたが、3水系については繰り越して、ということは、4水系についてはこの事業は終わったということでしょうか。

○**土屋河川課長** まず、14水系のうちに、26年度内に測量ですとか、調査ですとか、河川の津波溯上関係の調査関係が終わったものが4水系ございます。あとのこの下段で書いてある3水系については繰り越しまでをして、今、実施を

してるということで、事業については、いずれの水系も継続をいたしまして、今後は詳細な、堤防と、基本的に樋門の自動閉鎖化になりますんで、全力所引き続き樋門の自動化の工事ですとか、あと、堤防の沈下等の詳細の設計を今年度中に進めまして、できましたら堤防についても、来年度から一部工事に着手するということで、進めていきたいと思えます。

非常にわかりにくいんですが、最初に御質問のありました河川等の14水系というのと、今見ていただいている281ページの細田川ほか6水系ということで、水系の数がちょっと違うんですけども、基本的に津波・高潮・耐震対策事業というのは、県内全域で一本の事業となっております、全体事業費が50億以上ということで、事業採択としては、河川単独で効果を発揮する14水系について、1カ所の事業として採択をするというようなことです。

あと、ここに書いてません7水系については、法的な津波対策の位置づけを計画のほうに位置づけないと、具体的な事業は進められませんので、あとの7水系については、県単のほうで計画の位置づけをやっているというような状況でございます。

○蓬原委員 確認だけしておきたいんですが、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、去年できました。空き家についての担当所管は県土整備部、そして、その中の建築住宅課でいいんですか。

○上別府建築住宅課長 空き家対策につきましては、幅広い対応が必要でございまして、特措法に関する中身につきましては、建築住宅課が中心で動いてまして、あと、県全体でいいますと、空き家バンクとか、U I J ターン受け入れとか、いろんな活用方法もございまして。

申し上げましたように、県土整備部建築住宅課では、特措法を中心に担当して、県庁全体で連絡をとって取り組んでいるのが実情でございます。

○蓬原委員 ということは、何かの相談の場合は、ソフト、ハードという言い方でいいのかわかりませんが、例えば耐震がどうか、そういうことはこちら、県土整備部の建築住宅課でいいということでしょうか。

○上別府建築住宅課長 建物の強度面とか、そういったハード面については、対応していくことにしております。

○蓬原委員 例えば、非常に見た目にも古くて不衛生で、危なっかしくて、いわゆる行政代執行というか、そういうものの分野になったときには、これは、総務部になるんですか。

○上別府建築住宅課長 特措法でいいます行政代執行とかを行う場合には、特定空き家ということで認定を行う必要がございます。その事務につきましては、市町村が行うということになっております。

ただ、その判定といえますか、判断の中身が老朽度とか、要するにハード的に危険かどうか、あるいは衛生面の問題とか、周辺に与える影響とか多岐にわたっております。それで、私ども建築住宅課のほうでは、特定空き家の調査の実態、マニュアル等をつくったりもしております、今後、今委員が言われましたように、判定という作業が大変厳しいかと思えます。そういった面につきましても、私どものほうでは、ハード面については積極的に、こういう判断がいいのではないかということを提示していらっしゃるのですし、今後もそういった方面につきましては、市町村とも連絡調整をとって進めていきたいと思っております。

ただ、衛生面とかいろんな、まだそういう面については違うところとも連携を図る必要があると考えてるところです。

○蓬原委員 わかりました。

○二見主査 ほかに質問、質疑はありませんか。

済みません、先ほどお答えいただいた、河川のパートナーシップの件なんですけれども。平成26年度の予算額というのは、当初なのか、補正でなってるのかわかりませんが、そのまま27年度予算は同じ額を計上していらっしやいまして、この事業は、ここ数年の推移を見ても、面積にしても、団体数にしても、30から50、60、80ぐらいまでの増加傾向にあるわけなんですけど、要するに2回の団体をふやして3回の団体を減らすという、何か一つの方針があるのかなという気もするんです。

先ほど伺ったときには、景観上の問題とか、地域の実情とかに合わせた上で3回実施するというところも決めていくわけなんだろうけれども、だったら26年度のここで、57団体は3回されているということなんですけど、27年度に向けてのそこ辺の検討結果といいますか、ことしもまた同じように、そこは3回するともうほぼ確定なのか、まだ改善事業として、今、進めてきたばかりですから、今後どういう方針でやっていこうとされてるのか、そのところの説明をお願いしたいんですが。

○土屋河川課長 26年度に参加団体数が伸びているということで、先ほど、26年度改善内容もあわせて御説明をいたしました。

草刈りにつきましては、基本的に県民と協働でやる分については、冒頭でお話ししましたように、河川パートナーシップと県単の事業で、官民で協働でやっているというところがございます。

26年度の実績状況と、今年度というのは、まだ今実際にやってるところで、全体の数字の予測というのは非常に難しいところではございます。

ただ、先ほど主査から御指摘がありましたように、草刈りの回数等の改善というところの中でも、やはり団体数については、面積に比べて非常に伸びがあるという状況ですので、今年度の参加状況の途中途中を把握しながら、来年度の予算編成も今後参りますので、そういったところでどういう対応ができるのかということについては、検討してまいりたいと考えております。

○二見主査 恐らく参加されてるところも、あんまり変わってもらったら困るということだと思うんです。できるだけ一つの方針にのっとってやっていけるものが見えてくれば、協力してくるところもそれに納得して取り組んでくれるということでしょうから、ぜひ、いい検討をお願いしたいと思います。

最後に、もう一点確認です。土木事務所長の決裁で、これは3回目はできるということなんですけど、どういう決裁システムといいますか、先ほどの説明では状況に応じてということ判断されるというわけなんですけれども、それはもう現場現場だけで、ある程度の予算というのは持っているものなのか。それとも、本課のほうにもっと全体の予算があつての所長の決裁なのか、そのところはどうか。

○土屋河川課長 基本的に、出先事務所のほうに河川課のほうから指導をお願いした内容につきましては、先ほども申しましたように、これまで3回といったものを原則2回にして。ただ、条件としてはということ、やはり治水上の影響、それと背後地の土地の利用ということで、

住居等が密集してる環境上という、そういった例示を事務所のほうには指導しまして、あとはその内容に従って、各事務所の所属長が、実際の団体さんが実施される現地等も確認をして対応される。それによって、予算のほうも、全体の中から箇所づけをしていくというような状況でございます。

○二見主査 わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 では、以上をもって河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時4分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

前半、後半の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

県土整備部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

○蓬原委員 これは、道路建設課とかがかかわる話になると思うんですが、総括的な話ですの

で。
工事を発注されたときに、工事名と工事期間と受注者名と、ああした看板が出ますよね。何看板というのか、ちょっとあれですけども。あの中に、最近、何年前からでしょうか、工事金額が書いてありますよね。あの意味は何なんですか。

○木下技術企画課長 工事看板におけます請負金額の欄なんですけれども、これは、県民に対する公共工事の理解とか、あるいは透明性の確保、それからコスト意識の向上ということを目

的に、平成16年度から開始をしているものでございます。

○蓬原委員 例えば2,000万だったり、3,000万だったり、何億だったりするわけでしょう。かえって一般の県民からすると、透明性という言葉もありましたけれども、こんなにかかるのかという、そういう逆の話というか、受け取り方もあったり、あるいは、その仕事をしている業者さんたちへの風当たりがかなり強いということも聞いてます。だから、今、果たしてその数字を書くということがどうだったのかなという話も聞いてまして、そここのところを今聞いたところでしたけれども、もし、これをなくしたら何か支障がありますか。

○木下技術企画課長 これを平成16年度に始める際に、いろんな情報の透明性ということで、関係機関、関係団体の皆さんを回りまして、一応こういうことで情報公開をしたいということで、了解をいただいて始めたというのがスタートなんですけれども。

これにつきましては、確かにこれを書いていないからということで、特に何かに違反するとか、だめだとかいうそういう規則はございません。

○蓬原委員 何かの発注をするに当たっての、当然、条例があるわけじゃないでしょうし、内部のそういう規則があつてのことでもないということですね。

○木下技術企画課長 県のほうで仕様書というのを出してるんですけども、この中で、工事の看板を記載するというので、規定はしております。

○蓬原委員 このことに、当然その看板を書くというその費用というのは受注者側が、その積算の中のごく一部に入ってるんでしょ

れども、その数字を書く書かないって、微細な話だけれども、それは、お金の増減に全然関係ない話ですね。

そういう声もいっぱいありますので、いい面もあれば、逆に言うと、そういう悪い面もあったりしてるんで、これはちょっと頭出し的に申し上げて、今後、我々もどういう形がいいのかということは、いろいろ調査をかけて、またいろいろなところで発言をしてみたいと思います。

あと一件、管理課長にお尋ねします。さっきの業者さんの数の話に関連してですけれども、総体的には減ってるよという話です。建設業の許可を受けても失効してるとかなんですが、若手技術者の育成という観点で、たしか聞くところによると、国交省は、年齢が39歳以下で若手技術者というのがしてあるんだけれども、本県は、入札参加資格の条件の中で35歳以下になっているということなんです。これは、国交省は39歳以下になっているのに、何で本県は35歳なのかという素朴な疑問があるやに聞いてます。ここもちょっと教えてください。

○木下技術企画課長 総合評価の評価項目で、本県の場合は若手技術者を35歳と規定をしているところがございます。

先ほどの内容でございますけれども、国のほうでは、いろんな入札制度がありまして、いわゆる入札の参加資格として40歳というのがございます。いわゆる40歳以下の技術者なら参加できますという参加入札制度。それから、やはり宮崎県と同じように、総合評価の中では35歳までを若手技術者としておりまして、いろんな試みをされていると。これは、あくまでも試行という形でされていると聞いております。

○蓬原委員 ということは、国交省の場合は、39

歳以下なのか40歳未満なのか、ちょっとわかりませんが、ものによっていろいろ違うということですね。そして今、本県が35歳以下としているものについては、国交省も同じように35歳以下だよと。国交省がほかに、別のものについては39歳以下、40歳未満というのがあるよという解釈でいいんですか。

○木下技術企画課長 国交省のチャレンジ枠と申しますか、いろんな試行の中で、入札参加資格が40歳以下という入札制度、それから、総合評価の中では35歳ということで区切っていると聞いております。

○蓬原委員 あんまりもう長く話しませんが、若手技術者がなかなか集まらない。卒業しても、この世界に就職しない等々を考えると、試行を今国交省はされてるんでしょうけれども、35歳を40歳に上げることのほうが、将来的には望ましいんじゃないかなという気もします。今はこれ以上突っ込んだ議論になりませんが、一応意見としては申し上げておきたいなと思っております。上げる方向が、将来的にはいいんじゃないかなという気がしてるんで、聞いたところでした。現実がどうなのかという、ここでとめておきます。

○高橋委員 急傾斜地の関係でちょっとお尋ねします。いろいろと地元要望等があつて、途中で工事をしてないんだということで、よくよく土木事務所に聞くと、いわゆる5戸以上というのは、これはしょうがないにしても、傾斜が途中で緩やかになっているのは、そこは工事をしないんです。

ただ、間隔によっては工事をすることもあり得るということを知ったことがあるんです。私の見ただけでしたけれども、何でこれをしてくれないのかなという疑問も、素人目からしてあつ

たりするもんだから、もう昔のままで、そういった法というのは、ずっと今日に来ているのか。いわゆる過去に見直してきたとか、今、話題になって議論してるんだとか、そういったところはどんな状況でしょうか。

○永井砂防課長 急傾斜地の事業のやり方の話になります。

基本的に急傾斜地自体が、補助が10戸10メートルという中で採択……。補助事業自体は、基本的に10戸10メートルということで、事業が現地に入ります。

ただ、危険箇所という場所は、崖高が5メートル以上は危ないというような話で、事業をやるときに、どうしても中抜け区間があって、全部やりたいんだが、その事業の中の5メートル以上とかいうもので、途中切れる部分があるんですけども、取り付け区間ということで、10メートルぐらいとか、そういうできるだけ中抜けにならないような工夫はしてます。ただ、やっぱり何十メートルもそういうやり方はできないもんですから、10メートルとかそういう取り付けを考えてやります。

それともう一つ、急傾斜地はどうしても角度が30度以上という制限が入っていますので、基本的には、角度が30度というのはある程度守ってもらわないと、そういう危ない場所にならないもんですから、そういう場所はしますが、基本的に5メートル以上の崖が危ないというところ、そこまではできるかもしれんけれども、それ以上は取り付け区間として、大体10メートルぐらいを取り付けしたり、その現場でまた検討はしてるところです。

○高橋委員 地形というのは、場所場所で違うわけで、均等に30でずっといってない。先ほど言いましたように、途中で傾斜が緩やかだった

りしているわけですから。

そこの、いわゆる中抜けのところの距離というのは、定義というのがあるんですね。何メートル以内は続けてフェンスを張りなさいとか、張ってもいいよとか、そういうのはないんですか。何かあるような話を聞いたんですが。

○永井砂防課長 間が10メートル以内とかだったら中抜け区間ということで、やったりする部分はあると思います。

○高橋委員 だから、10メートル以内でしょう。例えば、四角四面にいうと、11メートルはしないわけでしょう。

○永井砂防課長 原則10メートルということで。

○高橋委員 11メートルは、ちょっと極端な話をしましたから、かみ合わなかったですけども、結局、住民からしたら、大規模な土石流といますか、災害があったときには、20メートルでもやはり危険を感じられると思うんです。予算に限りがあるわけですから、当然、線引きは必要です。

今は10メートルで、ケース・バイ・ケースで現地で判断をされるんでしょうけれども、できるだけ現地をしっかりと見ていただいていると思うんですが、住民の人たちの意見も聞きながら、何か改善できる点があればやっていただきたいなと思います。

○東県土整備部次長(道路・河川・港湾担当) 10メートルとか、そういう議論はあるかもしれませんが、要は上からどういう形で石が落ちてくるとか、そういうことは十分見て、やはり影響するよという話があれば、同じような対策はできないかという観点も含めて、事業には取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○高橋委員 ちょっと私かわからないものです

から、聞くんですけれども、資料の7ページの監査指摘の注意事項の「道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事」って、わからなかったもんですから、教えてください。

○**駒松道路保全課長** これは、道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認についてということで、道路の承認工事というのがございまして、それは、例えば店舗とかがあるときに、歩道の段差の切り下げですとか、縁石の切り下げ、こういったものは道路管理者が工事をするんじゃないくて、申請した人がみずから縁石をどけて工事をする、こういった承認工事というのがございます。そのことが、これに書かれてるところです。

○**高橋委員** 意味がわかりました。ありがとうございます。

○**二見主査** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見主査** よろしいですか。

それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時23分再開

○**二見主査** 分科会を再開いたします。

ここで皆様にお伺いします。本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見主査** では、採決についてであります、あす6日の1時30分に採決を行いたいと思っております、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見主査** それでは、そのように決定いたし

ます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見主査** それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後2時23分散会

平成27年10月6日(火曜日)

午後1時27分再開

出席委員(7人)

主	査	二見康之
副主	査	河野哲也
委	員	蓬原正三
委	員	横田照夫
委	員	野崎幸士
委	員	高橋透
委	員	西村賢

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

総務課主幹	河野剛
議事課主任主事	沼口恭一郎

○二見主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 議案第23号についてお諮りいたします。原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子(案)についてでありま

す。

主査報告の内容として、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時31分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 ないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時31分閉会